

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
家わけ七

解題

本書には『旧記雑録拾遺 家わけ七』として鹿児島県内外所在の旧・現蔵を含め六家の文書を収録した。前巻の『家わけ六』にも記したように、『旧記雑録拾遺 家わけ』編の鹿児島県史料刊行の意図は「既刊の伊知地季安・季通編の旧記雑録を補充する一連の仕事として未収載の文書はもとより、収載済のものも特にまとまって刊行普及しているものを除き、あらためて家別に一括掲載することとした」ものであり、今回は前巻に引き続き当館史料編さん室で収集・整理・解読・編集が全部または一部について終了したものの六家分を刊行紹介する。

文書の掲載順は前巻にない、あいうえお順とした。以下、個別に簡略な説明を加えていこう。

阿多文書

阿多文書は曾於郡志布志町帖、阿多家相伝文書である。中世文書二四点・近世文書五点・系図一点を掲出する。中世文書の中には応永年間における南蛮船に関する史料八点を含み、この方面の重要研究史料として知られている。(『史学雑誌』四三巻八号、高柳光寿氏「応永年間における南蛮船来航の文書について」は阿多文書をはじめて学界に紹介した詳細な論考である。)

阿多家は島津氏一族町田氏流で、阿多の名は薩摩国阿多郡の郡名による。町田氏系図(『鹿児島県史料 旧記 雑録拾遺 家わけ三 藤原姓町田氏正統系譜』平成五年一月刊)によれば、町田氏八代清久の子、九代忠良の弟久清が応永十八年(一四一一)三州守護島津元久より久豊への交替の時期に、阿多一郡を給地として宛行われたことにはじまる。阿多家がいつから志布志に居住したかは明らかではないが、『志布志旧記』等によれば、おそらく中世末、本領阿多を離れて志布志に転住するに至ったのであろう。近世阿多家が志布志郷の嚮役として、

また高持として重要な役割を果たしていたことは伝存する近世文書等からも推測されるところである。

中世文書は一点を除き、島津忠国宛行状以下二三通が一巻のうちに収められているが、これは巻末の奥書によってその由来を知ることができる。すなわち、慶応二年（一八六六）、志布志地頭であった町田久長が阿多家の本家町田家の当主であったところから、文書を実見、表装等を修復し、重宝として格護すべき旨を阿多源大夫に指示しているのである。文書の配列は年代順ではなく、本文書でもそのまま成巻順に掲載した。二三点中旧記雜録未収載は二点（曆応六年正月五日の沙弥覚受讓状）である。

阿多家は町田家の庶家であるが、阿多家の中では本文書所蔵の志布志阿多家（『鹿児島県史』に阿多鶴翁家とみえる。）が近世薩藩領内居住の十余家の本宗家である。「阿多氏記録留井家伝記」は正徳三年（一七一三）以降の一族関係の記録を詳細に記している。阿多新之丞―源太夫が阿多本宗家の通称であった。

なお本文書は『鹿児島県史料集（Ⅷ） 薩摩国阿多郡史料』中にも採録されている。応永年間の南蛮船関係史料は近年海外交渉史の研究史料としてとり上げられる他、九州政治史、島津氏の奥州家・総州家の対立抗争史料としても検討されるようになった。一例として『笠沙町郷土誌 上巻』所収、江平望氏の中世「南蛮船来航」の記述がある。

今回の刊行に際し、原本照合の困難なものについては昭和四十一年十一月、鹿児島県史料拾遺刊行会発行の『鹿児島県史料拾遺Ⅶ 志布志阿多文書』並びに往時筆者や原口泉氏が撮影収集した写真等によったことをお断りしておく。

篠原文書

篠原文書は宮崎県の都城篠原家伝存文書であり、本書は東京大学史料編纂所所蔵の謄写本「篠原文書并系図」

を底本とした。同本には「日向国北諸原郡都城篠原秀輔藏本、明治二十年十一月編修久米邦武文書採訪ノ時同郡役所ニ託シテ之ヲ謄写ス」の奥付がある。

系図写三点の他文書九点で、天保・弘化・嘉永年間に荒川秀山等編纂の「荘内地理志二四」(都城島津家所蔵)にも系図を除く同じ文書八点が原本より書写収載されている。それには冒頭に「篠原 藤姓篠原者堀河大臣忠義嫡流権大臣是次之裔也、中頃秀長と云者あり、始て篠原と称す、薩州牛屎之院に住す、後道国といへる者檜前と称せし人あり、家藏八通の古文書あり、左ニ臨摹す」の説明がある。

篠原氏は檜前姓、牛屎院(現大口市)篠原を本貫の地とする旧族で、古く安元年間、牛屎院郡司元光(太秦・桑幡氏)と郡内領主権を争った光武名主国吉(能)を祖とする。一族繁衍して肥後佐敷・二見にも及んでいたことが系図に記されている。『旧記雜録前編』には野田篠原文書として四点、出水篠原文書として一点収録されているが重複せず、本文書は未収載である。ただ本文書のうち「大隅国菱刈院地頭職知行所注文写」と野田篠原文書中の「菱刈院地頭職注文」とは同一史料よりのそれぞれの写と思われ、記載内容に若干の相違がみられる。とくに後者には応永十八年(一四一一)八月十日の年月日が記入されているが、前者にはそれが無い。本書では記載内容については改めず、年月日のみを補入した。また原文書より書写の際脱落したとみられる箇所は括弧で補入した。中世、篠原氏は牛屎院から菱刈院にかけて在地領主として活躍したのであり、本文書並びに関連文書を併せて考察するとき、その一点毎の文書のもつ史料的价值は極めて高いと思われる。(拙稿「薩摩国御家人牛屎・篠原氏について」(鹿児島大学法文学部紀要『文学科論集三』)・「大隅国御家人菱刈・曾木氏再説」(『中世日本の諸相』参照))

曾木文書

曾木文書は鹿児島歴史資料センター黎明館所蔵文書である。昭和五十四年、加治木町反土曾木家より寄贈された。『鹿児島県史』には曾木豊二氏所蔵文書として引用されている。曾木氏は中世菱刈院郡司菱刈氏の支流で同院曾木の地（現大口市曾木）を本貫とする鎌倉御家人の系譜をもつ旧族であるが、中世末より島津義弘の側近の士として活躍し、(元龜三年の木崎原合戦において曾木播磨守重治戦死、慶長五年の関ヶ原合戦において曾木重松・重貞は兄弟で参加、義弘の供をして帰国。)近世、義弘―忠朗にはじまる加治木島津家の重臣として近代に至っている。

曾木家はまた新納家と並び加治木島津家の役人家として垂水島津家の川上・町田家と同様に、代々藩主への謁見や、城下士としての処遇が認められていた。従って伝存文書の中には加治木島津家との関係を示す政務儀礼、家政経済史料、公私日記覚等が多く含まれている。本書では当館での受入れ整理目録順に、内容の重複するものや幕末近代史料を除いてほぼ全部を収録して近世薩藩士の生活実態の一面を窺知し得る資料の提供につとめた。なお冒頭の八〇号文書までは曾木家が近世中期以降、座右宝として伝存するに至ったと思われる手鑑一卷収載の文書群で、中に元弘三年(一一三三三)の山城国御家人小枝敦康申状の如き例外はあるものの、大半は薩藩関係者名人士の書状等であり、別にその発出者、記載者二八人分についての説明書を成巻した付属一卷がある。これらによって近世旧家で珍重された手鑑成立の事情を考察することも可能であろう。本手鑑の巻末に島津義久の義弘宛の書状を収載しているのも意味があるろう。また本文書には曾木家と義弘との緊密な関係を反映するものとして義弘書状写が多い。それらの中には『旧記雑録』に記載されているものもあるが、内容的にはその誤脱を訂正するに足る良質の写本が多い。ことに慶長十九年(一六一四)と比定される義弘書状写集書四〇点は注目されよう。

なお本文書については「鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録(Ⅱ) 文書」・「同(XI) 文書(2)」に曾木文書三八五点の目録と文書写真一九葉・四葉が収載されており、「黎明館調査研究報告第五集」には堂満幸子氏「曾木文書について」の史料紹介があり、旧手鑑仕立文書中の詩歌、短冊類三〇点を除く五〇点の書状に解説を加えている。さらに「同 第六集」にも同じく堂満幸子氏「曾木文書について(続)」の史料紹介があり手鑑以外の島津義弘感状他主要文書二四点について解説を施している。

また曾木家は菱刈家の分家であることから、菱刈家文書写数点(応永九年八月十六日の島津伊久宛行状一通・応安八年四月の菱刈重遠申状写二通の計三通)を伝えている。同文書には元禄三年(一六九〇)五月の奥書があり、曾木家先祖ゆかりの文書であることから菱刈家から曾木家に贈られたものであることがわかる。

曾木家自体の文書中にも鎌倉時代の(一)嘉元三年九月二十六日の鎮西下知状写、(二)正中二年十二月九日の曾木宗茂讓状写、(三)延慶二年十二月二十二日の鎮西下知状写があるが、(一)は大隅国御家人曾木宗茂と薩摩国御家人莫祢勤行養女平氏女の菱刈郡久富名内田島屋敷並びに築地村・桑田代村等の縁族内の知行争いに関する裁許状であり(同文書の一連の關係文書写七点は菱刈文書「曾木氏庶流系図其外書付」の中にある)、(二)は同じく曾木宗茂の子息忠茂への薩摩国牛屎院内為久名々主職讓状であり、(三)も同じく曾木宗茂が大隅国御家人祢寝郡司清治と祢寝院南俣山本・光松両名の知行権をめぐって争った際の裁許状であり、何れも曾木家にとって重要な文書として伝えられたものであろう。(一)・(二)にはそれぞれ元禄十年(一六九七)の藩記録所の覚書が付属しており、それによれば藩庁に提出中のところ、元禄九年四月の罹災で焼失、そのため控写によって復元したものを下附するとある。(三)も同様の事情で写本の形で曾木家に伝存したのであろう。写本であっても原本に準ずる重要文書といつてよいであろう。とくに(三)は菱刈・曾木氏が鎌倉時代はじめ祢寝院南俣の支

配権をめぐるって祢寝氏と争った経緯を示す史料として興味深い。(拙稿「大隅国御家人菱刈・曾木氏について」

曾木文書の紹介を中心に」(鹿兒島大学文理学部『史学科報告一三』・前出「大隅国御家人菱刈・曾木氏再説」参照)

野辺文書

野辺文書は宮崎県都城市郡元本村寅雄氏所蔵文書である。野辺氏は中世、日向国櫛間院領主として知られ、その関係文書を代々相伝してきた。本貫の地は武蔵国榛沢郡野辺郷で、武蔵七党中の猪俣党小野氏の出とする。或いは鎌倉時代の末、島津莊日向方総地頭北条氏の代官として櫛間院地頭職を得たものかともいわれている。野辺文書には他に曾於郡志布志町野辺盛博氏所蔵文書のあることが知られており、野辺家の文書が二つに分かれていることがわかる。それは中世末、野辺盛仁が櫛間院退去以前、その子盛篤が鹿兒島に出府、島津本宗家に仕え、その子盛武がまた肝付氏に備えるため、天正五年(一五七七)救仁郷蓬原に移住を命じられ、さらにその子盛清の代に串良より志布志に移ったのに対し、一方盛仁は退去後、島津氏支族北郷氏の領内荘内(都城)に移り、子孫その家臣になったという経緯による。

今回は都城に残された野辺文書のみを掲載するが、別に都城島津家でも往時野辺文書を書写しており、その蔵書中に「野辺古文書系図共全」があり、さらにそれを東京大学史料編纂所で謄写した「野辺古文書」中には現存の野辺文書中には見当たらないものが四点あるので追補掲載しておく。

野辺文書については『鹿兒島県史料拾遺(VI)』(昭和四十一年)に拙編「志布志都城野辺文書」として五一点両家分を併せて紹介したことがある。また『宮崎県史料編 中世1』(平成二年三月)に都城の野辺文書として二五点、『同中世 2』(平成六年三月)に志布志の野辺文書として三一点を収録。それぞれ解題に説明がある。

さらに都城市教育委員会より「野辺・東條家古文書」(『都城文化財調査報告書 第三十集』)が同市文化財専門員重永卓爾氏の詳細な解説付きの写真版として平成六年三月に刊行されている。また系図類も多く興味深い。その一点北条氏系図について、その内容の分析から成立の年代を推考した福島金治氏の「野辺本北条氏系図について」(『宮崎県史料編 中世1』付録しおり)がある。

菱刈文書

菱刈文書は鹿児島市菱刈則博氏所蔵、鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託文書である。菱刈氏は平安末期、大隅国菱刈郡郡司として現れ、藤姓で初祖を重妙とする。鎌倉初期、一時祢寝氏(建部氏)と祢寝院北俣の領有をめぐって争っているが、菱刈郡は代々相伝、建武年間には菱刈郡半分地頭職を知行している。早く馬越・曾木氏等支族を分出している。菱刈家伝来の中世末以来の主要文書の大部分は元禄九年四月の鹿児島城の罹災で焼失、藩史局ではその後文書の復元に努め、原本に近い形の写本を作成し、菱刈家に下付している(二巻現存)。今回刊行するのはそれらを含む成巻文書の整理済分である。掲載にあたっては(一)文書類、(二)系図類、(三)由緒書、そして終わりに分家曾木家関係の(四)「曾木氏庶流系図其外書付」の順とした。(四)は曾木文書で掲出した嘉元三年九月二十六日の鎮西下知状写と一連の嘉元三年正月の平氏女申状はじめとして同年九月の平氏代隆円申状写に至る七通の文書写が集められており、相良氏と曾木氏の菱刈郡内の所領相論の内容経過を具体的に知ることができる。これらは旧記雑録未収載の文書である。

(一) 古文書類のうち、最初の一巻は建武二年三月二十八日の菱刈藤平宛足利尊氏の軍勢催促状をはじめとして菱刈氏の領地支配を立証する基幹文書一七通を書写成巻したもので、末尾に元禄十年正月二十五日の島津(佐多)久達の奥書があり、罹災焼失後の復元の経緯を述べ、正文通り大切に保存すべき旨を令達している。以下、

卷子本の大部分の文書は写であるが、島津義虎書状等、一部原文書も伝えられている。特に菱刈本城よりの書状等一卷は原本と思われる、その発出者の多くに「ひしかり本城より」、或いは「ひしかり本城内城より 大に」、或いは「たいに」、或いは「大に ひとしかり御内より」とある。大にとは恐らく近世菱刈家の祖重広の母であろう。同人は薩州家島津氏の実久の女で、出水領主義虎の姉に当たる。書状の中で肥後八代、隈元在番のことがみえ、それについて義虎の助力を求めている記述がある。肥後在番は天正八年（一五八〇）以降のことであり（義虎は天正十三年に没している）、当時なお本城に菱刈重猛後家（重猛は永禄九年に没）は居住していたことになる。通説では重広は天正二年（一五七四）に本城・曾木の領地を失い、伊集院の神殿に移居したように書かれているが、本文書の内容からみて不正確のように思われる。

はたして元和二年八月二十日「菱刈大膳亮口上覚案」には「其砌先之為御手附、本城・曾木両所被下候間、本城へ罷移候、然共近所ニ両城致格格護候事、憚多奉存候間、曾木之事ハ其後差上被申候、其返地于今不被下候事」とあり、また「太閤様御下向已後、伊集院上神殿一名被下罷移候処」とあって、拝領の二所のうち曾木は返上しその替地は下付されなかったというのである。本城にはそのまま在城し、秀吉の九州入り、すなわち天正十五年（一五八七）以降に、伊集院上神殿に移居したと思われる。（上神殿にはそれより以前、永禄七年以降、真幸院より北原兼親が移されている。）天正二年に本城を失ったとは考えられないのである。かく解するとき、この巻の大二書状の内容の矛盾は解消し、永禄十二年（一五六九）菱刈氏服属以後の菱刈氏の島津氏家臣団への組みこみの具体的事例を示す史料として重要な意味をもってくるのであり、且つ現在に至るまで菱刈本城に重州・重猛・重広の墓塔がまつられている事実も理解できるのである。（成巻本以外の菱刈文書中に重広の墓塔のある本城曹源寺と菱刈家の緊密な関係を示す文書が残されている。）本城は菱刈氏の本拠地であり、戦国期、菱刈氏が重州・

重猛・隆秋代、島津氏の版図拡大に日向北原氏や肥後相良氏と結んで抵抗し、永禄十二年、遂に服属した際も曾木とともに本城が所領として安堵されたのであり、天正二年、曾木を手放したあともしばらくは本城を領有していたことがわかる。『薩藩沿革地図』には天正元年・同十四年図に本城領主として菱刈重広があり、文禄四年図では神殿領主として記されている。また『旧記雑録後編一』の一六六号文書、天正八年の肥後水俣陣立日記に一番方の脇將の一人に菱刈半右衛門（重広）、本城内物頭一人とあり、『旧記雑録後編二』の一六〇四号文書で本城のうち南浦村は文禄四年九月二十八日東郷源七郎に給与されていることがわかる。そして『伊集院由緒記』上神殿村飯綱大明神文禄五年二月板面裏銘に大檀那菱刈重広の名がみえる。重広は慶長四年（一五九九）荘内の乱で戦死したが、その後、子孫は鹿兒島城下士として重職を歴任している。

(二) 系図類では数多くの菱刈古系図が収録されているが、相互の相違点が多く、定本の藤原姓菱刈氏系図作成までの経緯・関係者の腐心の跡が窺えよう。中で正長二年（一四二九）三月二十六日の菱刈郡所領相伝系図は通説と異なり、菱刈氏の祖を進士判官重妙と三郎房相印親子として掲げており、注目される。中世、曾木氏を含め菱刈氏の相伝関係が必ずしも明確でないため、種々の説が生まれたのであろう。(三)の由緒書類の記述もそのことと関係があろう。(前出「大隅国御家人菱刈・曾木氏について」曾木文書の紹介を中心に)。「大隅国御家人菱刈・曾木氏再説」参照)

本田文書

本田文書は鹿兒島県歴史資料センター黎明館所蔵文書である。始良郡加治木町反土、本田家旧蔵文書で、昭和四十九年と五十一年同家より寄贈された。同家は先祖が島津義弘の側近士の一人、蒲生地頭もつとめた本田源右衛門尉親商で、子孫代々義弘の後を継いだ加治木島津家に歴仕した重臣家の一つ。

本書には慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原合戦に父子共に従軍した際の感状をはじめとして、近世初期から幕末に至る間の同家伝存の一紙文書並びに冊子類九〇点を受入整理番号順に収載した。同家文書のうち四五点は昭和三十一年、『鹿兒島県史料拾遺（Ⅰ）』加治木本田文書（同刊行会、孔版、本田源三氏所蔵）として紹介されている。今回の刊行に当たっては同書を参考にして腐損等によるその後の脱漏分を補訂した。なお『鹿兒島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録（Ⅱ）』文書・『同（Ⅵ）』文書（2）に本田文書の目録並びに写真三葉・一葉が収録されている。義弘・久保の朝鮮出兵時の供衆名簿や、帖佐・蒲生戦死衆名簿等注目すべき史料が含まれている。

以上、本書に掲載した六家の文書について概述した。なお今回掲載できなかった諸家文書については『旧記雑録拾遺 家わけ九』として編集・刊行の予定である。終わりに本巻の収載史料・文書点数・『旧記雑録』との重複関係を表記したものを付し参考に供する。

（五味 克夫）

『旧記雑録拾遺 家わけ七』の収載史料・文書点数など

合計	阿多文書	篠原文書	曾木文書	野辺文書	菱刈文書	本田文書
五三四	六	九	三五	二五	二〇	八九
四六一	六	九	三六	二五	二〇	八五

文書（含、系図）数と『旧記雑録』への収・未収点数

文書点数	「旧記」収載	「旧記」未収載
六一五	二〇	五五〇
九四	三	八八
一三一	一一	一二二
二九	一六	一三
三二一	一一	三二〇
一一	三	八
二九	二〇	九

例言

一 本書は、「阿多文書」以下六家中世・近世文書を収め、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ七』として刊行するものである。本書の底本とした文書名と所蔵を掲載順に示すと次のとおりである。

史料名	所蔵別
阿多文書	阿多鶴翁氏(曾於郡志布志町)
篠原文書并系図	東京大学史料編纂所(謄写本)
曾木文書	鹿児島県歴史資料センター黎明館
野辺文書	本村寅雄氏(宮崎県都城市)
菱刈文書	菱刈則博氏(鹿児島市)
本田文書	鹿児島県歴史資料センター黎明館

一 総合的な文書名の表記は、原則として本来の氏姓に従って「○○文書」とした。文書の配列は五十音順とした。個々の文書や記録などの掲載にあたっては、「曾木文書」と「本田文書」は『鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録Ⅱ 文書』の目録順に収載し、それ以外は原則として編年順に収め、成巻されたものや編さん物については底本の収載順に掲載した。

- 一 文書や記録などの文首には、通し番号と文書名を付した。重出文書等は文書名のみを示し、本文は省略した。
- 一 収載した文書の欠失箇所をほかの文書や写本等によって補充する場合は、次のようにした。
 - ア 補充箇所は▽△で示し、末尾に典拠史料を注記した。
 - イ 補充にあたっての典拠史料のうち、「旧記雑録」に拠ったものは⊕で示した。
- 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。
 - ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。
 - イ 文書・記事中にある「○」印・「●」印などは、底本の体裁に従った。
 - ウ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。
 - エ 文書・記録・記事中には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。
- 一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□または□を以って示し、判読不能な文字については■で示した。
- 一 見せ消は、その文字の左側に「々」を付した。
- 一 頭注や行間の書き込みは、底本の体裁にあわせた。
- 一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。
- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 原文中の返り点や送り仮名などは、一部を除き省略した。
- 一 原文中の地名・人名・官名・年号等に施されている朱引は、すべて省略した。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、仁、茂、者、与など一部はそのまま用いた。
- 一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 支(事) 笏(州) 昏(紙) 季(年) 皆(時) 躰(体)
陳(陣) 諏方(訪) 麕(鹿兒) 蛇(虵) 祝義(儀) 留主(守) 刁(賁)

旧記雜錄拾遺家わけ七 目次

解題	1
例言	11
目次	15
阿多文書	1
篠原文書	四五
曾木文書	五三
野辺文書	四〇一
〔都城野辺文書〕	四二七
〔野辺古文書〕	四三一
菱刈文書	五八一
本田文書	六五七
文書目録	六五七

阿
多
文
書

〇一 阿多氏古文書集(卷子)

1 島津忠国宛行状

薩摩國伊作庄之内大野事、所宛行也、早任先例、可被領知状如件、

永享二年六月卅日

(島津忠国)
(花押)

阿多殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇九号文書ト同文ナリ)

2 島津忠国宛行状

薩摩之國河邊之内泊之津事、依忠節當行所也、早任先例、可為領知之状如件、

永享二年十一月三日

(島津忠国)
(花押)

阿多殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二六号文書ト同文ナリ)

3 島津好久宛行状

薩摩國伊作院内和田・大野、多布施内高橋、河邊内田邊

田・田上・野間・今田・泊津之事、為料所當行所也、任先例、可令領知状如件、

永享二年十二月七日

(島津)
(好久(花押))

阿多殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二七号文書ト同文ナリ)

4 島津好久契状

契状

一右之意趣者、天下てんへん候いふ共、相替申ましき事、

一御大事之時者、身之大綱と存、御用可立申事、

一如此申談候上者、若わんさん、くわうかい出来候す

る時者、以面可申承事、若此条々偽申候者、

日本國中大小神祇、別而者、

伊勢天照大神 熊野三所こんけん

八幡大ほさつ 諏方上下大明神

天満天神御罰可罷蒙候、

永享二年十二月七日

(島津)
(好久(花押))

阿多殿(忠清)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一三〇号文書ト同文ナリ)

町田飛驒守殿(家久)

(本文書ハ「旧記雜錄附錄一」二二六号文書ト同文ナリ)

5 島津忠国宛行状

嶋津御庄薩摩方河邊郡内今田八町事、為祈所所宛行也、早任先例、可領掌之状如件、

永享九年五月廿八日

(島津忠國)
陸奥守(花押)

阿多龜徳殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一二〇七号文書ト同文ナリ)

6 渋川道鎮滿頼書状

南蠻船可着岸当津博多候之處、依海上怖畏、其方ニ逗留之由注進到来候、不可然候、仍先京都へ申候了、如何ニも被加御助成、早々此面ニ被送越候者目出候、就其態遣迎船候、随而津々浦々警固事堅申付候、可有御心得候、恐々謹言、

恐々謹言、

(応永二十六年)
八月五日

(渋川滿頼)
道鎮(花押)

7 渋川道鎮滿頼書状

就南蠻船事、先日進飛脚候之處、委細御返事本望候、然而此船于今逗留、無心元候時分、自京都阿度如被仰下候者、早々此面へ召寄、可送進兵庫津之由候之間、重進使者、不可有御無沙汰候、上意可有御不審候之間、先日御返事共令京進候き、委細之旨愛阿可申候、将又當職事

義俊蒙仰候之間、進状候哉、恐々謹言、

(応永二十六年)
十月廿三日
(渋川滿頼)
道鎮(花押)

町田飛驒守殿(家久)

(墨引)

(本文書ハ「旧記雜錄附錄二」一一九七号文書ト同文ナリ)

8 渋川義俊書状

就南蠻船事、進芥河愛阿候、委細申候哉、如何ニも早々

送給候者目出候、具嶋津方へ申候了、御無沙汰候者不可

然候、恐々謹言、

(応永二十六年)
十月廿三日

(渋川)
義俊(花押)

町田飛驒守殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二一九六号文書ト同文ナリ)

9 渋川義俊書状

就南番船事、進愛阿候處、御奔走之由申候、目出度候、
但于今延引不可然候、其段嶋津方使ニ申候了、如何ニも
早々此面へ被廻候者可然候、尚遲々候者 上意可無勿躰

候、恐々謹言、

(応永二十七年)
二月十七日

(渋川)
義俊(花押)

町田飛驒守殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二一九八号文書ト同文ナリ)

10 宗寿書状

就南蛮船事、愛阿越國候處、御奔走目出候、随而自嶋津
殿使者、尚委細申候、如何ニも此船早々被遣廻候者可然

候、事々連々可申候、恐々謹言、

(応永二十七年)
二月廿三日

宗寿(花押)

町田飛驒守殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二一九九号文書ト同文ナリ)

11 渋川義俊書状

嶋津方使者帰國之時、委細申候之處、南蛮船去月十五日
可出船之由、自那弗答状到来候、目出候、但又延引候欵、
其後さ右無首候、無心元候、度々委細申候之上者、雖不
可有御等閑候、尚々御奔走可然候間、態進飛脚候、具嶋
津方へ申候、可有御心得候、恐々謹言、

(応永二十七年)
三月廿二日

(渋川)
義俊(花押)

町田飛驒守殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二二〇〇号文書ト同文ナリ)

12 町田阿家久忠書状案

(端裏書)
「あくたかわとの方
御返事」

先日石塚大和入道下向候時、預御状候条、於今恐悦至候、隨而、就南蛮船事、自上方御書拜領、面目至、畏入存候、兼又彼船出津致用意候刻、匠作大勢にて、去月廿三日此境寄来候あひた、馳向防戦仕候處、仍敵方數百艘、以兵船彼船可取之由、相工候事現形候間、大驚候て、綱碇切捨、俄退出候、よて懸置候間、其外當津者共、不殘一人も退散候間、是非不及候、無面目次第候、此等之趣彼使者委細令申候間、定披露可被申候哉、此趣任上意候様ニ

御方便、於身悦喜此事候、恐々謹言、

(応永二十七年) 卯月七日

(町田) 家久御判

芥河殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」二二五号、「旧記雜錄附録二」二二〇一号文書トホテ同文ナリ)

13 島津愛寿丸軍忠状案

(端裏書) 「一」見状あん

嶋津大隅愛壽丸言上(親忠)

薩摩國凶徒等、構市来院城擲、依立籠之間、以今年九月廿九日御合戦之時、愛壽丸・若黨東条孫七久元以下、致軍忠、合戦之次第、隱岐七郎行貞・知覽院三郎久直・田五郎次郎入道覺勝令見知訖、然者早賜御一見状、為備後證、目安状如件、

建武四年十一月廿日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九八七号文書ト同文ナリ、但シ日付ハ廿四日トアリ)

14 島津孝久元宛行状写

大隅国大柵寝院郡本永吉内田蘭注文別希有之事、為給分所相計也、任先例、可致沙汰之状如件、

永徳二年七月十日

(島津) 孝久(花押)

町田(清久)五郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」四二七号文書ト同文ナリ)

右文書、正徳五年未二月廿四日、本書町田郷九郎殿方差遣候ニ付、新之丞自身御記録所へ罷出、御記録奉行川上

平右衛門殿へ申断、郷九郎殿へ遣候訳、御座相記有之也、

17 了玄宛行状

薩摩國阿多郡之事、為祈所宛行申處也、仍任先例、可有

知行之状如件、

應永十八年八月廿二日

(伊集院頼久カ)

了玄(花押)

町田飛驒守殿

先以渡愚状送り候處ニ、御念比の御意のとをり悦喜仕候、兼又かさねてあんないを申入候、御はいりやうの御事ひたすらたのミ入存候、我々かふねの間事へ、風ニよ

り候て、しせんの時へ、御意をたのミ入候、委細者、使

僧申され候へく候事候、恐々謹言、

五月卅日

代主(朱印)

進上

(ハハリ紙)
「此了玄誰共相知候付、御記録奉行篠原善兵衛殿江糺方相頼候処、久豊公御家老吉田若狭守ニ別条有之間敷之由承置候事」
(本文書ハ「旧記録録前編」二八二三号文書ト同文ナリ)

16 島津元久安堵状

18 島津忠国宛行状

大隅國大柵寝内本給分事、不可有相違、仍可令領知之状

薩摩國鹿嶋郡内中村・郡本、為祈所宛行處也、然者早任

如件、

先例、知行不可有相違之状如件、

應永七年三月十七日

(島津元久)
陸奥守(花押)

應永廿四年二月六日

町田飛驒守殿

(島津)
忠国(花押)

(本文書ハ「旧記録録前編」二六五一号文書ト同文ナリ)

町田飛驒殿

(本文書ハ「旧記録録前編」二九五三号文書ト同文ナリ)

19 島津忠国宛行状

河野邊内田野上十八丁 并高橋三十六丁、此外事者、伊集院現形候時、關所次第立替七十丁、為新所可相計状如件、

永享二年卯月廿日

(島津忠国)
(花押)

阿多殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一〇八号文書ト同文ナリ)

21 沙弥覺受讓状

讓与 字嶽壽所

薩摩國阿多五大院水田北下四反・久留原六反、合老町右件院田者、覺受為重代相傳之所領之間、限テ永代お、所讓与字嶽壽仁也、但於社家年貢等仁、任本證文之旨、無懈怠面々仁令勤仕、無他妨可知行也、仍為後日讓状如件、

曆應六年癸未正月五日

沙弥覺受(花押)

20 島津久光讓状

讓与 薩摩國阿多郡多布施内五大院河縁五反

右件院田者、久光為重代相傳之所領之間、限テ一期仁、所讓与婦ニテ候者也、一期ノ後者可被讓孫仁テ候米寿仁也、但於社家年貢等仁、任本證文之旨、無懈怠面々仁令勤仕、無他妨可知行也、仍為後日讓状如件、

至徳二年丑乙六月一日

鳴津恒吉

藤原久光(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二四四一号文書ト同文ナリ)

沙弥寛受(花押)

23 僧琳慶讓狀

嶋津下野彦三郎左衛門尉殿御子息德壽御前(久長)与琳慶、自幼少依申師弟契約、奉讓薩摩國阿多郡五大院内田地拾町貳段、同池邊藺壹ヶ所(宗久)在別紙付者、

右彼田藺等、依不淺德壽御前御志、相副河邊弥平太入道後家自筆讓狀并次第證文等、限永代奉讓畢、守證文等之旨、可有御知行候、但社役者、任先例、可有其沙汰候、更不可有後日違乱煩・変改之儀候、仍為後代龜競(總)、讓狀如件、

文保貳年二月廿日

僧琳慶(花押)

(本文書ハ「日記雜錄前編」一三三九号文書ト同文ナリ)

24 町田久長奥書

御文書一軸表装相損、此節加修覆早、家之重寶不過之、永代不朽之格護專要候也、

志布志地頭

本宗

町田少輔

慶應二年丙寅六月十五日

久長(花押)

阿多源太夫殿

〇二 本宗町田成久契約狀写(卷子)

(卷子表紙)

本宗町田成久契約狀寫

1 町田成久契約狀写

契狀

右意趣者、縦三ヶ國雖轉變候、貴方様はなれ申、身持別持ましき事、

一和纒仁候て、何程虚説被聞食候共承候、以面直可申承事、

又今までハ虚説不承候、縦何様事出来候共、用申まし候、御大綱之時者、御用可立申候、身大綱之時者、

可被見繼申候、若此条々偽申候者、

日本国中大小神祇、殊者伊勢天照大神宮、別而者當所

鷹屋大明神 益山八幡大菩薩 天満大自在天神 諏方

上下大明神御罰お可罷蒙候、

応永廿七年霜月廿八日

(町田成久)

五郎丸

阿多殿
(忠清)

文化十三年丙子二月廿八日

本宗町田監物

久視(花押)

志布志

阿多新之丞殿

〇三

町田久連証状

(包紙ウハ書)
「証状」

2 町田久視奥書

右五郎丸者、予十七世祖町田伊賀守成久之幼名也、成

久者其方出自祖町田飛彈守久清入道廣林舎兄町田忠良

之嫡嗣也、應永年中久清長子阿多忠清薩之兩方九郷を

領し、阿多邑ニ居城の節、成久幼弱にして久清父子の

預後見、因契約状一通を所遣置也、今也四百九年、予

家成久の手蹟不致所持ニ付、今般所望之處早速被返遣

之、殊以祝着之至候、因茲本書之字畫墨色無相違令辜

写之、自加判形畢、子孫永久本書同然宜致筒藏者也、

仍奥書如件、



右紋者、我等家紋之中也、雖然其方家、以為當家庶流、
此紋依頼望、代々嫡子迄令免許之状如件、

安永三年二月日

町監物

久連(花押)

阿多新之丞殿

三角その
下畠 六畝拾六歩 大豆二斗八升八合 同人

屋敷 三畝 大豆老斗九升九合 同人

桑 老本 粃老升

大宮司畠 孫野之内
中畠 老反五畝九歩 大豆貳俵三斗九合 大炊左衛門

くそり園 安楽
中畠 老反九畝十八歩 大豆三俵五升六合 甚四郎

竹崎 同人
山畑 三畝十五歩 大豆老斗二升三合 八幡領之
大豆六升六合 源左衛門尉
(消印)

中原 八幡領之
下畠 六畝拾六歩 大豆二斗六升六合 源左衛門尉

芋 老分 粃老升

新ほり 外之牧之内
下畠 老反七畝之内 主水助
老反三畝十五歩 大豆一俵二斗八合五勺

田方 合七段七畝拾三歩

粃四拾老俵二斗八合

島方 合老町一段九畝十歩

大豆拾八俵二斗二升五合五勺
田島屋しき上木籠

都合田島老町九段六畝廿三歩
十九歩
粃大豆六拾俵八升三合五勺

右知行、従出水被相移候返地として令支配者也、

元和三年七月十九日

御支配所  (印)

〇五 阿多氏記録留並家伝記(冊子)

(表紙)

正徳三年巳四月

阿多氏記録留并家傳記

阿多新之丞

正徳年間迄此判

(花押)

享保十三年申六月始迄

(花押)

享保十三申六月廿二日

より此判

(花押)

覚

阿多仲右衛門

右家之儀、町田庶流阿多飛驒守久清二男佐渡守久満一流之系圖致所持候、且又仲右衛門亡父才左衛門代ニ家筋之儀ニ付嫡家町田出羽忠尚江差出候書付を以相調候處ニ、御氏族之證據相見得、先祖代々町田家ニ相付社役等茂相勉候由ニ候、御氏族別条無之、佐渡守久満一流与相見得候、

右之通、此節被相究候之旨、肝付主殿殿より當家へ被仰渡、正徳三年巳四月十二日取次相良權太夫印形之御證文如斯候、仍而當家記録ニ書載之也、

覚

御方家之儀、吾等元祖阿多飛驒守久清二男佐渡守久満一流之系圖被差出候ニ付、此節御しらへ之上、久満一流ニ致決定候、且又町田家実名之儀、嫡子迄ハ代々久之字御免被仰付、二男以下実名、御家之字相避、俊之字可為名乘儀、此節被 仰出候間、向後俊之字を实名ニ用可被

成候、以上、

阿多新之丞印

正徳三年巳四月十六日

久浮（花押）

阿多仲右衛門殿

覚

出水衆中

阿多六郎左衛門

右六郎左衛門家、家傳之系圖所持不致、元祖之出所不相
知家ニ而候得共、六郎左衛門六代之祖阿多美作忠豊与申

者□見得、家之字代々忠之字実名ニ用来、久之字名

乗候儀無之由候、然者町田家氏族之外、平性阿多氏忠之

字用来候故、段々遂吟味候処ニ、町田家庶流阿多家之内

忠之字用来候家茂有之由、其上嫡家町田出羽忠尚氏族中

ニ社役相勤候節、右六郎左衛門家筋ニ居頭役相勉、贈答

之書状、其外書付等有之、町田氏庶流之證據相見得候間、

六郎左衛門家筋弥以郷九郎家之氏族無別条候、

右之通此節被相究候之旨、肝付主殿殿より當家江被仰渡、

正徳三年巳四月十二日取次相良権太夫印形之御證文如斯

候、仍而當家記録ニ書載之也、

覚

御方家之儀、家傳之□^(系図カ)も無之、元祖之出所茂不相知家

□^(ニカ)而候得共、□段々御しらへ□^(且カ)吾等家庶流ニ相極

□^(候、且カ)又町田家実名之儀嫡子迄ハ代々久之□^(字カ)御免被仰付、

二男以下實名御家之字相避、□^(俊之)字可為名乘旨此節被

仰出候間、向後俊之字を實名ニ用可有之候、以上、

阿多新之丞

正徳三年癸巳四月十六日

久浮

阿多六郎左衛門殿

覚写

阿多六郎右衛門家筋之儀被申出趣有之、御記録奉行江被

仰渡相しらへ候處、町田家之二男阿多氏嫡家志布志へ居

住候阿多新之丞ニ而候、右阿多家之二男長門与申者、阿

多六郎右衛門家之元祖ニ而候處、先年再撰之節、六郎右

衛門家者長門家筋ニ而無之、御氏族阿多家ニ而無之由、

右新之丞叔父阿多伴右衛門尉、其節ハ新之丞家之致番代

罷居、郷九郎家ニ段々申出趣有之、六郎右衛門家筋之儀

何分与不相究、依之此節被遂(御之)詮議候(處六也)即右衛門

家筋之儀、新之丞古系圖ニ記有之候長門家筋無別条候ニ

付、吟味之趣御記録奉行より新之丞江申聞候処ニ、吟味

之通、疑無之落着候、然者六郎右衛門家筋之儀最前系圖

之通、阿多家之二男長門一流ニ相究候通、御記録奉行申

出候間、右之通可被相心得旨主殿殿御差圖ニて候、以上、

正徳三年巳四月十六日 相良權太夫印

町田郷九郎殿

右之通、長門守家筋無別条段、此方より茂於御記録所申

出候故、御記録奉行田中五右衛門殿・市来早左衛門殿・

肥後仁右衛門殿・川上平右衛門殿しらへ之上、右之通致

決定候間可被得其意候、以上、

阿新之丞

正徳五年未四月六日 俊綿(花押)

阿多新右衛門殿

今度町田家(二男以下カ)實名 御家之字相避、俊之字可為名

乘旨被 仰出候間、俊之字實名ニ用可有之候、以上、

阿多新之丞

正徳三年癸巳四月十六日 久浮判

阿多六郎右衛門殿

覚

伊集院衆中

阿多平助 鳴津左衛門家来

阿多平右衛門 東郷衆中

阿多次右衛門

右三人、家筋町田家庶流ニ而 御家之字名乘来候由申出

候、家傳之系圖不致所持、元祖之出所不相知候得共、阿

多多炊介与申者より相知、其子阿多若狭忠季事、伯圍

様より左衛門歳久江被召附候由相見得候、然処歳久薩州

吉田被領候節、同所正八幡宮棟札ニ阿多若狭久鎮与申者

相見得候、右久鎮事略系圖ニ不相見得ニ付、於当座遂吟

味候処ニ右三家之先祖与相見得候、右通前より 御家

之字名乘来、其上町田出羽忠尚・同孝左衛門忠紀より氏

族中ニ社役被申付候ニ付、平助家ニ居頭役相勤候節被差

越候書狀其外書付等、此節當座へ差出見届候処ニ、町田家庶流之證據相見得候、然ハ右三人家筋弥以町田家氏族阿多氏之庶流与相見得候、右通前々より町田家庶流別条無之候条、此趣志布志衆中阿多新之丞方へ被為申渡、右三家江茂新之丞より實名之字相傳候様ニ可被為申渡候、以上、

巳六月十八日

御記録所

川上平右衛門印

肥後仁右衛門印

田中五右衛門印

町田郷九郎殿

右写通御記録所より被仰渡、阿多氏之氏族別条無之候条、右三家へ拜領之實名俊之字其方より可被相傳候、以上、

町田郷九郎印

正徳三年巳六月十九日

志布志

阿多新之丞殿

御方家筋元祖之出所茂不相知候得共、吾等事御記録所江被招呼御しらへ之上、阿多大炊介一流与相見得、此節吾等家庶流ニ相究候、依之當春 拜領被仰付候實名之字相傳候様ニと被仰渡候、各志布志へ招呼申渡答ニ候へ共、遠路ニ候間、致略書付を以申渡候、向後俊之文字を以實名ニ可被用候、左候而此書付相達候首尾可被申越候、以上、

正徳三年巳六月廿四日

伊集院衆中

阿多平助殿

右同案

阿多新之丞

日付右同

嶋津左衛門殿家来

阿多平右衛門殿

右同案

阿多新之丞

日付右同

東郷衆中

阿多次右衛門殿

覚

覚

阿多六郎右衛門家系圖之儀、亡父六太夫代於江戸類焼之節、右系圖焼失為仕之由候、依之御座御扣へ阿多周防介忠春より前御写被下度旨、私方江相附申出候、六郎右衛門より御座江茂右之訳可申上候間、願之通被仰付可被下候、以上、

未四月六日

志布志

阿多新之丞

正徳三年癸巳四月十六日

名乗判

阿多新之丞

右者、町田二男家以下俊之字ニ可為名乗旨被仰出候間、向後俊之字を實名ニ用可有之候、以上、

家之字俊

覚

御記録所

覚

一阿多氏古系圖巻卷
一右同文書写廿四通

右者、阿多太仲方江遣置候處ニ、太仲事、先年依科御仕置被仰付候、以後右系圖文書何様ニ罷成候哉、

脇方へ相散申候而ハ後代之障リニ可罷成と存申候間、御座より御糺被下、私方へ御渡可被下候、以上、

志布志

阿多新之丞

未四月六日

御記録所

家之字俊

覚

右同案

栗野衆中
阿多源助殿

正徳三年癸巳四月十六日

阿多新之丞

名乗判

清水衆中
阿多孫右衛門殿

覚

家之字俊

右同案

阿多新之丞

正徳三年癸巳四月十六日

名乗判

松山衆中
阿多三左衛門殿

御記録所

口上覚

私家之系圖亡父六太夫代ニ於江戸類火之砌焼失仕候、依
之御記録所江相知候通、此節為御写被下候様ニ被仰上可
被下候、以上、

右之本書、此内ニ入置也、

未三月

阿多六郎右衛門

飛驒守久清二男佐渡守久満子孫

阿多新之丞殿

鹿兒嶋

阿多仲右衛門

右之通、私方迄願出被申候、私家之二男家無別条候間、
願之通被仰付候様ニ御申可被下候、以上、

飛驒守經久二男長門守子孫

鹿兒嶋

阿多六郎右衛門

未四月七日

阿多新之丞

飛驒守忠堅二男大膳久宣子孫

一御自分家之庶流御當地并外城江居候者迄御用候間、不

松山衆中

阿多三左衛門

殘可被書出候、

飛驒守忠縣二男源五郎子孫

志布志衆中

阿多政右衛門

一庶流之内出所不相知家有之、自前々氏族之儀ハ無別条
由申傳有之候、家ハ可被書出候、

源左衛門忠佐二男

志布志衆中

阿多津右衛門

右之通御用候間、一家中被相糺、此外御自分家之庶流無
之由致奥書、御急用候間、今月廿五日限ニ當座ニ可被書

飛驒守忠金二男俊久一流之末々

栗野衆中

阿多源介

出候、以上、

五月十一日

阿多新之丞殿

飛驒守忠金二男俊久一流之末、

清水衆中

阿多孫右衛門

出所不知忠豐子孫出水衆中

阿多六郎左衛門

右者、私家庶流之面、其御地并外城ニ居候者、且又庶流之内出所不相知家有之、自前々氏族之儀ハ無別条由申傳有之候家御用之間、一家中不殘相糺、来ル廿五日限ニ御座へ書出可仕旨五月十一日御書付を以被仰渡、同十九日ニ相届奉得其意候、右之外、私方へ相知候庶流無御座候ニ付、如斯ニ御座候、以上、

巳五月廿日

阿多新之丞

御記録

御奉行所

覺

伊集院衆中

阿多平助

右、平助祖父代ニ私祖父源左衛門へ書中を以申来候ハ、御方家之庶流無別条事ニ候得共、系圖焼失仕候ニ付、出所も然与不相知候間、相糺候上、此方之庶流ニ可極遣旨

為申来由候得共、出所茂分明ニ無之、殊ニ其後何様ニ茂不申来、最前書中差越候迄ニ而無音ニ罷過候ニ付、今以何分ニ茂不相極家ニ而御座候、平助方へ元祖之別れ口ハ相知有之由私家ニ申傳候、是者為極儀ニ而ハ無御座候へ共、申傳儀ニ而御座候間、如斯御座候、以上、

巳五月廿日

阿多新之丞

御記録

御奉行所

覺写

正保年間御氏族之家、被相糺、系圖被納置候処ニ、到只今七十年ニ及、其家々之子孫系絶有之候ニ付、此節系圖系継被仰付候、右ニ付而ハ御氏族之家嫡家ニ茂申渡、又ハ庶流之家ニ茂可申渡趣、左ニ記之、

一御支流家譜最末ニ系載有之候人より當世出生之子共迄不殘書記、初中後之假名實名可書出候事、

一男女兄弟之次第不乱様ニ書記、誕生之年月日、母者何某女与父之假名実名書記、且又死去年月日、法名迄可相記事、

一其家より他ニ養子ニ參候者何某養子与養父之假名實名

書記、又ハ其家ニ入來候者ハ何某何男与相記、實父之

假名実名并母ハ何某娘与父之假名実名可書記候、女子

他ニ相嫁候者ハ何某妻与夫之假名実名可書記候事、

但惣而外城主之儀、何方士、家來之儀ハ何某家来与可書記事、

一地頭被下候人、何年何月日何方之地頭被下候与可書記

候、尤地頭替茂同断之事、

但地頭被下候程之御役被仰付候人ハ、御役右同断ニ可書記事、

右之通、其家々不殘略系圖ニ相記、來月十五日限ニ御記

録所江可被差出候、御急用ニ候間、聊延引有間布候、以上、

巳七月廿五日

御記録奉行

川上平右衛門

肥後仁右衛門

市来早左衛門

田中五右衛門

覚

志布志

阿多新之丞家

源左衛門忠祐以来并庶流之家兩代前之祖より書記可差出候、尤断絶之家ハ其趣可書記候、阿多六郎右衛門・阿多

仲右衛門・清水衆中阿多孫右衛門・出水衆中阿多六郎左

衛門・伊集院衆中阿多平助・島津左衛門家来阿多平右衛

門・東郷衆中阿多次右衛門、右家々江ハ御記録所より直

ニ申渡候間、此外之庶流之家々相糺可被差出候、以上、

七月廿八日

御記録奉行

覺

正保年間御氏族之家々被相糺、系圖被納置候処ニ、到只

今七拾年ニ及、其家々之子孫系絶有之候ニ付、此節系圖

系繼被仰付候ニ付、源左衛門忠祐以来并庶流之家兩代前

之祖より書記可書出候、尤断絶之家者其趣可書記候、阿

多六郎右衛門・阿多仲右衛門・清水衆中阿多孫右衛門・

出水衆中阿多六郎左衛門・伊集院衆中阿多平助・島津左

衛門殿家来阿多平左衛門・東郷衆中阿多次右衛門・栗野

衆中阿多源助、右家々江ハ御座より直ニ被仰渡候間、右

之外庶流之家々相糺略系圖相調、今月十五日限ニ可差上

之旨被仰渡、奉得其意、別番三通差上申候、以上、

志布志 阿多新之丞印

巳八月八日
御記録
御奉行所

写

大隅國大祓寢院郡本永吉内田園注文別係有之事、為給分所相

計也、任先例可致沙汰之状如件、

永徳二年七月十日

町田五郎殿

(島津)
孝久
御判

覚

文書尙通

右者、私家江前より格護仕御座候ニ付、此節差上申候、尤御記録所へハ私家文書之内ニ相載御座候ニ付、

御記録所江右之訳申上候、先年町田八右衛門殿より町田家之儀ニ付被申分共御座候節、私曾祖父阿多飛驒方へ出羽様より何ぞ町田家之證書所持不仕候哉之由被仰越候ニ付、其節茂文書数通差上為申儀ニ御座候、如

何様其節可差上之処ニ取落召置申候半と奉存候、

右差上候段、御書付可被下候、以上、

正徳五年未二月廿四日

阿多新之丞印

町田郷九郎様

町田郷九郎使口上

昨日者私宅へ御見廻、殊ニ先比承置候此方家之文書尙通御持參、忝存候、當□痛有之、不得御意御残多存候、追付上洛被成之由候、其砌御當地之様ニ御差越候半間、私宅へ御見廻候へ、可得御意候、御見廻之御禮、使を以申入候、以上、

二月廿五日

覚

阿多六右衛門家之儀、元来御自分家之庶流ニ而候処、先年親父阿多仲右衛門代從六右衛門祖父阿多掃部家之儀ニ付、入組有之、天倫之筋目違背被致候得共、六右衛門家御自分家之庶流別条無之候間、向後其通相心得、家之儀

ニ付、公私之行事等無滯可被致通融候、尤此節新ニ庶流

ニ為被仰付儀ニ而ハ無之候条、可被得其意候、以上、

午十月廿日

御記録奉行

川上平右衛門印

田中五右衛門印

阿多仲右衛門殿

右之通、仲右衛門殿へ被仰渡候ニ付而、仲右衛門殿より

書中被相添被申越候事、尤書狀此内ニ押付置候、是より

以後實有代、

先年當家二男以下實名

御家之字相避、俊之字可為名乘旨被仰出、以右字氏族

中定置實名字之處、其唱差障故、此節改實之字再拜領之

早、各守其旨氏族之面々爾来以實之字可用實名也、仍如件、

郷九郎

寛延三庚午三月日

久張判

阿多新之丞殿

右ハ、此節 太守様御實名とし之唱ニ差障候故、相改實之字拜領之證文

也、右ニ付而此方庶流江申渡候證文左之通、

先年實名

御家之字相避、俊之字可名乘旨被 仰渡、以右字被定置

實名字之處、其唱差障故被改、實之字再拜領之畢、因茲

氏族之面々、以来實之字可被用実名者也、仍如件、

阿多新之丞

寛延三年庚午三月日

實有(花押)

鹿府 阿多源之丞殿

右同 阿多六太夫殿

松山 阿多源兵衛殿

所 阿多次郎右衛門殿

所 阿多新兵衛殿

栗野 阿多孫八殿

清水 阿多清右衛門殿

右之通證文相調申渡也、

右之外ニ出水衆中阿多弥八郎方へも、實之字相用候様書中ニ而申遣也、

口上覺留

私家筋之儀出所不相知候旨御記録所へ御書記有之候由承

知仕候、此儀正保年中御氏族之御改御座候節、私祖阿多

若狭忠尚与申者書上候刻、元祖之しらへ大形仕、阿多若

狭久鎮与申者より以来大略書記差上、且又正徳三年御氏族系繼被仰渡候節茂祖父阿多平右衛門書付差上候砌、正保年中若狭忠尚へ申出候書留之趣を以書出候、依之其後

系圖卷冊并私亡父新之丞より遣置候書付写相添差上申候、以上、
〔寛延三年也〕

委相糺候處、阿多家元祖久清より四代刑部少輔公久之二男若狭忠房私家元祖ニ而候間、御嫡家并御記録所へ御記

町郷九郎様

午四月三日

阿多新之丞

付御座候様御申被下度奉願候、為御見合畧系圖相添差上

御用頼衆

申候条、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

右之通、平左衛門より顯出候付、添書相調、郷九郎殿御方へ差出置候也、

午四月二日

阿多平左衛門

阿多新之丞様

先年實名

右ニ付添書左之通

覚

阿多平左衛門

御家之字相避、俊之字可名乘旨被仰渡、以右字被定置實名字之處、其唱差障故被改、實之字再拜領之畢、因茲氏族之面々以來實之字可被用實名者也、仍如件、

右、阿多平左衛門家筋之儀、私庶流ニ而出所分明ニ相知

阿多新之丞

不申候處、私亡父阿多新之丞代平左衛門亡父阿多武右衛

寛延三年庚午五月日

實有判

門より申越候趣有之、家筋別口之儀委細相糺申候處、私

阿多平左衛門殿

家元祖久清より四代公久之二男若狭忠房、右平左衛門家

郷九郎殿御方より之御書付此下ニ入置也、

元祖与相究申候、依之御記録所江御記付被下度旨、別紙

右ハ、阿多平左衛門・阿多平右衛門・阿多長右衛門三

口上書を以奉願候間、右之趣被仰上被下度奉存候、尤略

家嫡庶尤出所不相知候處、右之内ニ而ハ平左衛門嫡流

之筋ニ而候間、実名證文可相渡旨郷九郎殿御方より被

仰渡候付、右證文相渡也、尤平右衛門・長右衛門方へ

ハ平左衛門より申達筈之由申遣置也、

今月廿日之御書付相届拜見仕候、然ハ阿多平左衛門家私

元祖四代目公久之二男若狭守忠房より相別候筋ニ、私亡

父新之丞代平左衛門亡父武右衛門江書付差遣置候、弥忠

房より相別候儀、系圖又者何そ之書留等有之、右通相究

候哉、私へ申傳之趣共ハ無之候哉、御用候間、何分之訳

早々可申上旨被仰渡、委曲承知仕候、右平左衛門家別口

之儀、私系圖其外書籍等ニも相知不申候、然共亡父新之

丞より申聞せ候ハ、阿多武右衛門家之儀者若狭守忠房一

流之由折々承罷居申候、尤亡父新之丞右別口之儀相糺申

候砌ハ、私事いまた若年ニ而御座候故、氣を付不申、何

様之訳ニ而右通相究候哉覺不申候得とも、亡父より承置

候趣ハ右之通ニ而御座候、此等之段被仰上可被下候、以

上、

阿多新之丞

名乗判

〔午年也〕

五月廿六日

押川嘉平太殿

右、郷九郎殿より糺方被仰渡候付、右之通申上也、尤被遣候御書付此所ニ押付置也、

寫

町田郷九郎江

嶋津又六郎家来阿多平左衛門顯出候儀ニ付被申出趣相糺

候処、志布志衆中古阿多新之丞より又六郎家来阿多武右

衛門・同仲兵衛宛書ニ而、武右衛門家筋元祖之儀ハ、此

方元祖飛騨久清より四代目公久之二男若狭忠房と相究候、

五代之祖忠秋為ニ者弟ニ而候由書付遣置候付、平左衛門

家忠房子孫之筋ニ為申出ニ而可有之候得共、右新之丞書

付迄ニ而平左衛門先祖久鎮事、忠房子孫とハ難究候、忠

房事、文明十七年 忠昌公伊東領南郷江 御出馬之節、

親阿多形部江相付御供いたし、南郷熊野城ニ而戦死之儀

ハ明白ニ候、然者忠鎮天正十八年相果候由系圖ニ相見得、

忠房打死年間より天正十八年迄及百六年候得ハ、久鎮事

忠房子ニ而者無之積ニ候、古新之丞より慥成證書無之、

忠房子と自分ニ究之書付遣置、又者此節略系圖相認、忠

房より直ニ久鎮ニ系掛候儀誤候条、平左衛門家之儀ハ如

本出所不相知家と相心得候様被申聞置、古新之丞より古

系圖之奥書并此節平左衛門より差出候系圖、忠房より久

鎮江系掛候所裂捨可被申付候、

右申渡御記録奉行へも可申聞置候、

六月

主計

寛延三年午年也、

此主計殿ハ桃山主計殿ニ而候、

寫

嶋津又六郎殿家来

阿多平左衛門

右者、阿多若狭久鎮家嫡一流之元祖出所之儀ニ付願申出

趣有之、遂披露候処、別紙御書付之通被仰渡候間可致承

知候、

六月

郷九郎

右之通被仰渡候間、此旨可被致承知候、

六月廿九日

押川嘉平太

此度嶋津又六郎殿家来阿多平左衛門より願之趣有之、郷

九郎殿より被遂披露候處、別紙之通主計殿より被仰渡候、

右ニ付而者筋々ニ而候付、御自分より平左衛門方へハ被

申渡管候得共、遠境之事情故、却而廻遠可有之事情付、

於爰元我等より右之通可申渡旨、郷九郎殿被仰下候付申

渡候、此段御自分へ可申進越候様被仰候故如此御座候、

已上、

押川嘉平太

七月廿一日

則方判

阿多新之丞様

一当家之儀往古より諏訪御神事ニ付居頭役相勤家筋ニ而

代々右通相勤来候、右ニ付寛延四未年居頭役新之丞實

有江被仰付相勤候事、

写

阿多新之丞

右家、元祖阿多飛彈守久清より當家督迄何代ニ罷成、當

分ハ何某と申候哉、御用候間相糺、便宜を以無滞御記録

所江可申越候、以上、

御記録方添役

児玉早之丞印

午閏四月十四日

志布志

愛中

覚

私家、元祖阿多飛驒守久清より當家督迄何代ニ罷成、當

時家督何某と申候哉、可申上旨御記録所より被仰渡候趣

承知仕候、元祖飛驒守久清より私迄十二代ニ罷成、當分

私家督ニ而罷居申候間、右之趣御申上可被下候、以上、

午

閏四月廿七日

阿多新之丞

御愛衆中

正徳三巳年御氏族之家支流迄家譜系續被仰付候、以来到

只今及五十九年、其家ノ之子孫系絶有之候付、此節家譜

系續被仰付候、右ニ付第一其家ノニ而可相糺ケ条左之通、

一正徳三年家督之人より當世出生之子共迄不殘書記、初

中後之假名実名可書出候事、

一男女兄弟之次第、天倫之通書記、誕生之年号月日、母

何某娘と父之假名実名書記、且又死去年号月日法名迄

可書出候事、

一其家より他ニ養子ニ參候者ハ、何某養子と養父之假名

実名書記、又ハ其家ニ入来候者ハ何某何男と相記、実

父之假名実名并母ハ何某娘と父之假名実名可書出候事、

但惣而外城士之儀ハ何方士、家来之儀者何某家来と

銘ノ可書記候事、

一隱居家督之年号月日并所役相勤候者ハ銘ノ可書記事、

一正徳三年以後新家ニ別立候者ハ、當何某何代之祖何某

何男ニ而別立候訳相記、代ノ前条之通是又可被申出候

事、

右之通應ケ条相記、略系圖ニ取仕立、其外右ニ準シ

家ノ規模ニも可相成儀ハ書記申出候様、御記録所よ

り被仰渡候付、御方家正徳三年已来ケ条之通相記可

被差出候、尤庶流之面ノへも書記差出候様ニ被申渡、

取揃可被申出旨監物殿被仰候、此書付相違、承知之

首尾無遲滞可被申越候、以上、

卯

十一月八日

町田監物用頼

佐土原幸助

阿多新之丞殿

右御ヶ条之通写いたし、此方直別レ庶流之家々へ申渡候趣、左之通、

今度御氏族之家支流迄、家譜系續被仰付候旨被仰渡候間、御方家正徳三巳年以來略系圖御調、無滞此方へ御遣可被成候、尤御方庶流之家々、茂是又同前相調御遣可被成候、依之別紙仰渡之御書付写為御見合差越申候、以上、

卯十二月

阿多新之丞

銘々書認 阿多仲右衛門殿

差遣候事 阿多六太夫殿

今度御氏族之家支流迄、家譜系續被仰付候旨被仰渡候付、御方家正徳三巳年以來之略系圖相調、別紙御ヶ条書之趣を以書記、無延引拙者方へ可被差遣候、尤御方庶流之家有之候ハ、是又同前相調可被差出候、依之別紙仰渡之御書付写為御見合差越候、以上、

卯

十二月

阿多新之丞

松山

阿多与左衛門殿

栗野

阿多源助殿

清水

阿多清右衛門殿

出水

阿多弥八郎殿

日置

阿多平左衛門殿

伊集院

阿多平右衛門殿

東郷

阿多長右衛門殿

右、銘々書付差遣候、外ニ阿多次郎兵衛・阿多権太郎方へハ直ニ申渡候事、

出水衆中阿多弥八郎方へ、古系圖写ニ由緒相記差遣

候添書、

御方家之儀、當家庶流ニ者別条無之候得共、元祖之出所不相知、美作守忠豊より已来相知有之候、然処拙者六代之祖飛驒守忠堅、慶長年間之比、出水へ抑へとして被召移置、元和年間ニ又々志布志へ罷帰候、忠堅之庶子ハ系圖面之通ニ而候得共、若出水江家号を為相残置ニ而も候半哉、いづれ御方家之儀ハ忠堅之由緒可有之と、拙者老祖父抔申傳候を承居候、然者此方系圖写差遣候様段々任



御所望、此節古系圖寫ニ其訳書記差越候間、其末ニ美作守忠豊ヲ初ニ相立、次第ニ御系續被成可然存候、尤出所不相知候付而ハ何方より茂忠豊江系掛候儀者不罷成候間、左様御心得可被成候、此等之段申越候、以上、

安永二巳十二月

阿多新之丞

実有判

出水

阿多弥八郎殿

私家紋所之儀、前代より菊ノ花付来申候得共、先年一統御停止被仰渡候節、蕪之紋ニ相改申候、蕪之紋之儀ハ私家幕之紋之由申傳候得共、為差由緒も相知不申候、依之近比恐多奉存候へ共、成合申儀ニ御座候ハ、監物様御方御紋所被仰付被下度奉願候、私家之儀町田御家ニ付而者、乍憚無據由緒之儀ニ御座候間、右願之通御免被下候ハ、家之規模ニも相成可申と奉存候、何とそ願之筋被仰付被下候様、監物様御方へ被仰上可被下儀奉願候、以上、

巳五月

阿多新之丞

町監物様御用頼衆

佐土原幸助殿

右紋者、我等家紋之中也、雖然其方家以為當家庶流、此紋依願望代々嫡子迄令免許之状如件、

安永三年二月日

町監物

久連判

阿多新之丞殿

右之通、紋所御免ニ付、為御礼二種一荷并太刀馬代白銀一枚進上いたし候事、

町田家御嫡家之御紋所、上古無輪十文字・蛇之目拜領紋ニ而候処、無輪十文字紋之儀者御中絶ニ而候故、此節依願無輪十文字之儀も、蛇之目同前両紋共被成御用管候間、此段私より申達置候様致承知候、尤御庶流之方へハ其御方より可被成御通達候、以上、

午三月五日

町田監物用頼

飯牟礼新之丞

阿多新之丞殿

右之通致承知候付、此方庶流へハ銘々午三月廿五日之書付ニ而申達候事、

一系圖一通

右者、御方家雖為當家庶流、系圖所持就無之、書調差遣候様依願望、此節書認相渡候条、到子孫万代無斷絶系續格護可有之候、仍如件、

天明四年辰二月日

阿多與左衛門殿

實有判

阿多新之丞

右、松山阿多與左衛門方へ系圖書調相渡候證文也、

一犬追物繩際之次第

但元の少しやう殿御ちやうにいわく、工藤・大とか

・武田・小笠原なと家々の犬の射様と書出シ有之、

一犬追物手組一枚

右式行、其方家江格護有之由候、御用見合ニ相成儀有之候間、無延引當座へ持參可致候、御自分事病氣差合

等候ハ、名代を以可差出候、此段申越候条、聊間違

有之間敷候、以上、

申

十一月十九日

犬追物掛御記録方見習

平田貞太郎

阿多新之丞殿

右之通被仰渡候付、右兩通之書付其外ニ開書一通有之候付、合三通源太夫持參ニ而、申十一月廿七日御記録所へ差出候処、別紙之通受取有、

請取

一犬追物繩際之次第卷卷 一右同聞書卷卷

一右同手組巻枚

右三行御用ニ付差出候付、相受取置候、御用相濟候節可相返候、以上、

御記録方見習

平田貞太郎印

申十一月廿七日

志布志

阿多新之丞殿

写

此節御支族之家々家譜系續被仰付候、右ニ付其家々ニ

而專可相糺ケ条左之通、

寛政三年亥五月

一 明和七年家督之人より、當年出生之子共迄不残書記、
初中後之假名実名可書出候事、

一 男女兄弟之次第、天倫之通書記、誕生之年号月日、母
何某女与父之假名実名書記、且又死去之年号月日法名
迄可書出候事、

一 其家より他ニ養子ニ参候者ハ、何某養子と養父之假名
実名書記、又ハ其家ニ入来候者ハ何某何男与相記、実
父之假名実名并母者何某娘と父之假名実名可書出事、

但惣而郷土之儀ハ何方郷土、家来之儀ハ何某家来と
銘々可書記事、

一 隠居家督之年号月日、役目等相勤候者ハ銘々可書記事、
一 明和七年以後新家ニ別立候者ハ、當何某何代之祖何某

何男ニ而別立候訳相記、代々前条之通是又可申出事、
右應ケ条書相糺可申出候、其外右ニ準家之規模ニも可相
成儀ハ書記、銘々致略系圖御記録所へ可差出候、聊延引
有之間敷候、以上、

御記録奉行

此節御支族之家々家譜系續被仰付、其家々ニ而專相糺、

明和七年家督之人より當年出生之子共迄不残書記、初中

後之假名実名書出候様ニと、御記録奉行衆より別紙ケ条

書被相渡候間、無延引相しらへ、来月十五日限被差出度、

尤庶流之面々江も其御方より不洩様早々被申渡度、當分

監物殿湯治御暇中ニ而、此段拙者より可申達旨平八殿よ

り承如此御座候、以上、

但此書付相届候訳、早速被申越度旨をも承候、

亥五月廿日

志布志
阿多源太夫殿

用頼代
藤嶋孝右衛門

右御ケ条之通写いたし、此方直別庶流之家々江申渡候趣
左之通、

此節御支族之家々家譜系續被仰付候ニ付、其家々ニ而專

相糺、明和七年家督之人より當年出生之子共迄不残書記、

初中後之假名実名書出候様ニ、御記録奉行衆より別紙ケ

条書被相渡候間、庶流之面々江も申渡、無延引相しらへ、

来月十五日限差出候様ニと、本家町田監物殿御方より被

仰渡候間、庶流之家ニ江も御申渡、右日限間ニ合候様略
系圖可被差越候、此段態与申越候、以上、

但別紙御ケ条書写差遣申候、

亥五月廿五日

阿多新之丞

鹿兒島

阿多源之丞殿

右同

阿多平太殿

栗野

阿多源助殿

清水

阿多清右衛門殿

出水

阿多弥八郎殿

日置

阿多源次殿

伊集院

阿多善兵衛殿

松山

阿多與左衛門殿

東郷

阿多長右衛門殿

右、銘々書付相認差遣候、阿多次郎兵衛・阿多權太郎方
江八直ニ相違事、

其許郷士阿多源太夫・同次郎兵衛・同權太郎家之略系圖
差出置候付、別紙三通引札之通糺方申遣候間相糺、来ル

十七日限無延引當座江可申出候、以上、

御記録方添役
木場次右衛門

子十月六日

志布志

郷士年寄中

右之通御糺方ニ付相糺、引札又者書入いたし所江差出、
宿次ニ而差上候事、十月十四日、

其許郷士阿多源太夫家、當家督之者名前并右家之元祖よ
り當家督迄何代ニ相成候訳御用相成候間、無間違相札、
書付を以来月三日限御記録所江可申出候、此段申越候、
以上、

御記録方添役

得能正助印

子九月十九日

志布志

郷士年寄中

覚

私家當家督之者名前并家之元祖より當家督迄何代ニ相成
候訳御用相成候間、書付を以可申出旨御記録所より被仰
渡候趣、承知仕候、當分私家督ニ而罷居、元祖阿多飛驒
守久清より十三代ニ罷成候間、右之趣被仰上可被下候、

以上、

子九月廿四日

阿多源太夫印

郷土年寄衆中

其元郷土阿多源太夫家、當分家督之者名前并其家之元祖

より當家督迄、何代相成候訳御用相成候間相糺、以書付

無延引御記録所江可申出候、此段申越候、已上、

酉六月廿五日

御記録方添役

得能正助

志布志

郷土年寄中

覚

町田家之家譜系續被仰付候付、支族末々迄元禄七年よ

り只今迄書記可被差出候、其家々ニ而專可相糺ケ条左

之通、

一元禄七年家督之人より當世迄出生之子共迄不殘書記、

初中後之假名実名可書出事、

一男女兄弟之次第、天倫之通書記、誕生之年号月日、母

何某女与父之假名実名書記、且又死去年号月日法名迄

可書出事、

一其家より他ニ養子ニ參候者者、何某養子と養父之假名

実名書記、又者其家ニ入来候者ハ何某何男与相記、実

父之假名実名并母者何某娘と父之假名可書出候事、

但惣而外城土之儀者何方士、家来之儀者何某家来与

銘々可書記事、

一隠居家督之年号月日并役目等相勤候者ハ、銘々可書記

事、

一元禄七年已後新家ニ別立候者者、當何某何代之祖何某

何某何男ニ而別立候訳相記、代々前條之通、是又可申

出候事、

右應ケ條書相糺可申出候、其外右ニ準シ、家々規模ニ

も可相成儀者書記、銘々致畧系圖御記録所へ可差出候、

聊延引有之間敷候、已上、

丑四月

御記録奉行

右之通先年御通達有之、正徳三年より明和八年迄五十九

年之畧系圖者差出候方も有之候得共、前条之通元禄七年

以来之書出不事足儀のミ有之、明和八年より當分迄者都

而未書出無之、追々御用御系續書出ニ相成事候間、此節

右之ケ条書ニ應各家より取揃、當六月限領主宅へ直ニ可

被差出候、若糺方いたし不相知趣者、其段引札又者但書

等を以書出可被申、此旨領主被仰候間申達候、以上、

丑四月七日

監物殿用達

町田新左衛門

志布志
阿多新之丞殿

右之通、町田家之家譜系續被仰付候旨被仰渡候ニ付、元

禄七年以来より只今迄之畧系圖、右ケ条書之趣を以書記、

當五月限拙者方江可被差出候、以上、

但各庶流之儀者、各方へ取揃可被差出候、以上、

阿多新之丞

丑四月十五日

阿多仲右衛門殿

阿多六太夫殿

松山
阿多源之丞殿

栗野
阿多源助殿

清水
阿多清右衛門殿

出水
阿多弥八郎殿

日置

阿多平左衛門殿

伊集院

阿多平右衛門殿

東郷

阿多長右衛門殿

右、銘々書付差遣候、外阿多新左衛門へも書付遣候、阿

多権太郎方へ者直ニ達シ、此方ニ而認具候事、文化十四年丑

四月

此節町田家庶流系圖御用御見合相成候間、細々取調差出

候様御記録所より御承知有之候間、早目ニ取しらべ被差

出候様拙者より可申進旨監物殿御沙汰ニ付、此段得御意

候、以上、

午五月廿三日

阿多源太夫殿

用願代

税所喜三左衛門

右、安政五年午五月廿八日、右之通致承知候事、

覚

此節御記族之家に家譜系續被仰付候ニ付、其家々ニ而

專可相糺ケ条左之通、

一寶曆元年家督者より當年出生之子共迄不殘書記、初中後之假名実名可書記事、

一男女兄弟之次第、天倫之通書記、誕生之年号月日、母者何某女と父之假名実名書記、且又死去年号月日法名可書記事、

一何ぞニ付 御目見被仰付候者者、奏者何某を以何品進上之訳相記、并継目家督隠居被仰付候年号月日可書記事、

一役儀相勤候者者、何年何月何日何役被仰付候訳書記、且又退役之年号月日可書記事、

一他家之養子ニ參候者者、何某養子と養父之假名実名書記、又者其家ニ入來候者者、何某何男と相記、実父之假名実名并母者何某女と父之假名実名可書記事、

一何ぞニ付屹与御褒美、又者屹与拜領物等被仰付候者者、何年何月何日何様之訳ニ而何品拜領被仰付候訳可書記事、

一寶曆元年以後新家ニ別立候者者、當何某何代之祖何某何男ニ而別立候訳相記、代々前条之通可申出事、

右應ヶ条相糺可申出候、其外右ニ準し家之規模ニ茂可相成儀者書記、委系圖帳面ニ取仕立、無延引御記録所江可差出事、

安政五年午六月

御記録奉行

此節御支族系圖系續被仰付、就右町田家庶流阿多并伊集院家庶流伊集院名字之家に其許江有之、先達而子孫等糺方之儀箇条書を以、惣嫡家町田監物・伊集院靜馬江委曲相達置候ニ付、自承知為有之管候得共、尚又別紙^(マヤ)安文差遣候間、右ニ應し巨細取調無遲滞御記録所江差出候様可取計候、此段申越候、以上、

午六月十八日

川上四郎左衛門

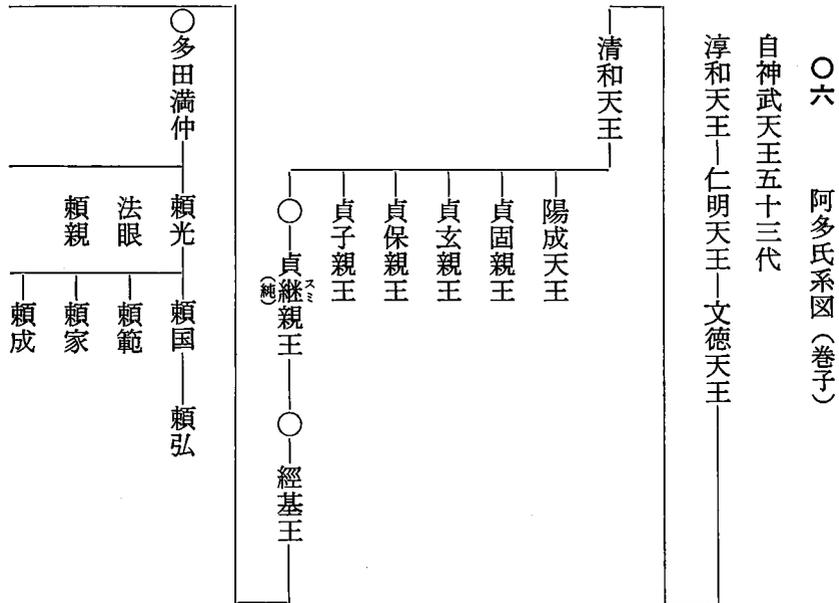
御記録方見習
志布志
郷士年寄中

右、安政年午六月廿日致承知候事、
右、町田家之家譜系續被仰付候旨被仰渡候ニ付、寶曆元年以來より只今迄之畧系圖右ヶ条書之趣を以早々取調、當月中拙者方江可被差出候、尤此書付何月何日相届候訳しらせ可越候、此段畧申進候、以上、

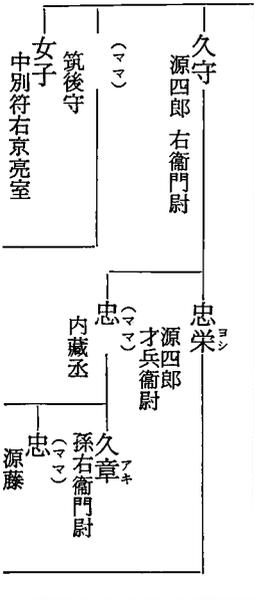
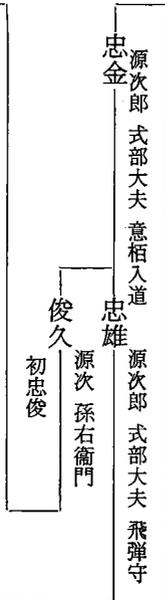
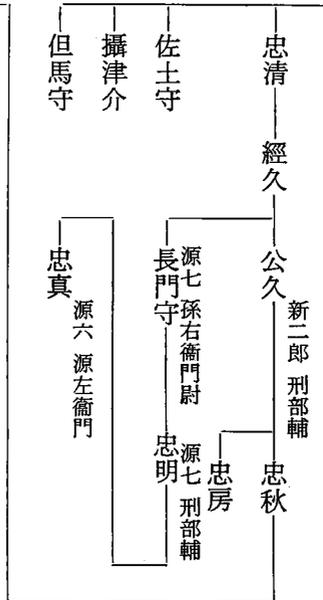
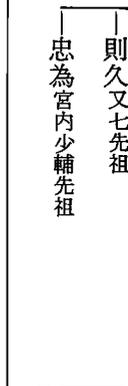
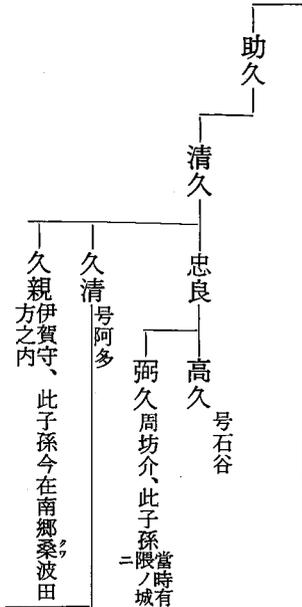
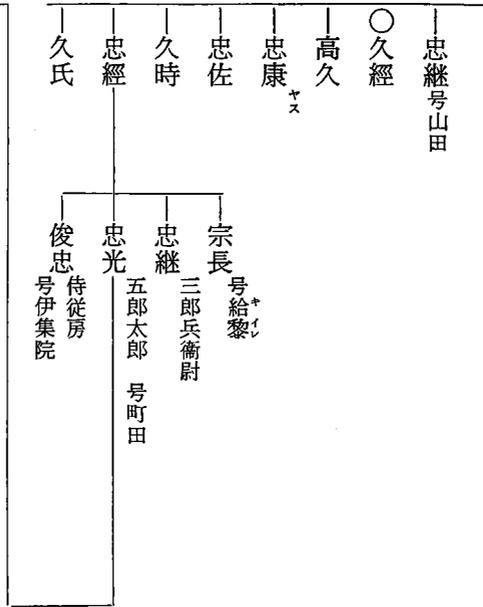
午六月廿四日
 鹿兒島
 阿多源左衛門殿
 右同
 阿多六郎殿
 松山
 阿多源之丞殿
 栗野
 阿多源助殿
 清水
 阿多清右衛門殿
 出水
 阿多弥八郎殿
 日置
 阿多平左衛門殿
 伊集院
 阿多平右衛門殿
 東郷
 阿多長右衛門殿

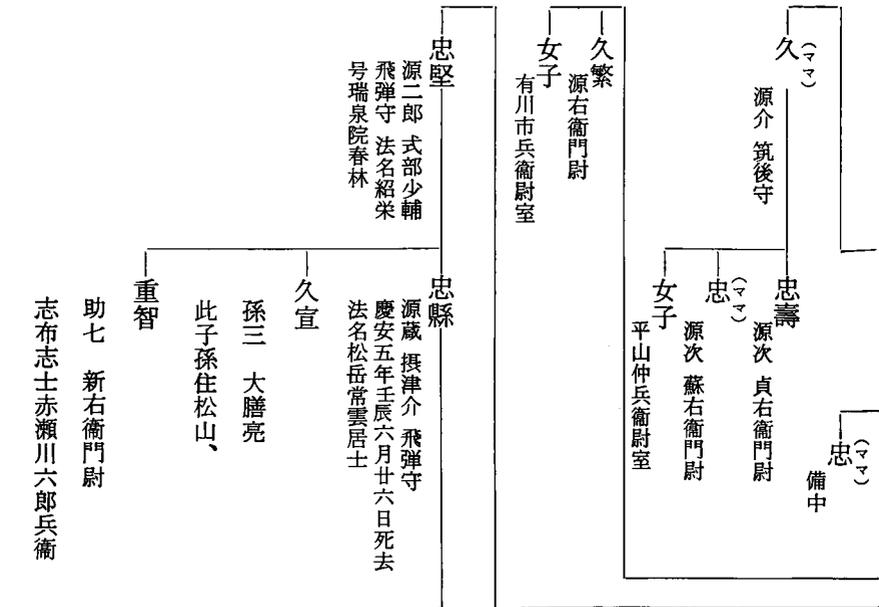
右、銘々書付差遣候、當所阿多次郎兵衛・阿多伴五郎方
 江八直ニ相達候事、

阿多源太夫



時忠





忠救

源二郎 半之丞

元和九癸亥年誕生、母者志布志士丸尾大炊左衛門尉重澄女、

忠救ヨシタカ從幼少 光久公為御側御小姓被召仕、寛永十五年就島原籠城攻、光久公御事御加兵為御大將江戸御發駕之節、忠救十六歲猶被称若年被召殘江府之處、忠救今般被召殘之条激殘念之思、所為親分相從叔父赤瀬川新右衛門重智一人召列、急発江戸慕御跡、於伏見御川船奉追著、自堤上飛乘御船、奉訴件之旨趣之處、公御悦喜無限、船中於兵庫沖、被命阿多六郎右衛門被仰付元服、相州之御脇指御手アツカ自賜之、因而傳子孫以為家珍、其後者被仰付騎馬、不断被召列、依之可被召移御城下之旨蒙嚴命之處、俄罹大病、醫療不得其効、正保四

為養子、

年丁亥十一月十六日死去、享年二十五、法名伴月宗閑居士、

忠祐

源左衛門尉

寬永二乙丑誕生、母同前、

兄半之丞忠救依早世爲家督、

志布志普請見廻役・組頭役勤之、

寬文十二壬子閏六月五日死去、行年四十八、

法名加月冷殿居士

忠易

源五郎

實父者志布志赤瀬川新右衛門重智也、忠縣初

無實子以忠易爲養子、其後實子忠救・忠祐出

生、故分地配當準三男、附屬高五石、

寬永十七庚辰十月二十七日死去、

法名通屋常圓居士

女子

恒吉土岩下源左衛門重好室

寬永十一甲戌二月三日誕生、母志布志土若松志

摩助忠徳女、

女子

恒吉土宮地杵右衛門武孝室

寬永十八辛巳三月七日誕生、母同前、

俊祐

新助 源右衛門

明曆三丁酉十月二十八日誕生、實父志布志土赤瀬

川分右衛門重利二男、母同所土野邊傳左衛門盛貞

女、

源五郎忠易依無嗣子、没後數十年家跡及斷絶、因

而家嫡新之丞俊綿依願、宝永七庚寅年蒙公許、以

俊祐爲繼目養子、

女子

志布志土有馬次右衛門純盛室

慶安四年辛卯六月三日誕生、母志布志土岩崎八郎

左衛門重延女、

俊延

初忠辰 松千代 源五左衛門尉

承應四年乙未正月五日誕生、母同前、

俊延克自壯年以有筋氣病不爲家督、

寬保二年壬戌正月七日死去、天年八十八、

法名壽山梅春居士

俊益

初忠實 津右衛門

寬文二年壬寅十一月十七日誕生、母同前、

兄俊延依病氣、一節勤嫡家之番代、其後正徳元辛

卯年新立別家、

享保十二年丁未十一月二十一日死去、

俊綿

初久浮 源五郎 飛驒右衛門 新之丞

貞享二年乙丑五月晦日誕生、母妾腹、

元禄十四辛巳年家督、

志布志普請見廻役・横目役・組頭役、自正徳元辛

卯年噺役勤之至没期、

正徳三年癸巳四月實名避 御家之字可用俊字旨被

仰出、宗家町田郷九郎久儔被傳之、因而氏族中不

殘改俊字、

當家定紋從前代十六葉菊用來之処、天下一統就御

禁止、自元文中無輪三葉蕪相用之、且氏族之内

直別之庶流亦或許之、其二男以下者輪内三葉蕪相

用之規矩也、

延享元年甲子七月五日死去、行年六十歲、

法諱一空常心居士

女子

元禄十三庚辰八月九日誕生、母同前、

女子

志布志士有馬覺兵衛純以室

正徳二年壬辰九月十八日誕生、母志布志士東監助

兼由女、

女子

志布志士池田與三太祐次室

享保四年己亥十二月十八日誕生、母同前、

實有

初俊易 龜德 十藏 新之丞 後号睡鷗

享保七年壬寅八月五日誕生、母同前、

延享元年甲子十月家督、

▽^⑨自元文四己未十二月廿一日△志布志組頭役相

勤、自延享四年丁卯二月變役勤之、安永六年丁酉十

一月依願致仕、▽^⑩退役後郷士年寄相談役勤之、△

寬延三年庚午三月實名俊之字其唱依有憚可改實之

字之旨被仰出、嫡家町田郷九郎久張被傳之、依之

氏族之面々不残用實之字、

當家定紋三葉蕪雖用來、安永三甲午年依願趣所被

用宗家蛇之目紋嫡子代々被免許之旨、町田監物久

連有證狀、

寬政七年乙卯二月廿八日依願隱居、

寬政十二年辛申四月廿一日死去、行年七十九歲、

法名活水軒清鑑圓機居士

俊晴

武助

享保十四年己酉二月二十日誕生、母同前、

延享四年丁卯九月三日死去、

法名泰岳自心居士

實箴

津之助 源太夫

延享二年乙丑十月八日誕生、母志布志士坂元甚兵

衛常政女、

▽^⑪明和二年乙酉五月十五日ヨリ△志布志組頭役

相勤、自安永八年己亥十二月▽^⑫廿八日△^⑬變役勤

之、

寬政七年乙卯二月廿八日家督、

文化二年乙丑十一月二十四日死去、行年六十一歲、

法名有隣軒秀山威温居士

實識

剛次郎 強兵衛 後改昌以、

寛延二年己巳六月五日誕生、母同前、

志布志士上村彦左衛門行孝爲養子、

安永七年戊戌十月二十六日死去、

法名蘭風軒秀嶽淨香禪伯

源藤五

宝曆二年壬申七月二十八日誕生、母同前、

同七年丁丑九月六日夭亡、

法名秋光明露童子

實尋

四郎次郎 禮右衛門 後改盛喜

寶曆六年丙子閏十一月二十日誕生、母同前、

志布志士肥後新兵衛盛香爲養子、

實西

十平次 後改季逸

宝曆十一年辛巳七月二十二日誕生、母同前、

志布志士小川仁右衛門季次爲養子、

女子

明和二年乙酉十一月三日誕生、母同前、
志布志士平田万兵衛清元室

女子

明和六年己丑八月四日誕生、母者志布志士酒勾伊

左衛門景品女、志布志士加藤一郎清香室、

後實興 後實栖

實深

龜壽 郡太 新之丞

明和九年壬辰四月二十七日誕生、母同前、

自寛政三辛亥四月志布志組頭役勤、▽[㊦]一節身弱

有之、享和元年辛酉八月依願退役、文化三年丙寅

正月十五日家督、同十一月ヨリ相談役、自同十年

癸酉二月組頭役△、自文化十二年乙亥三月▽[㊦]郷

士年助役、自同十四年丁丑四月△郷士年寄役勤之、

天保七丙申四月依頼致仕、▽[㊦]其後郷士年寄相談

役被仰付候、

天保十一年庚子十二月廿日死去、法名雲岳雪心居士、六十九歳、△

實證

鏡之助 後一藤太 祐由

安永十年辛丑二月八日誕生、母志布志土東監助兼

編女、志布志土池田才藏祐倫爲養子、

女子

天明五年乙巳七月九日誕生、母同前、志布志土坂

元甚兵衛光好室、

實範

津之助 後源太夫

文化十二年乙亥二月二日誕生、母▽[◎]志布志土△

酒匂（[◎]一甫景平女）一甫女、

天保三年壬辰四月志布志組頭役相勤、▽[◎]嘉永七

甲申六月依願退役、△

天保十二年辛丑五月繼自家督、

慶應二年丙寅四月廿三日愛役拜命、

元
文久三年辛酉六月二日爲守衛方江戸在勤丸三年許、

明治十五年一月廿三日、旧曆辛巳十二月四日死去、

齡滿六十七年、

實

俗名織之助 後源五左衛門 ▽[◎]後改眞亮△

文政九年丙戌十一月四日誕生、母同人、

天保九年戊戌四月平山卜院爲養子、後病身ニ付復

籍、

嘉永九年戊申四月樋渡諸右衛門爲養子、

女子

▽[◎]天保十二癸卯年十月十四日誕生、母志布志土

有留利左衛門利次女、△

清水市郎太爲妻、

實次

俗名新之助 後新之丞

嘉永元年 戊申三月廿四日誕生、母志布志士有留利
左衛門女、

文久三年 癸亥四月五日死去、

行年十六歳

(●實次)
吉武

初名津之助 後平太

嘉永三年 庚戌四月廿四日誕生、母同人、

文久二年 壬戌冬福山平右衛門寛光為養子、

元治二年 乙丑五月十六日養子成公許、

慶應三卯二月ヨリ八月迄鹿兒島番兵勤、全八月ヨ

リ京都出陣、全戊辰正月三日伏見戦争出軍、全五

日勅使西園寺殿山陰道鎮撫ノ為御巡回中警衛、全

六月ヨリ関東出軍、奥州磐城平・三春・二本松・

會津・福島等ノ諸城ヲ拔キ、全十二月六日帰陣、

賞典祿ヲ賜フ、

明治二年 己巳正月地頭横目被仰付、

全十一月常備兵被仰付、後病氣ニ付辞ス、

學校教員勤仕、月日不詳、

明治十年 西郷氏ニ與ミシ出陣、

全十六年 月日不詳 學務委員拜命、後病身ニ付辞ス、

村會議員ヲ勤ム、

明治廿年十月所得税調査委員当撰、後依病辞ス、

全廿一年六月全補缺員当撰、

平

明治五年 壬申九月二日誕生、母平山七助女、

女子

明治八年 乙亥二月四日誕生、母同人、

女子

安政二年 (三) 丙辰三月五日誕生、母志布志有留利左衛

門女、

實義

初十藏

安政五年 戊午九月九日誕生、母同人、

學校教員勤仕、年月不詳、

村會
相勤議員相勤、年月不詳、

明治十九年九月十七日、旧曆丙戌八月廿日死去、
行年廿九歳、本人儀幼時ヨリ虚弱、

女子

明治十六年十二月四日誕生、母志布志土肥後源治
女、

實雄

明治十九年一月十六日誕生、母同人、

(本文中の「阿多氏嫡流志布志阿多新之丞家略系譜」ニヨリ補フ)

篠
原
文
書

(表紙)

篠原文書并系圖

○一 篠原氏系図写(冊子)

1 篠原氏古系図写

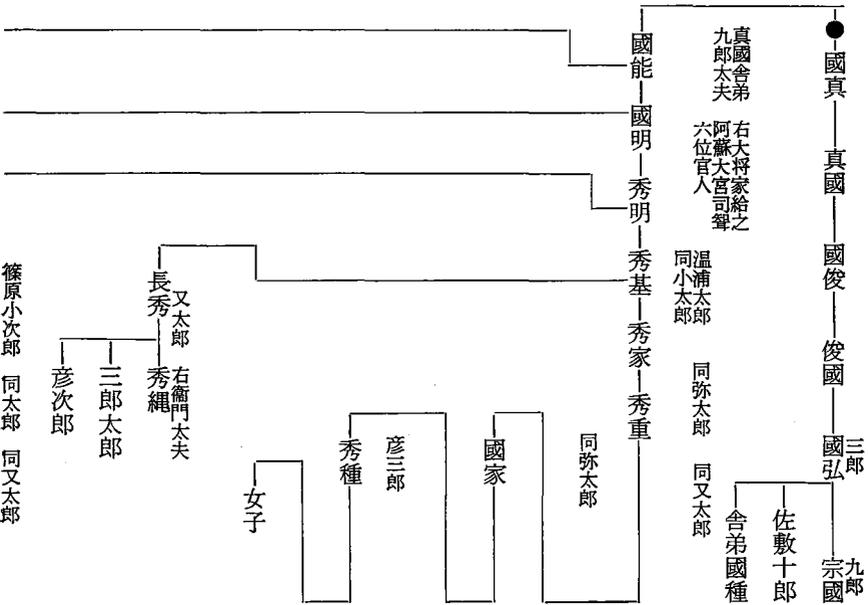
●清和天皇

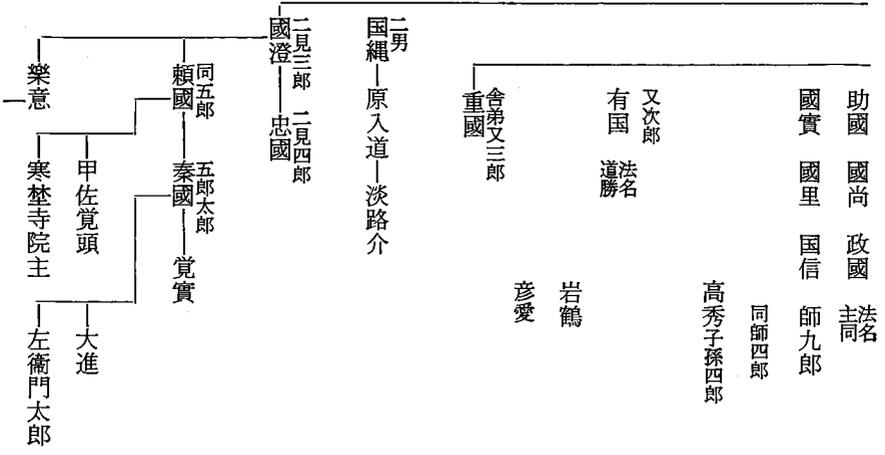
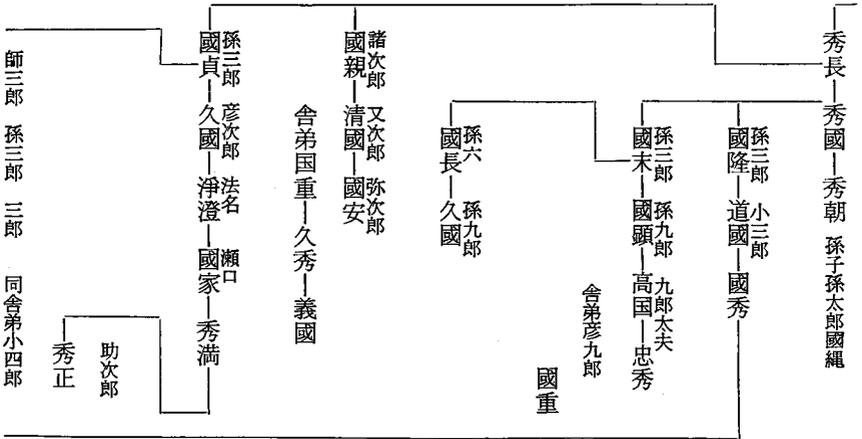
人王七十三代

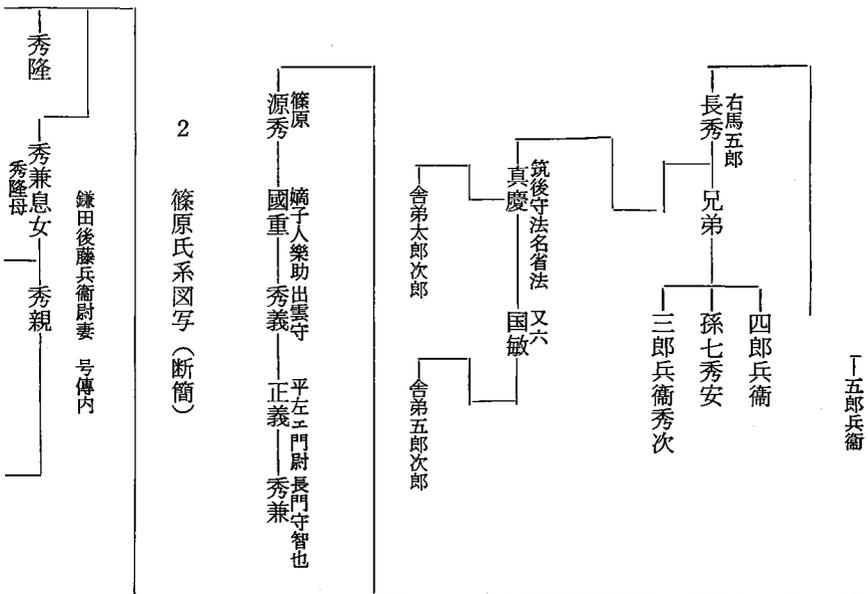
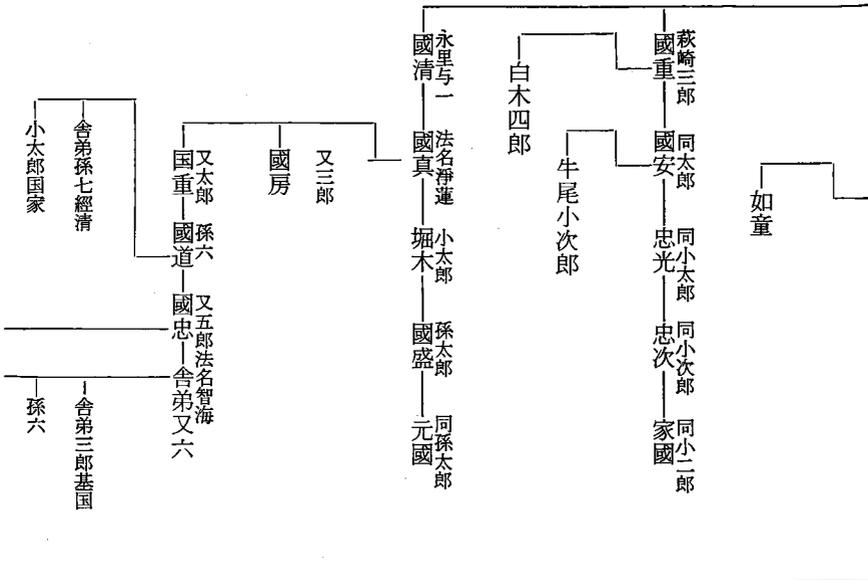
此時寛治之年号

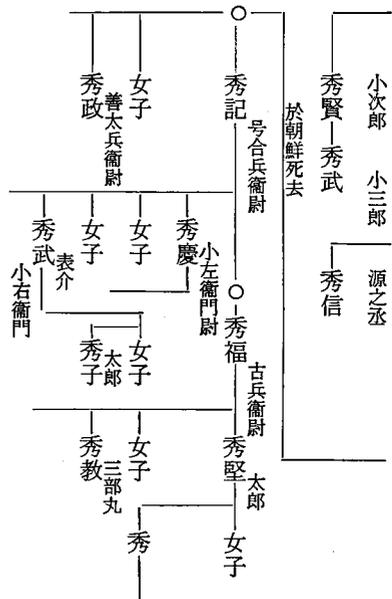
檜前氏系図 堀河大臣忠義嫡流
檜大臣

●是次 — 安次 — 安國 — 國垣

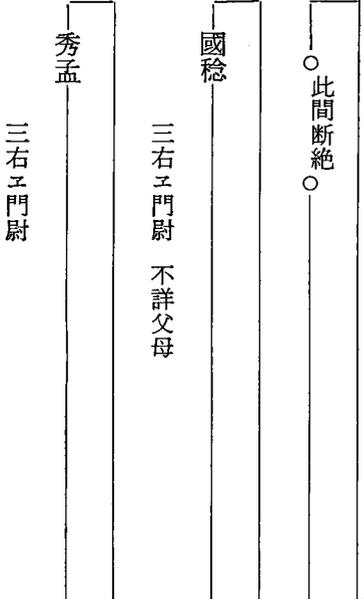








3 篠原氏系圖寫(斷簡)



○ 實野村十六兵工尉綱根二男、母厚地貞右工門尉重貞女也、

○ 此家到國稔斷絶、綱根為國稔之親戚、故筒藏篠原氏文書ハ及系圖於綱根之家、元禄八年乙亥四月、綱根訴備彼文書及系圖於

忠智公之高覽、而以二男為國稔之継嗣、同四月十五日、拜謁

忠智公、賜名三右衛門尉秀孟、相續彼家矣、

秀肆 母山本李兵衛女 三弥

○ 二 大隅国菱刈院地頭職知行所注文寫

大隅國菱刈院地頭職之事

一 藺田掃部入道知行所

一人分

入山内四丁藺田代應テ

久留名片平門一 針持門一

(同藺田) 楠木隼人入道知行所

一人分

地頭分
入山内二丁

末浦名地頭分四丁

一同藺田六郎兵衛入道知行所

一人分

入山之内二丁

佛別府地頭分門一

一同又大郎知行所

一人分

重留名樟左近門一

イクロシマ地頭分門一

一光武満三郎知行所

一桂木二郎左衛門 知行所

長久名瀧川門一 重富名地頭分福原門一

小犬丸山城地頭分門一 下徳邊地頭分門

二人分

一長久名宮田上下歩 同榎渡瀬門一

長留名上田中門一 徳光名地頭分

門一

岩戸名門一 山田名門一

長留名川池門一

一篠原主計入道知行所 一人分

花北名地頭門一

久留名之神田

一廣武式部入道知行所

長留名濱川門一

イテノ本門一

一篠原右京入道知行所 二人分

長久名楠原門一

上津原門一

同田籠山門一

小井丸名北鶴田・同田

邊門二

一萩崎露王丸知行所 一人分

久留名池嶋大門一 萩原門一

一松本源三知行所 一人分

地頭分
入山之内四丁

久留名樟野之門一

一岩崎六郎左衛門入道知行所 一人分

久留名川屋門一

重留名隅蘭門一

一 鶉羽彦三郎入道知行所

荒田原名地頭分門一

久留名池嶋上下步

一 大藏左衛門二郎知行所

小井丸名内

北霧田門一 大みそ名地頭分門一

一 篠原豊前守入道知行所

大みそ名地頭分門一 在之 後田分也

重留名地頭分寒左水門一

宮王丸地頭分門一 小井丸名

千草

同榮津留松木藪三ヶ付

藤嶋地頭分門二

鶉木地頭分門一

原別府地頭分門一

堀蘭上下步

長留名宿市門一

藏崎門一

宮田上下步

平沢津留上下步

諏方田池袋門一

長留名新川門一

篠名地頭分門一

此外三ヶ名

長留名地頭徳分足米錢百餘貫

長久名地頭徳分足米錢八十餘貫

久留名地頭徳分足米錢四十餘貫

餘名徳分足者此外在之、

▽◎應永十八年八月十日△

〇三 後醍醐天皇綸旨写

薩摩國篠原光武兩名内田地屋敷等事、小次郎道國當知行不可有相違者、

天氣如此、悉之、以狀、

建武元年四月廿六日

式部大輔(花押)

應永十八年十二月廿九日

来候時者可立替候、其間者早可有知行狀如件、

(鳥津守久
沙弥)

(花押)

〇四 篠原国道軍忠狀写

目安

篠原園田孫六國道申軍忠事

上原大学殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八六五号文書ト同文ナリ)

一薩州南郡凶徒為誅伐、去曆應三年八月魔嶋城御發向之間、馳參、迄于同四年三四月度々抽軍忠早、

一曆應四年八月、同國伊集院阿多郡并加世田別府合戰之時、致忠勲早、

一去八月七日谷山合戰之時、致度々忠節之段預御注進、

且給御證判、為備後代龜鏡、言上如件、

曆應五年九月 日

〔承了(鳥津貞久)花押〕

(鳥津貞久)

〔承了(鳥津貞久)花押〕

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二一六三号文書トホ同文ナリ)

〇五 島津守久宛行狀写

薩摩国山門院惣領河嶋門内老給分所宛行候、但別在所出

右、交名注文如件、

〇六 篠原一族交名注文写

篠原一族交名注文

篠原諸三郎入道證阿

同小次郎道國

同孫六國道

同孫七經清

同又次郎入道々恵

同岩崎六郎三郎入道元秀

同次郎兵衛入道西連

同水俣弥十郎國友

同平九郎高國

同孫三郎國尚

同藤八國末

同河内房弁琳

同孫太郎國繩

同萩崎小次郎入道良意

同中条師次郎經顯

〔有裏ニ〕

檜前國尚(花押)

建武四年二月十日

〇九 島津貞久施行状写

〇七 檜前道国挙状写

薩摩国牛屎院篠原平九郎高国申、當院内別府村地頭職為
勲功賞被宛行由事

薩摩國篠原小次郎道國中、馳參御方候之上者、下賜御判
備後證相存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

繪旨如此、早山門弥次郎入道相共可被沙汰付當村地頭職
於高国也、仍執達如件、

元弘三年七月廿三日

檜前道國

建武元年四月八日

進上 御奉行所

〔承了(足利尊氏)花押〕

〔此判
有裏ニ(花押)〕

在国司入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六八八号文書ト同文ナリ)

(島津貞久
沙弥)花押

〇八 鎮西御教書写

薩摩國篠原孫二郎入道隆恵申、同國光武名田島等事、訴
状如此、為訴人不終沙汰之篇、下國云々、所詮来月廿日
以前可參決也、仍執達如件、

嘉元四年二月廿五日

前上總介(花押)

篠原彦二郎殿

曾
木
文
書

〇一 女房奉書

御ふみのやう、ひろう申入まいらせ候、誠に御たのむの
めてたき、御祝義とおはしまし候て、此にまな一折まい
らせられ候、数くめてたく御まんそくに覚しめし候、
幾久しく千世萬代の秋迄もと祝入られ候よし、よく心え
候て申せとて候、このよしよく心得候て申入れ候へく
候、めてたくかしく、

より

(墨引) 誰ニても御局へ
まいらせ候、

〇二 近衛信尹書状

「近衛信尹公御筆」

今晚滞留候て、今朝之残をはなし申度候へ共、隙もあき
候まゝ、まつ帰京候、追々吉事共可承候、内府此度者別
而御懇共候く、かしく、

七九

岡左兵尉(花押)

〇三 島津義弘和歌

「義弘公御筆」

寄歌戀

たのめてもこぬ夜むなしき山かせニ
思ましらの聲を聞ゆる

寄玉戀

白玉かなにそと問はいかゞせむ

〇四 島津家久和歌

「家久公御詠歌」

山さとへきけはなつかし仙人の

さくのさかりを詠めやハする 家久

〇五 伊勢兵庫室消息

「家久公御姫君
御筆本 伊勢兵庫奥方」

するく御舟つきまいらせ候よし、うけ給候、め
てたくかしくよろこひまいらせ候、この中は事のは
か、こゝもとハ雨しけく御さ候て、御舟のうへあん

誰にても御申候

しまいらせ候ニ、めてたくそんし候、いよ／＼御く
たひれも御さなく、御きけんよく御さ候や、久しき
御舟中にて、御きけんのほとうけ給たくそんしま
らせ候、こゝもとにも、とり／＼ふしの事にて御さ
候、わたくしもそくさいに御さ候、さためて十日比
ニハこゝもとへ御つきあそはし候はんやと、めてた
くかしく待まいらせ候、もはや御道中も事のほか御
あつく、御めいわくにおほしめし候ハんと、こなた
よりもあんしまいらせ候、何事も御めにかゝりま
らせ候て、くハしく申入まいらせ候へく候、なを
めてたさ、あとより申入候へく候、めてたくかしく、
ひきやくまいり候まゝ、一ふて申入まいらせ候、いよ／＼
御きけんよく御さ候や、けさいせひやうこ殿よりうたと
のゝ御出候へハ、御舟もつきまいらせ候由、物かたりに
て御さ候よし、ひやうこ殿よりうけ給候、いまたこなた
へハひきやくまいり候ハねとも、かしく、

より

大すみさま

ひ

〇六 島津久住和歌

「綱久公御二男島津兵庫久住」
加治木四代

燈をもて
よるはなを
見て
灯のひかりをそへてよるはなを
ひときわ花のあたらしき哉

久住

〇七 小枝敦康申状

「足利尊氏
將軍御判
小枝三郎敦康申状
山城國住人」

山城國御家人小枝三郎入道道忍子息同三郎敦康申、親父
折節重病之間、敦康去月廿七日參御方、致軍忠候之上者、
任定法賜御判之御外題、弥可成合戰義候、恐惶謹言、

元弘三年五月十二日 藤原敦康(花押)

御奉行所

「承了(花押)」
(足利尊氏)

〇八 鎌田正長書状

「光久子御子鎌田又七郎正長」

其御地無別条、手前宿元無為候之由、野間孫兵衛便ニ承、
珍重ニ存候、次貴殿御息災ニ有之由、大慶ニ存候、手前
儀無異ニ相勤候間、可御心安候、御隙之節者屋布へも節
々御見廻可給候、猶期後音候、恐惶謹言、

九月六日

大脇庄右衛門殿
御宿所

鎌田又七

正長（花押）

〇九 島津久輝書状

「目光久公至
吉貴公御三代
御家老
永吉五代」
島津中務久輝

与力方へ之御状令被見候、弥御無為御重歳、珍重之至候、
我等無異條致越年候、入御念示給趣、過分存候、猶期後
喜之時候、恐惶謹言、

二月二日

島津中務

久輝（花押）

山下三左衛門様

御報

〇一〇 興正院消息

「光久公御姪女
島津右馬頭久雄
後夫人
廣照院殿 初称興正院寛
島津中務久茂女」

返々、甫仙和尚へも大坂すいたやまで文たのミ申候
へは、たしかにとゞき申候へく候、かの方までさい
く文たのミ候て進し申候、御懐へもよくく事つ
て申候へく候、さき程ハ新八所へまいり申候て返事
おそなわり申候、めてたくかしく、

さき程ハ家来ともまで御ねん比の御手かみ下され、かた
しけなく存候、世もひややかになり申候へ共、何も御そ
くさいニ御さ候よし、めてたく存申候、我らかわる事な
くくらし申候まゝ、御心やすくおほしめし被成候へく候、
見事なる花色々おくり下され候、もはや草も皆霜かれは
てまいらせ候折から、めつらしき事にて候、御やさし被
成候ゆへと一しほ色ふかく詠入申候、殊に山屋敷ニ御手

作のよし候て、いも二色下され候、所からめつらしく、
ふうミも一しほにしやうくわんいたし申候、折からとう
しよのけしき、紅葉色こく御さ候へと、いつもく御
ゆかしくそんしやり申候、いか様ながらへ申候ハ、春
ハまいり候て、見申候へとそんし申候、めてたくかし
く、

より

兵衛様

興正院

御返事まいらせ候

〇一一 島津勝久並家老本田兼親外六名署判

「忠兼公御判物 勝久公初御諱 御家老七人連判
桑波田藏被守景元入道觀魚 池袋越後守宗政
本田刑部少輔千親 梶原備前守景豊
肝付越前守兼親入道以安 土持伊豆守政綱入道弓伴
本田因幡守兼親入道了觀」

(島津勝久)
忠兼(花押)

〇一二 川上久国書状

「家久公御家老 川上因幡守久國入道商山」
初式部太輔

金武王子へ鳥目二百貫文可被進由候、定爰元御用之儀も
可有之候間、先々可被相渡由、御老中被仰候、爲御心得
候、恐惶謹言、

九月十七日

久國(花押)

(上書)

謹上 川上又左衛門尉様
人々御中
同名式部太輔
久國

〇一三 諏訪兼清書狀

〔光久公御家老 後兼利 諏訪木工右衛門兼清〕

猶々、彼者事、菩提之為ニて候間、出家ニ召成度候、何とそ被入御精候而、出家之道ニ心さし申候様ニ御指南頼申候、

一書令啓入候、仍其元御無事之由、目出度候、我等夫婦ニも無事ニ御座候、其後状ニても不申、御無音ニ候、然者我等被官毛利隼人弟、我等悴者ニ罷成候、若輩ニて候間、當分者貴僧弟子ニ召置度候間、側ニ被召置候て、手習学文御指南頼申候、細々ハ隼人召列參候而、様子可申入候、其身学文ニも心掛候て、以来出家ニも罷成候ハ、左様ニも可申付候、万々御指南頼存候、恐惶謹言、

九月十四日

諏方左右衛門

兼清 (花押)



〇一四 町田久倍願文

〔義久公御家老 町田出羽守久倍入道存松〕

依有志、謹願誠心、炷不斷香、奉献 諏方上下大明神御寶前、永代不可有斷絶、爲其香資、當所麦生田名之内一ヶ所、葭原之屋敷、奉寄附者無疑、右所祈意趣者、御當家御武運長久、且者久倍息災安穩・子孫繁昌、且者當境無事・衆人快樂者也、若於後日有疎畧之儀者、可其沙汰、仍證狀如件、

町田出羽介

天正八年庚辰仲秋廿五日

久倍 (花押)



〇一五 島津久雄書狀

〔家久公御子 永吉四代 島津安藝守久雄〕

尚々、路ちのふしのお井成は数寄隙入とて能存候か、其程路ち御見せ給へく候、以上、

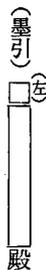
今朝者待申候へ共、遅候故、致出仕候、蓮金院為御見廻被下候ニ付、三原左衛門佐殿、式部様御振舞被成候、私宅へも見廻いか候つる間、逢可申と存候處ニ、誰も無

之候間申分候、其後つかひニ而も終ニ不申候、自然振まひ候而成合儀もや候へん、聞合給へく候、用意共入事ニ候間、聞合、此方へ可承候、恐惶謹言、

九月廿二日

(花押)

(包紙ウハ書カ)



安藝守

〇一六 島津久慶書状

「家久公御家老島津彈正太弼久慶」

不及御報候、以上、

夜前亥之刻之御状、今日到来、令被見、則御両老へ申談候、返書被遣候、然者異國船之儀、御老中衆へ御談合可申由、當年四月十四日御条書を以^(可也)も被^(可也)仰下候ニ付而御談合申候間、重而御状可被遣時候者、御同前ニ可被仰遣候、為御心得候、一人にてハ無嗜ニ候間、申事ニ候、恐惶謹言、

島津彈正

久慶 (花押)

七月十二日

東郷肥前守殿

相良土佐守殿

人々御中

〇一七 肝付久兼書状

「光久公御家老肝屬主殿久兼入道活堂」

一筆致啓達候、先以上様方益御機嫌被成御座、恐悦奉存候、次貴様弥御堅固御座候半と珍重之至存候、然者御役儀御免許以後、以参ゆるく^(可)と可得御意と、内々存候得共、何角と押移、終ニ無其儀、近比御無音之至、背本意存候、私事茂此節者高輪御屋敷へ相越申候、村尾殿も成ほと達者ニ被相勤候、毎日参會仕事ニ候、久々之旅を被勤候故、萬端不勝手之儀共有之候、就夫種々之珍事共有之候而、大笑いたし申事共ニ御座候、貴様何様成儀ともニて光陰を御過し被成申候哉、定而書物をこそ御友と被成候へんと察存申候、爰元太平、當時暑氣甚敷御

座候、猶期後音之節、可得御意候、恐惶謹言、

肝付主殿

六月九日

久兼(花押)

相良源五左衛門様

人々御中

〇一八 島津久元書狀

〔家久公御家老島津下野守久元〕

今日從大坂(之口)說ニ、仙洞様先月廿日頃より 御惱ニ

付、當分者玄琢法印薬を被致進上候得共、猶以為 御保

養、自國母様板倉周防殿へ被 仰、玄治法印を呼ニ江戸

へ早飛脚差遣之由候、恐惶謹言、

七月廿四日

島圖書

久通(花押)

〇一九 島津久通書狀

〔光久公御家老島津圖書頭久通〕

尚々、我等試筆歌二首書付進之候、人ニハ見せ有間布

候、已上、

新春嘉瑞珍々重々、不可勝計幸甚々々、然者其地隙有間

布ニ、節々岸勘左方迄狀共、殊大慶ニ存候、又五郎方へ

も別而御心添之由承、致案堵候、替之證人衆、今日迄ニ

被為發足候間、近日其地へ着候へん間、追付替合可申与

令満足候、此方一門中并貴老宿元無事ニ候間、心可易候、

我等事へ去四日之比より咳氣惡候而、于今透々と無之候

へ共、為指事ニ而無御座候、最早大方快然ニ候故、又五

郎方へハ不申遣候、當年谷山之御狩ニ而、島庄三郎殿鹿

被射候ニ付、今日ハ參候程候条、心可易候、猶期後喜之

節、恐々謹言、

正月廿五日

(申神増カ)
中内歳丞殿

まいる

〇二〇 島津久元書狀

〔家久公御家老島津下野守久元〕

以上

此御道具衆兩人、此中江戸へ相詰候、替罷越候間、帰宅

船中之飯米、細島より綾迄の駄賃、例之様ニ可被遣候、

其地へ御舟未上着候者、伊兵部少輔殿へ書状進候間、於

中□舟へ参合候様ニ申付候、各よりも其通可被申候、

勿論御上着前之儀候条、御假屋掃除已下可被入念候、其

外諸事之儀、由断有間敷候、様子鎌左京遠路迄申越候条、

万端可被随下知候、為其如此候、恐々謹言、

十月三日

下野守

久元（花押）

平田次郎左衛門尉殿

中原藤左衛門尉殿

吉井次郎兵衛尉殿

御宿所

〇二一 本田親貞書状

「東郷重位門人
初筆人親記 本田半兵衛親貞」

尚々、御酒被下候人数へ、銘々ニ辱通被仰候て可被

下候、急便之故別書難成候て如此候よし、御両所御

前より被仰分たのミ入候、源六さまへ申入候、罷立

候刻、御手前拜見不申、口惜存候よし、別而申入度

候、先可申入ニ、平藤九郎様へ罷立刻、罷出、をの

〳〵様御手前見物可申よし申入候て、何かと取紛、

又者天氣共あしく候ニ付、無首尾申候て無御面目候、

此等之趣申述度候、留主中宿本へ被添御心たのミ存

候、又々順風無之候て、やう〳〵三日前ニ平戸まで

御着津ニて、順風御まちニて候、いづれも上下めい

わくまでニ候、御すもし〳〵、

其表罷立刻者ふためき申候て、終御館にも御礼不申入、

誠ニ背本意、于今迷惑仕候、殊更節々御音信、其上罷立

折ふしも、一入為御念之入御酒肴過分ニ被掛御意、其御

礼さへ不申入、慮外之至難申盡候、儘々いづれもの一儀、

御手前不致拜見、于今御残多事明暮存據事候、乍去来春

ハ早々可為御下國候間、致御供罷下、彼是相積儀静々と

可申述候、乍重言終御壽不申入、人ならぬ御事、中〳〵

紙上にて難申述候、御船中にも夜々ハ被召寄、兵法之

御咄までにて候、をの〳〵其外若き衆の儀共、御前に

ても出合申候、一儀御嗜にて、ひそかに御稽古肝要候、連々我々所へ御壽之御人数へへ、御兩人前より右之旨被仰候て被下候、申後候吉則三兵へ尉殿事へ手前能仕候よし被聞召候との 貴命にて候、いよ／＼御嗜肝要候、此よし申度候、殊之外すきにて候と被 聞召候と 尊意にて候、急之まゝ、恐々謹言、

親貞（花押）

二月廿九日

否笠治左衛門尉殿

岩本惣兵衛尉殿

まいる

〇三二 島津久元書状

〔家久公御家老島津下野守久元〕

〔黒角印〕

右、高岡衆中兩人御任被申上ニ付、喜入撰津守殿當春江戸へ御下之剋、伊勢兵部少輔殿と被成御談合、先地頭之時分取得之知行、今度可被下由相濟候間、貴所より御支

配所へ可被仰渡候、仍為證文一筆如斯候、以上

寛永六年八月九日

澁谷四郎左衛門尉殿

参

〔島津久元〕
〔黒角印〕
下野守（花押）

〇三三 島津忠広書状

〔光久公御家老島津市正忠廣入道萬山〕

一筆令啓入候、仍而大坂迄御供之由、御大儀ニ存候、拙者儀

薩州様御参勤迄可相詰由被仰聞、此節御供不仕候、隨而者大学御供仕罷下候、就夫乗舟之儀、従家老衆可被仰越候間、似合之舟老艘御賦頼入候、為与力日渡傳左衛門被仰付候、右親子同船ニ御賦可給候、萬事其元能様ニ御入魂所仰候、何様罷下旁可申承候、恐惶謹言、

島津市正

卯月九日

忠廣（花押）

比志島主膳様

野村三右衛門様

人々御中

〇二四 桑波田景元外三名連署坪付

坪付

大隅國下大隅都市来名之内

一 永吉之門

六反 永吉田

ほり町 二反 同所

已上六反

島地三反冊二反大さこ 弥太郎追
冊 もいひさこ

浮免

はまた源右衛門尉先

一反冊かうしか森

新原三郎四郎先

一反 ふるとの

なかつは宗さへもん先 山かあり

一反 岩もと

大つは宗さへもん先

一反 四枝

同先

一反 同所山口

五反之内上の原又二郎先

二反 一らく

市来小太郎先・中俣清左衛門尉先

二反 岩本

四反 山ノ口ノまへ

冊 むめやふ

已上一町七反廿

浮免島地

中俣佐渡先

一反 かうつみや

上の原又二郎先 ひはの

一反 平八ら

中俣六郎先

冊 よし水

長田与五郎先 のほと

一反 寺山

上の原二郎五郎先

一反 下ノほりの内

中間又六先

冊 おかのさこ

中間十さへもん先

一か所 かりや

已上

大永二年

十二月廿八日

(本邑)

兼親

(併也)

兼演

(伊地也)

重周

(桑波田)

景元

允殿

〇二五 新納久了書狀

「光久公御家老 新納又左衛門久了」

一松浦殿への一斗十匁御持せ候よし、右銀并正平染之道具之代、同前ニのほせ可申候、

一三市之便ニかたゑのくはけ慥ニ相届申候、別紙申入候ことく、はけ絵の具入不申候、重而御遣し有間敷候、

一乍早晚熱病はやり候よし、乍然もはや時分もよく罷成候間、(ト)

一小火事御座候へとも、はやく消候よし、此比ハ夏よりも油断ならぬ事ニ成候哉と存申候、

一松浦咄ニ御聞之様ニ、道具など取々ニ高直成物もうりニ参候よし、依之ちと御聞之様子も有之候よし、為何様子にて候哉、尤かくこも可入事ニ候間、後便必御申越候へく候、今時之儀候間、物ニより延引候てへいかゝの由、相心得申候、高直成物ハ尤其心得にて候へく候、

一怪異之儀近比珍事にて候、唱申候、分而先不宜儀ニと、兼好も被申候、

一伊勢平右衛門殿へ、白ひるかほの種之儀申入置候、此度状遣し得不申候間、所望被成、便宜ニ必御下可給候、恐惶謹言、

八月廿一日

(花押)

新納主税殿
御報

(翁納久了)
又左衛門

〇二六 北郷久加・山田有榮連署達

「家久公御家老 山田民部少輔有榮入道昌嚴」

榊 新左衛門尉

右之母、先年(島津光久)薩州様御乳被仰付、数年致在江戸、御奉

公仕候ニ付而、今度為(新)被下候条、可有

正保四年正月廿二日

(山田有榮) (黒印)
民部少輔
北郷久加 (黒印)
佐渡守

〇二七 島津忠守書狀

「光久公御家老 島津大學忠守」

如睡老御死去之由承、笑止之至候、御自分御愁傷之程令
察候、為御悔如此御座候、恐惶謹言、

島津大學

忠守(花押)

十月三日
藥丸刑部左衛門様(兼禰)

〇二八 種子島久時書狀

「日光久公至
吉貴公御三代
御家老」 種子島藏人久時入道山栖

龜姫様御不例御養生不被為相叶、終被遊御逝去、奉絶言
語候、依之示給候趣令承知、入御念儀存候、恐惶謹言、

種子島藏人

久時(花押)

十一月十八日

相良様

〇二九 伊勢貞昌書狀

「家久公御家老 伊勢兵部少輔貞昌」

已上

去月廿九日之尊札、即致披露候、然者(島津久)薩州様被成御疹
候由相聞得候哉、今度御父子御三人様共ニ被遊、皆々御
快氣候、尤以御直書雖可被仰候、先從拙者可申達由、御
意候間、如斯候、仍(島津家久)黃門様被成御帰國、御満足奉察候、
尚期後音候、恐惶敬白、

伊勢兵部少輔

六月廿日

貞昌(花押)

玄蕃頭様

尊報人々御中

〇三〇 島津久慶外二名連署書狀

「光久公御家老 北郷佐渡守久加」

急度申候、甑之島番船少之由、其聞得候間、其許より以
見合相應ニ可被遣候、為其如斯候、恐々謹言、

北郷佐渡守

七月十一日

久加(花押)

川上因幡守

久國(花押)

相良土佐守殿
御宿所

島津彈正

久慶(花押)

「龍伯公御家老平田久兵衛宗親」
并醫師・陰陽師・繪師・仏師・摺縫物師・武藝相撲之族、
或禅律兩僧坐道浄土碩学顯教密宗学生修驗行者、効驗之
貴僧・聖者上人・紀典全経儒、

〇三一 喜入忠統書状案

「家久公御家老
後忠政 喜入攝津守忠續」

〔端裏書〕
「長崎借銀返弁皆濟時遣之状案文」

十月十一日之書状令被見候、仍此中其方へ借銀申置候、

返弁度々申、相殘銀、此度而使篠原調兵衛殿・野田太郎

兵衛殿へ相渡申候、慥請取可有候、巨細之儀者、田代三

左衛門尉より可申達候、万々兩使口上ニ申候、恐々謹言、

寛永十四年

十二月十日

忠續

長崎表

津田又左衛門尉殿

御報

〇三三 鳥取政茂坪付

「忠治公御家老鳥取播摩守政茂」

坪付

薩摩國伊集院上神殿名内

二段 いこゝは

一段 おにくき

一段 かミ山の田

以上四段

永正九年八月吉日

政茂

殿

〇三二 平田宗親書

〇三四 志賀親章扇面漢詩

〔鳩巢門人志賀武兵衛親章號登龍〕

〔朱印〕

拔絨婦來采靜居閑情

本與世情疎幾篇黃卷

開蘆凡一默青燈照艸

鷹夜月韓壺燈火燦春

風馬帳簡編舒西齋永

日無餘事讀徹南蕃一

卷書書齋

丁未七月

吉旦

登龍書

〔朱印〕〔朱印〕

〇三五 北郷忠昭漢詩

〔光久公御家老北郷惣次郎忠昭〕

帰雁遙

辜負穠華飛入雲 秋南春北自成群

天涯明滅數行字 恰似周宣石鼓文

忠昭

〇三六 時任慶榮和歌

〔光久公御代時任慶榮〕

あしからのやまたちかくす霧の上に

ひとり晴たるふしのしら雪

〇三七 喜入久亮和歌

〔光久公御家老喜入安房久亮〕

桜ひとつ□勝と

日本のほ□

〇三八 山之内弘三和歌

〔吉貴公御右筆山之内堅右衛門弘三〕

世の中よ道こそなけれ思入

やまのおくにも鹿そ鳴なる

〇三九 長崎貞義和歌

「家久公御右筆長崎助左衛門貞義」

ゆくさきも見えぬ浪ちに船出して

風にまかする身こそういたれ

守ら

南

罪も

勤も美と

さとりけめ

〇四〇 田中国近和歌

「光久公御右筆田中藤次兵衛國近」

みてのミヤ人にかたらむやま桜

手ことにおりて家つとにせむ

〇四三 阿蘇惟永和歌

「龍伯公御代阿蘇新九郎惟永號玄與」

玄与

い いつはあれと春てふ春の空やたゝ

こと葉の花の種となるらん

せ せよこゆる浪の花こそさかりなれ

柳を渡る春のあらしに

も もしほやく煙そのほる浦風に

けさの霞や消わたるらん

の 野を遠見のほる翅の落やらて

風のうへなる夕ひはりかな

か かへる雁たかねの花を宿にミテ

〇四一 某和歌

炭竈のかゝよふつきのあかりより

ゆきにそみゆる大はらの山

〇四二 漢三和尚和歌

「漢三和尚」

昔人のをしへ

をかたく

しはしやすらへ明ほのゝ空

たれもたゝ空にし月を松浦かた

霞吹とけ春の山風

りりんきんの軒はの藤の花かつら

かけていく世の春になれなん

かちきより被 仰付候て、頼よみ申候、

不思議之瓦礫候、

〇四四 伊地知重張書状

「御文書奉行
目録綱貫公至 伊地知助右衛門重張」
吉貫公

尚々、申進候通ニ漸々書調申候故、日付等片々違

申候間、其御心得ニ而、いづれも披見被成候様に奉

頼候、以上、

明三日ハ、この浦の者共、私を濱遊ニと申候而、請

と申候間、罷出申筈ニ御座候、尤井ノ川ニ暁より参

候而、巳ノ刻ハ可罷歸と申聞候、この浦ハこの節供

計を為行之由ニ御座候、是又為御心得申上候、已上、

謹而奉追啓候、弥以無殊篇私在島仕申候、先月十八日、

吉日ニ而御座候故、尊公様へ奉呈候愚書認始申候而、夫

より次第々々ニ書調、今日迄ニ大方相仕舞申候、明日多

分南風ニ可罷成と、この浦之者共申候、然ハ井ノ川一里

餘御座候ニ付、若出船も仕候へハ、此状共を積申事者難

成と存申候故、今日追啓相調、明早朝私井ノ川へ持せ申

候而参、船頭ニ對面申、如此ニ無為ニ罷有候事共申上候

様ニと申聞候覺悟ニ御座候間、委曲之段ハ船頭共可申上

候、十八日より今日迄、此一箱ニ為相納書立申候ニ而、

無為ニ罷有候段ハ御察可被下候、十八日一通計相認、則

井ノ川ニ参候而、何日比出船申候哉とたつね申候へハ、

廿五六日と申候ニ付、其夜ハ瀧聞市右衛門殿へ致一宿、

翌日初田之豊城へ参候て、雨天故於彼方書状共相調、其

夜ハ初田ニ致一宿、翌日罷帰、夫より朝晩やそろくくと

書申候程ニ書状合百余通ニ成申候を、箱ニ入付申候と社

存申候、初ハ大かた五六十通と存、後ニ七八十通と社存

候ニ、思外ニ如此候、又も進上申度方、何程も有之候も

無音ニ罷成候ニ付、別書銘々可申入と兄弟ニ申遣候、い

つれも大方長文共ニ而御座候、おかしき事も御座候間、

七月七日

兼昭 (花押)

狂言と被思召上候而、子共ニ御よませ可被聞召上候、新
役人之下島、朝暮相待申候へ共、未下着無之候、又東風
ニ成、南風ニ罷成申候ハ、近日中ニハ有之間敷候哉と
待遠候事ニ御座候、先書ニ申上候様ニ、まいる便より猶
委曲可申上候、恐惶敬白、

伊地知助右衛門

重張 (花押)

三月二日未刻

進上 (伊地知重親)

増也尊老様

参人々御中

〇四五 福屋兼昭書状

「光久公御右筆 福屋伊賀兼昭」

先日以來節々御見廻ニ祇候可仕と存候處、地躰草臥之煩
御座候ニ、當分毎日彈正殿へ罷出候へ者、乍存不参罷成、
本意之外奉存候、仍經一あたらしさうニ御座候間、各迄
もたせ申候、自然秘書様へあかり申候ても不苦候ハ、可
預御取成候哉、御分別次第可仕候、恐惶謹言、

(ウハ書)

福屋伊賀

中神内蔵允様

(墨引)

大迫弥兵衛尉様

人々御中

兼昭

〇四六 白尾国長書状

「光久公御右筆 白尾金左衛門國長入道自安」

(ウハ書)

白尾金左衛門

(墨引)

猿新介様

人々御中

國長

猶々、

御馳走之儀共忝奉存候、無御限迄存候、以上、

昨日者被召寄、殊更被為成基興行、終日之遊會、別而大
望辱奉存候、旁以無他事御企、さりとてハ御慮之内、御

心底之程感存候、先為謝礼呈愚札候、誠惶謹言、

五月初四

(花押)

〇四七 竹内伊左衛門尉書状

〔光久公御右筆 竹内伊左衛門尉〕

大村長介殿下向候間令啓候、

一治部左殿へ申候知行之儀、此元にて双丞殿へ談合申候、
兵部殿へも申上候、菱縫殿殿下向候間、其元ニ而ぬい
殿へ細々被仰候ハ、相調可申候、双丞殿父子一段息
災ニ御座候、

一御犬も今月可為中旬由候、昨日王子ニ而ならしの犬御
座候、御奉行衆・御旗本衆大勢御見物候、兵部殿外之
犬一疋被遊候、殊外御褒美ニ而候由候、先々目出度候、
此文夜中ニ書申候、見せ申間敷候、御免々々、恐惶謹
言、

竹内伊左衛門尉

十一月五日

■ (花押)

東郷長左殿

有川治部左殿

人々御中

〇四八 野村元綱連歌

〔家久公御右筆 野村大季元綱〕

雲霧の小倉の山もあらはれて
つらなるかりのはかせ落来る
とまり舟静かなりしも奥津浪
浦の苦屋ハわかぬおちかた
あしの葉も松をもうつ雪降りて
いてよもしはしうすすき日の色
しのよめの雲ハ麓に引残し
夜半の嵐やたかね吹こす
こゑくになくら帰行村鳥
くるれハ軒にすよめなきよる
ほしをける稲葉ハしつか庵の前
霧まもり来る日ハさやかなり
明る夜の月の下風たえくにな
ぬる人しるしきぬた音せぬ
そはたつる枕の夢のむすほくれ
せはき戸さしのうちの住しさ

吐 同 巴 同 吐 同 巴 同 吐 同 巴 同 吐 同 巴 同 吐

くるゝより蚊遣の煙くゆらかし 同

立すゝミぬる道のへのそて 巴

こえつくす坂ハ木かけに水澄て 同

関の小河に馬草かふ也 吐
名残

うときにもなるれはおなし都人 同

歌のえらひにいるそまれなる 巴

名ハ後の世迄も残る物としれ 同

たかこよひとは見そめつる月 吐

○四九 平野友重書状

〔光久公御右筆平野次郎兵衛友重〕

(ウハ書カ)

〔貴嶋曾右衛門様

上村喜兵衛様

平野次郎兵衛

┌

毎度御無心ニ候へとも、尺かり三匁申受度候、差出相調、

代銀も持せ申候、御申請可被下候、奉頼候、以上、

二月九日

○五〇 平野友将書状

〔家久公御右筆平野為兵衛友将〕

(包紙ウハ書カ)

┌ (墨引)

平野為兵衛

津曲長右衛門様



┌

猶申候、何とそ相調候様ニ奉頼候、平生御無音申御

恥敷候へとも、遮而入用御座候故、申入之儀候、事

々奉頼候、以上、

久舖不得貴意候、然者近比うち付なる申事候得とも、貴

様頃日かけ銀御取之由傳承候、若借シ銀御座候ハ、四百

め程申受度候、於罷成事ハ奉頼候、遂參候而可申入候へ

とも、ちと隙入申候まゝ、乍自由如此ニ御座候、以上、

十二月十六日

〇五一 南泉院權僧正雲洞書狀

〔南泉院權僧正雲洞〕

先刻之儀ニ付、明朝一寸得御意度儀御座候間、御太儀なから明早朝可預御出、此旨一寸申展候、以上、

九月八日

(包紙ウハ書カ)

〔永山仁右衛門様

南泉院

(墨引)

」

末冬末三

宗順(花押)

〇五三 某書狀

御手紙令拜披候、然者從南都能三光之鷹上り候間、御聞候者持せ可被越之旨、御念入被示聞、満足被申候、乍去三光者あまり望ニ不被存候、猶其内懸御目可申入候、以上、

乃刻

〇五二 八文字屋宗順書狀

〔寛永年中
連歌師 八文字屋宗順〕

久不得御意候、罷上候刻も御尋之處、御他行故無其義候、隨而歳暮之御礼ニ尤罷下候て可申上候處ニ、彼是取紛申候間、乍同候一人差下申候、御兩人様へも御取成頼申候、乍乏少肩衣袴一具、誠御祝義驗迄候、猶明春万吉可申上候、恐惶不宣、

八文字屋

〇五四 木村探元書狀

〔木村村右衛門時員入道靜隠〕

猶申候、同属傳右衛門無事相勤申候由被仰下、忝奉存候、萬事奉頼存候、年内も無餘日候間、明申候而、万喜可申上候、以上、

十一月三日六日之御細書、忝拜見仕候、先以弥御堅康御勤仕之旨、千秋万歳目出度御事奉存候、此元御宿元

皆々様御堅勝被成御坐候由承及、奉珍重候、私方不相替罷在候、當冬存之外暖氣御坐候而、病身悅罷在候、雪一向降不申、霜も此兩朝見得申候、雨天折々ニ而、不順之氣候ニ御坐候、

一信梅之狂歌御見當之由ニて、具ニ被仰下拜見仕候、扱々面白物ニ而御坐候歌、よめ不申由被仰下、くり返し々々數十扁見申候へ共、解かたく御坐候、ともしひとゆきをと申題を、直ニ火と雪をなかめばとつゞけたる物と見申たる計ニ候、夫よりさき少も解得不仕候、御下國之節拜見仕候而落着可仕候、

一此度主計殿御内笹川文次殿へ頼申候而、上林殿別儀はかり取寄申候、存外ニ和らか成茶ニ而御坐候、折節挽申候而楽ニ仕候、

一梅も最早咲出申候、林中之粧、懸御目度存申候事候、一御内方御草臥も御坐候故、夜咄ニも無御出御長屋住之由、御尤奉遠察候処、^(マヤ)兩日己知町田仲右衛門殿御見廻候而、舜水文集三十冊物御覽之由被仰遣候由候、咄承申候、左候へハ御草臥ハ無之物坎と存申事ニ御坐候、

一実隆卿短冊も表具相調懸申候へ共雪霜無之、見申候而悦申相手も無之、独身之楽ニ仕候、

一信楽御茶入之儀、御物笑之由候、必々濃茶御入候事不相達候ハ、頂戴可仕候、亦鴻之助老翁所持之珠光之書ニも、信楽ハ殊之外へし可申候由承得申候、備前も御坐候得共、作御氣ニ入不申候由承知仕候、如何是も定而御手ニ入候半と邪知廻し申候、

一翌野光明寺覚峯上人、段々大年相重、先比死去ニて御坐候、古器書画之類分散仕候、私方へ為遺物兩三品、弟子中より遣被申候、無常之世界ニ御坐候、

一當日ハ相僕^(マヤ)御坐候而、荒砂不出来ニ而、色々申事共候、大嶋と申者よりつき出され、何之詮も無之、寄方之者共なき申候由、今日ハ右之大嶋、小雀と申上町之者よりあをのきに臥られ候由、二才共悦申物語仕候、大嶋はりの強き者ニて、荒砂もはり出され候ニ、小雀ハはりを凌候事か得手之者ニ候、つと入候而足を取て、右之様ニ仕候由、相僕^(マヤ)数寄ハ定而花をやられ候ハんと存申候、

一 主計様御方へ折々御宿候而、何欵御咄可有之奉察候、

御小性中へ申上度御坐候へ共、此度ハ不申上候、定而

弥器弥書画御歴、御覽可被遊奉存候、貴様刀之握出し

御心懸可有之由、此元にてハ御噂も承申候、如何何そ

御見當御坐候欵、承度奉存候、

一 大原氏少も隙無之、此間及兩度被呼候へ共、一度ハ私

不快、亦老妻此間何共合点参らぬ心懸ニ有之付添罷在

断申候、其後此方へ大十殿見廻にて承申候へハ、公界

連々人々之参會申かたし由承申候、

一 大山殿鍾馗高然暉之儀、毛頭失念不在候へ共、何かと

押移申候、必心懸可申候、

一 上町之者ニ江口何とやら申者、京へ参候而、茶湯傳受

仕候由、方々ニ参候而手前共仕候と承申候、珍數手前

にて、ふくさも左ニ挿申候由、

一 長崎之唐僧ニ仲幾と申人、茶湯被致候由、言語・手前

・氣轉、萬事日本人之様ニ御坐候由、暑中之會ニ春之

文句書候、懸候而後ニ風花之桜ヲ一枝被生候由承申候、

貴様御詰中、左様之僧御坐候哉、終ニ御噂も承不申候

かと覚申候、

餘白多候而咄を書申候、燈下ニ獨罷在候而如此御坐候、

随分御清福御勤可被成候、私方乍老年藥酒共被下、と

やかく暮可申候、尚奉期後音之時候、恐惶謹言、

木村村右衛門

十二月十日

時員（花押）

四本庄藏様

貴報

〇五五 清水宗川和歌

〔清水宗川〕

戊辰

宗川

試筆

めくミそふ春の心をとりくゝに

筆にまかする道そかしこき

けふといへはひかりゆたかにむさしのゝ

春にかすめるふしのしら雪

春にけさむかふ心をことのはに

やかてとりなすしきしまの道
天津そらけさハかすミて敷嶋の
やまとの國に春そきにける
幾かへりとをき神代の道すくに
春立わたるあまのうきはし

歳暮

老となるそれともしらすゆく年を
あはれいつまで身にかそへけん
としいひてはやくそくれぬある時ハ
ありのすさみのおほき日数も

〇五六 夢想之連歌

寛文三年八月十一日

夢想之連歌

馴あかぬ月のひかりやたらちねの
こゝろくらへの秋にハあらねと

菊さける色のこてふ去やらて

園生に結ふ露しつか也

跡までもたもと涼しき村雨に

舟さして行末の川つら

立千鳥友さそひてや声すらん

度く風のさゆる松原

霜ハ猶真砂の上に置そひて

暮残りたる釣廬の外の庭

呉竹にしはし日影や移るらん

ねくらの出て羽ふくとりく

はるかにも明離れたる野路の末

霧のたえまのしろき沢水

風わたる田面つゝきや月ならん

つらなり落る天津雁かね

暮てかる枕の山の陰さひし

うき旅衣うらふれぬめり

けふも又雨いか計そゝくらし

重りつゝも雲連ふそら

久雄

其阿

実親

景明

公綱

頼常

重昭

住常

松吟

鉄舟

了無

覚阿

其阿

実親

景明

公綱

頼常

重昭

おくふかき花より夜の道とめて

春ハ幾日もあかぬともなひ

長閑にも暮行ハおし鞠の場

音して鐘の霞む住吉

満汐につれて入江の泊舟

求食はなれてかける芦田鶴

はし鷹のゐる風に雪や払ふらん

明る朝氣の雲寒き峯

炭竈ハ昨日今日にも焼初て

住つく小野のおくの哀さ

月にはた妻戀侘る鹿の声

長き夜さりにいやかての袖

ひとり居ハ露に泪にぬれ衣

いつしか秋になされつる中

書送る文の傳さへ稀にして

すゝろに出し旅そ程ふる

生れ来てあるにまかする世の習ひ
柴の戸さしハつくろいもせず

住常

松吟

鉄舟

了無

覚阿

其阿

実親

景明

公綱

頼常

重昭

住常

松吟

公綱

了無

覚阿

景明
実親

一夏をたれか結ひし山ならん

陰いさ清き岩かねの水

雨はるゝ苺の雫の絶やらて

つゝくもほそき松の下道

古しへやあかめ置けん神社

おしへかしこき大和言の葉

七夕のちぎりさそなとおもひやり

月にも問ぬ人のつれなさ

おしこめし恨の程を身に入れて

ものゝけしきのかきりいつまで

明暮ハ花こそいとふ春の風

霞かすまぬ遠方の山

三
鷹帰る浦わの浪ハしつかにて

詠めにかゝる志賀の海つら

跡先に漕社出れ漁小舟

此方かのもにすめる苦ふき

千町田や見なは秋の来るらん
草はにあまる月の下露

頼常

住常

其阿

重昭

松吟

鉄舟

実親

了無

公綱

覚阿

鉄舟

其阿

住常

景明

了無

松吟

実親
公綱

暮しより野分の風の吹たゆミ

みきりに近き(馬カ)のこゑく

かくとなき池のもくつの方寄に

冬様になる柳さひしも

富城や余所にのミ見る雪の色

まさるともせぬ谷の悽

一筋の虹ハ雲まに棚引て

日ハさしなからあまりふる空

ときあらひ干侘ぬらし麻衣

賤男となりてかこふ竹垣

ことしけき世を遁れての住所

聞に妙なる法のことハリ

問よりし雲のはやしの徒然に

杉かてにゆく山ほととぎす

めつらしく咲藤か枝ハ夏かけて

らうのめぐりにイる袖

残りぬる暑や月に消ぬらん

薄霧なかずやり水の音

寛阿

うつもるゝあたり露けき芥川

其阿

頼常

あらため作る里の中道

鉄秀

景明

折にふれ花に御幸をもよほして

景明

住常

あさまたきよりいつるかり人

了無

重昭

すゝむるにあらす霞を汲けらし

実親

実親

こゆるとしひの賀のいわひせり

住常

其阿

よむこそハこゝろくゝの歌ならめ

重昭

鉄舟

哀ハいつれ知ぬ春秋

松吟

公綱

しめをける四町の内や廣からん

景明

景明

門田の末ハ刈も盡さず

公綱

住常

霧こむる様とかわれハ先暮て

鉄秀

了無

いつれ八月のうかふ川水

寛阿

実親

浪あれぬ日ハ綱手解藻舟

実親

寛阿

高根おろしの音そしつまる

重昭

松吟

いつくにか過て行けん一時雨

住常

重昭

見るく雲のはるゝ半天

鉄秀

住常

明はつるかたハはるけき淡路嶋

頼常

頼常

立ならひぬる松ハ幾もと

其阿

古巢をも離れぬ鶴の鳴かハシ

わきて豊にすめる此殿

よせをもく類さかふるや稀ならん

次くくにしも人の~~き~~き

色くくにあたかさねたる花の袖

重き霞にもれぬ日の影

山あひハ春まで雪の消やらて

折つれつゝもかへす麓田

往常

了無

景明

実親

其阿

公綱

覚阿

執筆

〇五八 平田可竹宗文章

「平田民部左衛門宗弘號可竹」

似たり阿難はうつくしき侍者にて、世尊敬愛したまふ、

摩登伽女かましましなひ、おとさむとせしも、まことやこと

わりにそおほゆる提婆達、

〇五九 柏原公英漢詩

「柏原彌右衛門公英號幽靜」

宗憐翁先生九十華、且予母亦九十、共欲保長生、仍祝慶

呈一絶具笑

正

悦見當時九十人 同年慈母亦存辰 頼須壽拭争千歳

相共庭前試植椿

盲時享保十六辛亥孟夏日

幽静余

〇五七 喜入忠政書状

「家久公御家老喜入彌津守忠政」

此比御手跡御たしなミ被成候由承及候、珍敷手本共御も

とめ候哉、いかゞ、此方へ貴方より手本求置候、御光臨

候て御覽候得かしと存候、其外もニ掛御目度品物共御座

候、近々奉待候、恐惶謹言、

如月廿有四

〇六〇 丸目徹斎書状

「丸目石見入道徹斎」

尚又申候、御光儀秋中との御書面候、秋中ニハしけ

く奉待候、以上、

(ウハ書)

兩日被成 御光臨、殊々悪天之折から御兵法御鍛練、誠

伊勢万助

御大儀無申上計候、御太刀之御光いきおい驚入たてまつ

(墨引)

り候、卒老之本望、可被成御意候、いくたひもく可奉

土岐平助様 貞丈

待候、又御やくそくの一儀、相調申へく候く、可得尊

意候、恐惶謹言、

〇六一 平田宗張書状

六月廿五日

徹齋(花押)

「平田民部左衛門宗張入道可竹」

(ウハ書)

丸目石見入道

尚く、十一日以後何時とも御院参之刻ハ、御供可仕候、

(墨引)

相良喜平次様

徹齋

貴翰之趣奉申候、明日御院参あるへきよし候、昨日より禁中御祈念之事被仰出候て、護摩修行候故、禁足仕候間、明日ハ御供仕候事難成候、十一日迄ニ而候間、十二三四日之比より者何時も可伺公候、此よしまいらせ候、かしこ、

〇六一 伊勢貞丈書状

「御旗本故実 師範家 伊勢萬助貞丈」

新曆之慶賀重疊申籠候、弥御堅固御越年之由、珍重之御

乃時

事候、将又為曆首御祝詞、早々預御書辱存候、右御礼旁

(墨引)

如此御座候、恐々謹言、

回章

正月十三日

貞丈(花押)

(花押)

〇六三 中西秀長書狀

〔家久公御代、中西長門守秀長〕

返々、痛入候、



唯今御使被下、殊被思召寄、諸白大樽・珍物之岩茸一包
送被下候、先以辱存候、併御造作共成致迷惑候、時分柄
御出座さへ可為御太儀處、重々忝存候、御理可申入候へ
共、御涌心之様ニ而留置申候、御内儀様被成御心得可被
下候、猶以其内可申伸候、恐惶百拜、

仲穗十八

(花押)

(ウハ書)

中西長門

上村九郎兵様

玉机下

秀長

(墨引)

〇六四

開福寺道寧漢詩

〔開福寺道寧〕

遠水明乃鏡

平林渺□迷

天高飛鴻雁沙

爇宿鳧鷖

開福寺僧

道寧

〇六五 某書狀

日之昨文箱參候烈、芳察之餘唐墨一挺惠慮、旅宿無用意
候処、別而令祝着候、御障候間敷奉存候、先日大房殿御
立寄候而得御意、御嚮申候、何様期貴面候也、恐惶不宣、

暮春十又二

(花押)

〇六六 僧忠國書

〔僧忠國筆〕

村岡五郎ヨシフンノ子ソクノ人々

若松

太郎忠受

二郎忠直

三郎忠友

揖宿

僧忠兼

忠重

忠兼

忠廣 忠祐

四郎忠茂 智寛

谷山

五郎忠國

忠清

建弘三年六月一日

僧忠國平代末葉故、為傳子之孫、累葉書寫之、外

人麁惡之人倫中、不可取出之、可秘々、筆者僧忠

國生、生年卅二安也、(歳之)

文永五年四月十九日書早、

〇六七 泊如竹書狀

〔屋久島安房村
本佛寺開山 養善院
本寺文之和尚 如竹上人 稱日章
門人〕

猶々御袋様一傳所仰候、

其地御無事之由玆重々、拙子暇之儀付、種々被入御

情候段過當々、斯亦右公御念被入勸被仰候之由、御

懇意之可申様無之候、可然之様御申被成候而可給候、

一何ソ書申候て上せ度候へ共、今時分手カ、マリ候て物

ヲ書得不申候間、無其儀候、来春暖ナリマテ生申候ハ

、書して上せ可申候、

一貫文明解御手前隙明申候、休也江御遣し候て可給候、

具堪兵可申候間、不詳候、恐惶頓首、

養善院

十二月八日

如竹(花押)

拜呈
川野千介様

〇六八 平松嘯月書狀

〔平松嘯月卿〕

返々、はやくと御文過分候、めてたく御いりのミ

御待かさね申上候へく候、かしく、

あらたまり候春のめてたさとて、御文過分候、其元いつ

れも御そくさいに春をむかへ候由、めてたく悦入候、此

方もとりく無事にとしかさね候、なを春ふかく由承候

へく候、めてたく、かしく、

より

鳥居播磨守殿(忠教)

平松嘯月

おく方返事御申給へ

ウハ書
鮫島兵右衛門様

深見元泰

〇六九 深見元泰書状

「深見元泰筆」

口上

昨日被仰越候風早殿江之付状相認下申候間、可被遣候、
將又過日彼方へ之貴様より之案紙之内ニ、深見元泰を以
差上候詠歌と仕候、深見元泰を相頼候而と被成可然候や、
又者深見元泰ニ而差上候と可被遊候や、深見元泰を以と
仕候者、とかく御直シ可被成候、拙者より之付状ニも、
私を相頼候而差上候と認候間、弥右之段者御改被成候様
ニ有度存候、且又御詩作之儀、弥改正可被下候、病氣何
角と障り候而、及延引候、小兒宗丞殿も兩日以前、同氏
順脚同道にて被罷越候、御噂申候、貴様御立も相延候哉、
日限承度候、書状共頼存度候間、匆く被仰知可被下候、
尚重而く、以上、
十一月朔日

〇七〇 小島宗真和歌

「小島宗真筆」

今日はいとよなくなたにくれぬにしの山

おもひ入日の影をなかめて

〇七一 小少将消息

一筆申まいらせ候、そこほと日夜の御きつかひ、かろか
らぬ事に候そとそんしまいらせ候、さ候へハ此地の事、
おひたよしき上勢むかひ来て、あやうく見え、いかなる
うきめにもあひなんやといふかしくそんし候処に、とし
よりもさいかくにて、本丸・二の丸をあひわたし、ミ
つからなとは三の丸にをしこめられある事に候、まっ
く御心やすくおほされ候へつれとも、いまたやすから
ぬ御事にて、そもしさまいそぎ、ひてよし將軍へ御みか
たなられ候へ、さもあらぬほとならば、ことくく

□せめにあはせ申候て、そのうちハおもきつミに御しつ
め侍らんとの事なりけれハ、こよなういたみ入そんしま
いらせ候、もし哀にもおほされ候ハ、義理とやらんの
すちさへたかふ事なくおはしまさハ、よきにハからひ給
ひて、爰許の父母・さいしなと御たすけ被成よろしく候
はんや、くハしくハ葛ハら申上候はんま、筆をとよめ
まいらせ候、めてたくかしく、

六月廿五日

岩付三の丸

少少将

□十郎様

まいる人ニ申給へ

〇七二

王道漢詩

溝流曲々出桑間 遥滿清輝月正完 萬里流光隨蕩漾
五更餘朝浸潺湲 渾河題春蟾初清 銀漢移西兔乍空
我以驅車曾過此 朦朧芳艸露漫々

電溝曉月

鹿泉王道

□(印) □(印)

〇七三 菅原雪臣和歌
「菅原雪臣筆」

但有夏松當砌下更無一事至心頭 といふころを

雪臣

枝かはす群の松風そよとたに
世のうきことハ聞えざりけり

〇七四 和歌作者名記

八百日行 新納武蔵守忠元

年ふれは 東郷肥前守

深草の 右同人

〇七五 新納忠元和歌

八百日行はまの真砂を君か代の数にとらなん興津しま守
奥山のやつをの椿きミか代にいくたひかけをかへんとす
らん

〇七六 東郷肥前守和歌

老人寒をいとふといふ事ヲ

年ふれはさむき霜夜そさえけらしかうへハ山の雪なら
なくに

〇七七 東郷肥前守和歌

深草の谷の鶯春毎に哀昔と音をのミそなく

草深き霞のたにくくカはくくカもる鶯のミヤ昔恋らし

〇七八 島津家久和歌

南 おもひやる色香もさそふ白菊の

花のさかりをいつかきて見む 家久

〇七九 島津家久和歌

今朝つもる雪を都て 家久

東路の

空おもひやる明ほのゝ庭

〇八〇 島津龍伯義久書状

御書面具令披見候、如承候、於爰許ニ談合ニ者、典厩新島津以久

知行之儀ニ付、使者を可被差上之由相定候間、市来織部

祐・税所弥右衛門尉被申付候処、此度鹿兒嶋之御談合ニ、

先々此節者飛脚迄ニて可然之由候条、不及是非候、此儀

明春ニ御急候様にと、便次第ニ可申通候、令得其心候、

恐惶謹言、

極月廿九日

(島津義弘)
維新老

御返報

(島津義久)
龍伯(花押)

〇八一 島津久蕪書状

(ハリ紙)
「加治木島津家第二代久蕪公書」

道具者差下候之間、一書令啓候、其地可為無事与存候、

(一七八〇号文書ハモト「手鑑」中ニアリ)

私儀海陸無為、今月十九日江戸へ致参着候、此御地弥御
静謐ニ候、猶期後音候条不具、恐々謹言、

嶋又八郎

三月廿七日

久薰(花押)

曾木新左衛門殿
宿所

〇八二 大山綱良書状

(裏書)
一曾木新之助様

(綱良)
大山格之助

(墨引)

┌

先日より御頼之一条、得与棗丸家江頼入置申候、當年者
最早無餘日、色々世話敷相成候ニ付、来正月早目ニ御出
府相成候節、御同伴可申上候間、左様御心得可被成候、
今朝早天より遠方江差越候付、兩三日者寛々懸御目間敷
候間、一筆以書置得御意候、頓首、

十二月十三日

〇八三 菱刈実詮達

(ハッリ紙)
「菱刈一族「重」の字とす」

今度重之字可相避旨就被仰渡候、以實之字、一族中實名
相究候、依之御自分事實名被改重之字、向後右之字可被
用候、尤御自分支族之面々江茂此趣可有傳達候、以上、

菱刈孫兵衛

享保十年乙巳五月

實詮(花押)

(重番)
曾木弥五左衛門殿

〇八四 島津惟新義弘書状写

(端裏書)
「曾木五兵衛殿」

(本文書ハ三六三号文書トホ非同文ニツキ省略ス)

〇八五 島津忠広書状

一筆令申候、然者用事之儀有之候間、來ル十七八日之間

ニ御當地へ可被差越候、中將様より我等迄毎度御噂被遊候、就夫申上置候筋も有之候間、納殿迄可被罷出覚悟ニ而、何そ當季之御菓子など其地へ有之候ハ、持參可有候、其外ハ於當御地ニ可被相調候、左候ハ、御仕合次第可達 上聞事ニ候得ハ五七日逗留之儀も可在之候之條、其心得ニ而可被差越候、此等之段為可申入、如此候、恐惶謹言、

九月十五日

嶋市正

忠廣(花押)

曾木弥五左衛門様
御宿所

(包紙)

(墨引)

嶋市正

曾木弥五左衛門様
御宿所

忠廣

〇八六 川上久国・三原重庸連署回状

急度申越候、

一薩州様從江戸直ニ嶋原表へ被成御下候間、先日之如賦早ニ可被罷立候、此中中途迄被罷越候処、從 上使人衆不入由被 仰出候故、被罷帰候へ共、只今江戸より被仰越候間如此候、各度々往来大儀候へ共、可被入精事、此時候事、

一少身之衆ハ、先日如賦三人間夫一人ツ、たるへく候、御蔵入可有之所者出水船元迄可被列候、持合之所者領主より可被召烈候間、左様成はつれの衆於有之者、以談合可被烈候、領主之事關無之様ニ可有才覚候事、

一右御談合も難成候而手ニ不及人ハ、しかと可被居候、此度ハ 薩州様御事、殊外御急ニ而、上下五人ニて海道夜白御通之由、只今戌刻ニ到来候、是程之儀候間、可被心懸事肝要ニ候、但此中被罷立候而、逗留被仕候衆ハ不及口能候、此比被罷帰候衆へ被仰觸儀候、嶋原表より被仰渡候而可罷帰候間、鹿兒嶋へ然々不相知候条如此候、恐々謹言、

正月廿九日

三原左衛門佐

川上左近將監

加治木

横川

栗野

吉松

吉田

馬関田

加久藤

飯野

須木

小林

高原

野尻

綾

高岡

穆佐

倉岡

(ハリ紙)

「文書
拾七」

(包紙)

(墨引)

加治木ニ而
曾木弥五左衛門様

自鹿尾島
大山格之助

正月廿九日發

急要用

(コノ包紙ハ八九号文書ノ包紙ナルベシ)

〇八八

谷山角太夫達書

覚

島津兵庫殿

〇八七

大山綱良書状

(端裏上書)

「曾木新之助様

大山格之助

(墨引)

」

一右江 御光儀之砌、家来 御目見被 仰付候節、役人

中熨斗目致着、與頭者服紗物可致着候、右之外 御目

見被 仰付候者有之候ハ、何れ茂木綿衣服可致着用

候、

一江戸江使被差上 御目見被 仰付候節、服紗物可致着

候、

今日御出府ニ而、則御肴御祝被下、辱受納致候、尚懸御
目御禮可申上候得共、不取敢御使江御禮申入候、已上、

正月廿六日

一新納仲右衛門・曾木弥五左衛門両人之儀者、訊有之者

候故、有来通、熨斗目可致着候、右之通被相定候旨、

木工殿より御書付を以被仰渡候間、 兵庫様江申上置

候、夫ニ付、彈正殿より被仰候茂、右両家者無役ニ而

茂熨斗目ニ而 御目見仕候場所ニ而有之候得者、可致

熨斗目着用候、且又與頭之内 御目見仕候節者、服紗

物ニ而候得共、両家者熨斗目着用可有之事与被仰候間、

其旨茂申上候、為後向如此候、以上、

谷山角大夫(純房之) (花押)

享保九辰

五月十八日

曾木弥五(重番)左衛門殿

御頼申上候、尚拜顔旁可奉謝候、已上、

正月廿九日

曾木弥五(重番)左衛門様

再伸、別紙汐ひたし江別紙差遣度御座候間、早々相届候

様御取計被下度、御頼申上候、若此宛書ニ而届兼候ハ、

乍御面倒、上封御認替被下様御頼申上候、内実者、拙者

家来右之者親往先不相知、為尋方差遣候間、何分ニも早

く相届候様御頼申上候、

比志島村より

大山格之助(綱良)

〇八九 大山綱良書状

明春未得貴意候得共、愈御安康被為成御勤、奉珍重候、

随而小子事も無異、當分比志嶋村轉住方掛ニ而、在旅罷

在候間、御放念可被下候、然者近比御面倒恐入候得共、

其御元町人久永喜助ト申者、拙者家来叔父之由ニ而、無

據急用ニ付差遣候間、早々相届様御取計被下度、御頼申

上候、左候而何分之返事、早々申出候様御達し被下、乍

御面倒、拙者旅宿江以宿次御送り附被下度、此段旁宜敷

〇九〇 某覚書

覚

知行百石

曾木五兵衛

五十石

白尾理右衛門

知行高百石

本田源左衛門

知行高五十石

井尻五次右衛門

五十石

曾木伊七右衛門

百石

白坂七右衛門

右同百石

神戸藤藏

三十石

花野仁藏

十石

江田作三

十石

安樂小左衛門

十石

有馬八左衛門

右拾考人、御感狀頂戴仕候人数但闕ケ原御帰陳之節也、

亥七月十九日

〇九一 島津忠広書状写

猶々、日野殿へも得御一報可給候、以上、

一筆令申候、昨日ハ遠方迄新介殿被遣、殊ニひなわ給忝候、今日天氣能候間帰申候、内儀ふくろへも御報可給候、此段罷越候時分御見舞申、可得御意候、此等之段為可申如此候、恐々謹言、

極月十五日

(島津忠広花押)

(端裏上書)

嶋市正

(墨引)

曾木新左様 (重造)

(島津忠広花押)

〇九二 某覚

覺

曾木貢

本田小源五

桑畑興膳

上床藤右衛門

桑畑健

老山四郎右衛門

猪俣猪大夫

白尾清左衛門

老山叶次

桑畑宇内

川上正

米良繁喜

赤崎戸内

田野堅助

桑畑七郎次

大内山庵八

竹之下次郎太

杉尾幾千

伊藤弥四郎

圖師巢圖

田島一閑

橋元半齋

右之通供申付候、先番等与見合、鷹匠者跡番老人、其外都而最早之通、尤差立共せ候者、多人數先ニ可遣候、以上、

戊三月廿六日

貢江

〇九三 比志島国貞書状

明日之御時之儀、奉得其心候、如何様以祇候様子者可申上候、此旨可然之様ニ御披露可目出候、恐々謹言、

比志嶋紀伊守

卯月二日

曾木五兵衛尉殿

(包紙ウハ書)

「比志島紀州

披露状巻通」

〇九四 島津惟新義弘書状

尚々其元夜白辛勞之儀推量申候、めしつかはれ候衆すくなく候条、弥御奉公方之儀頼申候、

當春之嘉悦万幸々々、先以中途無何事江戸へ早々被成下着之由、目出度存候、然者幾度申候而も在江戸之儀者、諸國之着合にて候間、諸事御取沙汰可在之候、就其御家之出合者如何様ニ可在之事も更難量候条、自是心遣千方候、涯分入念可然候、題目男女狼出入無之様ニ堅可被申付候、勿論如置目、何も小者共ニいたるまで、むさと町あるきなと不仕様ニ、連々稱可被申渡事肝要候、余者期後便候、恐々謹言、

國貞(花押)

(慶長十九年)
正月四日

惟新 (花押)

(ウハ書)

「江田藤右衛門入道殿

曾木五兵衛尉殿

○九五 郷原久雄書状

祖父嶋津市正忠廣江從

家久公被下置候御文庫之内、御方御先祖曾木五兵衛殿

江比志島紀伊守殿より之披露状老通有之、任御所望今

度進之候、尤可有御秘藏者也、

郷原金太夫

享保十七年
閏五月十八日

久雄 (花押)

曾木五兵衛殿

(重箱)

(包紙ウハ書)
「曾木五兵衛殿」

(包紙ハリ紙)
「文書七」

○九六 島津久薰覚

覚

一兵庫より指圖背間敷之由、付内證ニ而之功積正敷酒宴
之事、

一唯今者 少將様・薩州様御酒一圓ニ不被召上ニ付、御
近習衆ニ至迄御酒之御禁止被遊候ニ付、手前事御酒取
持間敷事、

一曾木新左衛門存寄申聞候時分、可致用心之事、

一海之獵相止、釣道具等新左衛門へ可相渡之事、

一在所へ罷有候時分、徒之所へ輕々敷罷出間敷之事、

一從兵庫付置候近所之ものを召仕、外様之者猥ニ召仕間
敷之事、

一平生武藝・學文嗜可申之事、

一さかやき之事并衣類・刀拵等身躰ニ相應ニ可任之事、

一御家中ニ而者大身之事ニ候、身持相應之事、

一兵庫一所へ罷居候間、毎日無懈怠見廻可申之由候事、

一繼母之敬之事、

右、今度鎌田藏人殿・伊勢兵部殿為御吳見御書立之趣、

具ニ致披覽候、少茂無如在御條書之旨相勅可申候、向御目見被 仰付事候、兵庫殿儀ニ付而、御太刀進上仕、

後思召寄共候ハ、何時ニ而茂可被仰聞事、忝可存候、御目見仕候者、今老人可被仰付候間、相しらへ可被申出

御両老御前可然之様ニ被仰入可給候、以上、候、以上、

丑 十月十六日

嶋津又八郎

五月

内記

久薰(花押)

大乗院

口上覚

3 島津兵庫口上覚写

〇九七 曾木重喬御目見書付

1 島津内記達写

明十八日四時分被仰渡御用之儀御座候間、麻上下御着用

ニ而御登

城可被成候、以上、

五月十七日

嶋津兵庫殿

嶋津内記

五月廿一日

島津兵庫

2 島津内記達写

嶋津兵庫殿

4 島津内記達写

右者家来新納仲右衛門御太刀進上仕、

明廿三日被仰渡御用御座候間、麻上下ニ而四ツ時分御出可被成候、以上、

五月廿二日

嶋津兵庫殿

嶋津内記

右内記殿、切紙之通致登

城候処、内記殿より口達ニ而、弥五左衛門儀、弥以御太刀進上ニ而 御目見可被仰付之由、致承知候、

5 島津兵庫口上覚写

口上覚

私家来之内、御太刀進上仕 御目見仕候者、今老人可被仰付候間、相しらへ可申上由被仰渡候ニ付而、曾木弥五左衛門与申者江被仰付被下度旨奉願候処、願之通可被仰付旨承知仕、難有次第奉存候、然者、此節以御序、何と

七

御目見被仰付被下度奉願候、此等之趣、宜様御申頼存候、以上、

五月廿七日

島津兵庫

6 島津内記達写

写

曾木弥五左衛門

右新納仲右衛門同前、御太刀進上仕、御目見可被仰付之旨被 仰出趣有之候、依之弥五左衛門事、此節御太刀進上仕、

御目見被仰付度旨被申出、来月朔日御太刀進上仕、

御目見可被仰付候、仲右衛門儀繼目之節計、

御目見被仰付事候付而、弥五左衛門事も右同前被仰付候、然共弥五左衛門儀ハ、御目見被仰付折目無之故、此節右之通被 仰付事候、尤已後之儀ハ、繼目之節計被 仰付筈候条、此段兵庫殿江申達候様ニ假屋守へ可申渡候、以上、

五月

内記

7 柏原弥太右衛門達写

右者、此節御方御太刀進上ニ而、於 御城

吉貴公江御目見被仰付候ニ付、右六通之御写、且又廿三

日御登 城ニ而内記殿より御承被成候趣書一通、後年見合ニ茂可相成ト之思召を以、夜前於

御前拜領被仰付候、依之右始終之儀、我等江被仰付、委曲爲存儀ニ而候故、爲向後如斯ニ候、尤右写ニ次印無之ニ付、相伺、我等印形致置候、本書者 御前江被召置候、以上、

享保五年子

六月五日

曾木弥五(重衛)左衛門殿

柏原弥太右衛門(花押)

(本文番八一四六号文番トホボ同文ニツキ省略ス)

仁禮久右衛門

享保五年

子 六月五日

曾木弥五(重衛)左衛門殿

仲重(花押)

〇九八 曾木重貞奉公覚書写

8 仁礼仲重達写

此節於御城

吉貴公江御太刀進上ニ而御目見被仰付候ニ付、六通之御写、去月廿三日 兵庫様御登城被成、内記殿より御承被成候、御写老通、後年爲見合、夜前於御前拜領被成候故、拙者御取次仕候段、別条無御座候、爲後證如此御座候、以上、

〇九九 島津義弘軍談合人数帳(冊子)

(表紙)

天正八歳ヨリ同十五年迄之間

義弘様諸外城ヨリ被召寄軍談合之人数帳

義弘様諸外城より被召寄軍談合之人数
 日州 柏原周防之介殿
 同 前田豊前守殿
 同 敷根越中守殿
 栗野 万善仲兵衛殿
 同 外山勘解由左衛門殿
 同 築瀬兵部少輔殿
 同 福崎新兵衛殿
 清竹 大井七右衛門殿
 高山 弟子丸右京殿
 同 蒲地兵部少輔殿

同 松浦筑前守殿
 高山 否笠刑部少輔殿
 同 小野出雲守殿
 同 大久保源太左衛門殿
 飯野 村尾右衛門兵衛殿
 曾於郡 有馬右衛門兵衛殿
 三城 伊地知丹後守殿
 志布志 野村大炊兵衛殿
 小林 久留木掃部之介殿
 飯肥(マ) 上原勘兵衛殿
 同 高城主馬之允殿
 同 曲田伯耆守殿
 同 中村藏介殿
 飯野 遠屋下総守殿
 同 赤塚源太左衛門殿
 同 曾木播摩守殿
 同 當時加治木
 山口大藏殿
 日州 井尻常陸守殿

三城	佐世川豊前守殿
大口	園田勘解由左衛門殿
同	坂上南右衛門殿
川内	市来下総守殿
飯肥	浅野権之介殿
曾於郡	徳持舍人佐殿
同	木野田三河守殿
吉田	野村狩野之介殿
同	二階堂内匠殿
同	村岡城之介殿
蒲生	脇元権之介殿
同	湯田掃部兵衛殿
蒲生	久木田新左衛門殿
同	大村治部左衛門殿
同	久木崎主水殿
同	大山外記殿
同	重田六郎左衛門殿
帖佐	梶原右衛門兵衛殿

山田	酒勾式部少輔殿
小林	村田式部少輔殿
三城	赤崎平馬之允殿
日州	四位殿
同	東郷淡路守殿
飯野	池田六左衛門殿
同	恒吉金藤殿
志布志	土持大膳正殿
合人数五拾四人	

但天正八年より同十五年迄度々被召寄軍談合
之人数也、

元文五年申四月四日
平田源左衛門
曾木五兵衛殿

〇一〇〇 郷原久雄覚

(本文書へ一三八の2号文書トシテ取敢ル)

〇一〇一 島津久住和歌

(一〇一の1)
ある山里の桜ミに行てよめる、

尋ねきてちもとの桜詠ハ

たちざりかたき花の木のもと

かへるとよめる、

あるしきへゆるさは又も尋ねミん

ちもとの桜花ちらぬまに

(二〇一の2)
つきせしな此山ふきの花さかり猶幾千代の春もさきけん

(二〇一の3)
享保三年三月、伊部野江 久住公小山田村御假屋より、

俄ニ御越之趣申来、五兵衛参上仕候処、桜之御詠歌、御

即興故、石筆ニ而御疊紙ニ被成御書、被下之候、

〇一〇二 曾木五兵衛留

留

曾木弥五左衛門重高

一 光久公 綱貴公、寛文十一年亥二月晦日

御参勤之節、加治木江 御光儀、翌日三月朔日

光久公為御名代、

綱貴公江御太刀進上仕、初而之 御目見被 仰付候、

翌日 同日加治木 御立、國分小村江被遊

御光儀候付、

綱貴公江御目見被 仰付候、

一 吉貴公(巻)元禄九年子正月廿六日 御参勤之節、加治木江

被遊 御光儀候付、御太刀進上仕、 御目見被 仰付

候、

一 吉貴公江享保五年子六月朔日、於 御城御太刀進上仕、
『家督之』
初而 御目見被 仰付候、自是往々継目家督之節、於

御城 御目見被 仰付儀御座候、

一 継豊公享保六年丑二月九日、鹿兒嶋御屋鋪ニ被遊

御光儀候付、御太刀進上仕、 御目見被 仰付候、

一 継豊公享保九年辰九月十一日、鹿兒嶋御屋鋪江被遊

御光儀候節者、役々江 御目見不被 仰付候得共、弥

五左衛門迄 御目見被 仰付候、

曾木五兵衛重高

一繼貴公綱元錄二年巳三月五日 御參勤之節、加治木江被遊 御光儀候付、御太刀進上仕、初而 御目見被

巳五月十五日

曾木五兵衛

仰付候、

〇一〇三 曾木實弼口上覚留

一吉貴公元錄九年子正月廿六日 御參勤之節、加治木江被遊 御光儀候付、御太刀進上仕、 御目見被 仰付候、

口上覚 留

私家筋之儀者、代々家督并継目被

仰付候節者、於 御城御太刀目録進上仕、 御目見被

一繼豊公享保六年丑二月九日、鹿兒嶋御屋鋪江被遊

仰付來候、然者親曾木五兵衛及極老隱居御免被仰付、私

御光儀候節、御太刀進上仕、 御目見被 仰付候、

江家督無相違被 仰付、難有仕合奉存候、依之私儀、御

一繼豊公享保十一年午九月廿八日、於 御城家督之為御

序を以、家格之通於 御城御太刀進上仕、 御目見被

禮御太刀進上仕、 御目見被 仰付候、

仰付被下候様、被仰上被下度奉願候、此旨被仰上可被下

曾木弥五左衛門實弼

候、以上、

一重年公寶曆二年申二月十五日、於 御城家督之為御禮

正月廿日

曾木弥五左衛門(實弼)

御太刀進上仕、 御目見被 仰付候、弥五左衛門代被

遊 御光儀候儀無之候付、屹 御目見仕候儀無之候、御座候、

〇一〇四 曾木重喬口上覚

曾木五兵衛實興

口上覚

一太守様江〇重豪尊公寶曆十一年巳八月廿八日、於 御城継目之

私儀、乍無調法者御役被 仰付置、難有仕合ニ奉存候、

為御禮御太刀進上仕、 御目見被 仰付候、

然者先比 匠作様御光儀之節、同役中 御目見之次第、

右之通御座候、此段申上候、以上、

同姓新左衛門・仁左衛門ニ不相替被 仰付被下候様ニ、

被附 御氣被下度旨、御内意ヲ以奉願候処ニ、家之高下

ニ無御構、先役次第ニ被 仰付由、兵庫様御意之趣被

仰下、謹而奉承知候、乍此上又々申上候儀、恐多奉存候

得共、御内意之儀ニ御座候条、訴ニ奉存候趣、各迄申上

候、仁左衛門迄ハ、御目見并御座配之次第被 仰付候一

筋茂御座候、且復私儀不役目

(高津光久) 寛陽院様・中將様并御太刀進上ニ而 御目見被 仰付、

左様成引次を以、同姓五兵衛儀も、中將様江御太刀進上

ニ而 御目見仕、且復 匠作様ニ茂父子同前ニ御太刀進

上ニ而御目見被 仰付、難有仕合ニ奉存候、然者親代ニ

不相替 御目見御座配之次第被 仰付被下度奉願候、殊

ニ當御役ニ付候而ハ、公儀向ニ差出候書付も有之儀ニ御

座候間、連署名書之次第、新左衛門・仁左衛門ニ相替儀

ニ御座候得者、迷惑ニ存候故、以御内意奉訴事ニ御座候

条、於成合申儀者、右之趣御序之節、被達 貴聞可被下

儀頼存候、以上、

已 正月十八日

有川源五左衛門殿

曾木新助 (重番)

〇一〇五 某覚

覚

曾木弥五左衛門家筋、新納仲右衛門同前ニ御太刀進上ニ

而、繼目之 御目見可被仰付旨被 仰出趣有之、弥五左

衛門殿事、享保五年庚子六月朔日

吉貴公江於 御城御太刀進上ニ而 御目見被 仰付候、

然者弥五左衛門殿及老年、隠居之願被申出 兵庫様被聞

召、弥五左衛門殿隠居、御方江家督被仰付候、依之御方

事、御目見被 仰付度旨、享保十一年丙午九月、從兵

庫様御願之趣、御月番中務殿江御取次、伊集院十藏殿ニ

而申上候処ニ、同月廿八日

繼豊公江於 御城御太刀進上候而、家督之

御目見被 仰付候、支度長上下熨斗目、御奏者川上縫殿

殿ニ而候、我等儀加治木御用承候ニ付、右一首尾為致何

角事候間、書付進置候、以上、

〇一〇六 本田郷兵衛覚

覚

御脇差一腰無銘
長サ壹尺三寸壹部

一白木鞘入

一袋

右者元服ニ付、拜領被仰付候間、頂戴可被成候、以上、

西
八月廿八日
御取次
本田郷兵衛

曾木弥五郎殿

曾木弥五左衛門殿

菱刈孫兵衛

〇一〇八 林康納書狀

〔端裏上書〕

林喜八郎

〔墨引〕

曾木新左衛門様

貴報

康納

〇一〇七 菱刈孫兵衛覚

覚

當家名乗重之字、可相替旨被仰渡候、依之、重之字相改、

書付を以申達候付、右書付可相渡候条、御越可被成候、

此段為可申述、如斯御座候、已上、

菱刈孫兵衛

五月十五日

曾木弥五左衛門殿

〔包紙ウハ書〕

〔墨引〕

加治木

被入御念使札、殊為御祝儀之金子貳百疋被掛貴意、辱奉
存候、如來命之昨日者万事御首尾能御仕舞、珍重之御儀
奉存候、尤以參上御禮可申入之處、御用取込、不能其儀

候、近日御發駕、御用繁可有御座と奉察候、猶早々及御
報候、恐惶謹言、

五月十二日

〔花押〕

〇一〇九 新納平兵衛書狀

今日御記録所より御用之由申来、杉尾次助罷出候处、郡

山主右衛門殿より被仰渡候者、新納仲左衛門・曾木五兵

衛、来春

御入ニ付、御目見願書差出被置候付、新納仲左衛門願之儀者、

殿様御代々加治木御屋敷、又者御當地御屋敷江御入

之節、初而之

御目見被仰付候由、書物之表相見得候、曾木五兵衛願之

儀者、御入之節ハ、御目見被仰付、又ハ初而之御目

見被仰付候由候得者、御入毎ニ御目見被仰付ハ第二、初而

之御目見ハ第二之様ニ相見得候、然者両家願符合不致

候、仲左衛門願之趣ニ而者、五兵衛儀者御當代様江繼

目之御禮相濟居候付、此節者不被仰付筈候、然とも、五

兵衛願之趣相替居候付、御記録方御しらへ方難被成候、

両家同格之事情へハ、同前有之筈之儀候処、右通相替候

儀相糺、早々可申出旨次助致承知候由申出候間、早々相

しらへ可被申出候、尤右しらへ、上より御急之事情間、

一日ニ而茂早く相調可差出旨、是又被仰渡候由申出候間、

明後五日、御座懸ニ合候様、可被申越候、以上、

新納平兵衛

酉十二月四日

日野五郎右衛門殿
川上慶左衛門殿

〇一一〇 伊勢兵部口上覚写

口上覚写

島津善次郎殿家来

曾木五兵衛嫡子

曾木弥五左衛門

右者、五兵衛隠居、家督弥五左衛門江被申付候間、家格
之通、於御城御目見被仰付被下度旨、善次郎殿被相
願候、幼少故私より申上候間、此旨御申可被下候、以上、

二月

伊勢兵部

〇一一一 曾木某口上覚草案

口上覚

山伏元性院と申者

私家来、〇由緒有之者御座候ニ付、肩書名字御免之願、

去ル寅年札御改之節奉願候処、札御奉行所より被仰渡候

ハ、曾木新介家来肩書名字願之儀、御評所へ御伺被成候

処、結構成由緒ニ而ハ有之候へ共、此節之儀ハ如本手札

可被出旨被仰渡、願不相達候間、左様ニ可相心得旨、札

御奉行所御覽書之趣を以、加治木○札御改業より被仰渡、致承

知置候、仍之此節又々御訴申上候、私先祖曾木播磨事、

惟新様飯野木崎原御合戦之節、御側へ罷在候処、御楯

持候者矢ニ中り申候故、播磨家来名嶋弥右衛門と申者走

寄、御楯を持 御前ニ罷居候、然処、敵老人抽參候而、

惟新様御甲を切はつし、弥右衛門頭ニ切付申候、別而

御難儀之節ニ而、播磨儀、鎌田大炊・野田越中坊・富永

刑部左衛門四人、差入り究竟之場ニ進出、三角田と申所ニ而戦

死仕候、此段ハ無隱儀ニ而御座候、然とも弥右衛門事ハ、

御楯を持、御前へ罷居候ニ付、無是非於眼前主人戦死

仕候を乍見、為勤居由候、就夫、御一戦之後、惟新様

弥右衛門手疵御尋被遊、御葉拜領被ケツ子○仰付、為疵平愈之

後、於飯野弥右衛門事 御前へ被 召出、御酒并青銅百

疋被下之、於加治木も両度被 召出、御酒・青銅為被下

之由候、弥右衛門八十餘歳迄存命ニ而罷居候故、古老之

者共、右元性院事、弥右衛門直孫ニ而、當年八十三才ニ相成、儘ニ承傳△

右之由緒承候而申傳置候、殊更○弥右衛門直孫、

院号可然歎私家来乘及坊當年八十何歳ニ罷成、儘ニ承傳△罷在事ニ

御座候、然ハ、只今加治木ニ罷在○家来名字付願申出候儀、近

比以憚多恐入奉存候へ共、弥右衛門事、右之通究竟之場

ニ而御奉公相勤候ニ付、節々被召出 御目見、拜領物迄

被 仰付候儀、乍恐私式家来なとニハ、餘例ハ有之間敷

様ニ被存候、私家筋之儀も

惟新様御代、差立而被召仕、且又私父子共ニ寛陽院様・大玄御太刀進上

院様へ、院様・大守様へ御太刀進上ニ而、御目見得仕□□にも不相替、大玄

ニ而 太守様へ 御目見御目見為被 仰付家ニ而御座候間、私

家来なから、右由緒を以弥右衛門子孫之儀ハ御取分被遊

肩書・名字被仰付被下度奉願事ニ御座候、先御改之儀ハ、

右之被仰渡ニ而改之節ハ、如本手札置儀ニ御座候条為被下由為被仰渡事ニ候条、此節ハ

何とそ○御願相達被仰上可被下儀頼存候、以上、

案堵仕候様ニ被仰付

案堵仕候筋ニ被仰付被下候様ニ進

役人

月日

何かし

〇一二一 島津忠広書状

島津内記様

先刻ハ遠方迄御見舞、殊ニ爰元へ珍敷御酒・蜜柑御持せ、
忝存候、折節惣ニ参、不得御意残念之至候、明日者可罷
帰候間、此段何様御面之時分、旁々可申入候、為御礼之
如此候、此鳩今日仕候間、進入申候、昔ニ相替、多不仕
候、以上

十二月朔日

(端裏上書)

(墨引)

より

曾木新左様
(重登)

嶋津市正

〇一二三 曾木弥五左衛門御目見書付

享保五年子

1 島津兵庫返書写

明十八日四ツ時分被仰渡、御用之儀有之候間、麻上下着
用ニ而、登 城可仕旨奉畏候、以上、

五月十七日

島津兵庫

2 島津内記違写

嶋津兵庫殿

右者家来新納仲右衛門、御太刀進上仕、 御目見被
仰付事、兵庫殿儀候付而、御太刀進上仕、
御目見仕候者、今壹人可被 仰付候間、相しらへ可被申
出候、以上、

五月

内記

3 伊東五次右衛門違写

今日被仰渡御用之儀候間、麻上下着用ニ而、四ツ時分御
登 城可被成旨、内記殿より以御書付被仰渡候ニ付、御
登 城被成候処、右之通以御書付被仰渡候、然者役人中
何れも同前之儀ニハ候得共、前方より御太刀進上仕、
御目見仕来候家筋ニ而無之候へハ、御書出被成儀難被成
候、曾木弥五左衛門家之儀ハ、

御三代様へ於加治木御太刀進上仕、 御目見仕来候家筋

ニ而候間、此節弥五左衛門儀、御目見被仰付筋ニ御書出被成候間、此段可申渡由御意候条、承知可有之候、以上、

子
五月十八日

御取次
伊東五次右衛門

右之趣、曾木弥五左衛門へ被仰渡候間、役人中・与頭中可承置候、

口上覚

4 島津兵庫口上覚写

私家来新納仲右衛門御太刀進上ニ而

御目見仕候、今屯人御太刀進上仕 御目見仕候様可被仰付者見合、願可申上由被仰渡、別而難有仕合奉存候、曾木弥五左衛門与申者、加治木居宅江 御光儀之節、御太刀進上ニ而 御目見仕来候者ニ御座候間、此者江被仰付被下度奉願候、此等之趣、可然様御申頼存候、以上、

五月廿一日

島津兵庫

5 島津兵庫口上覚写

口上覚

私家来之内、御太刀進上仕 御目見仕候者、今屯人可被仰付候間、相しらへ可申上由被仰渡候ニ付而、曾木弥五左衛門与申者江被仰付被下度旨奉願候處、願之通可被仰付旨承知仕、難有仕合ニ奉存候、然者此節以御序、何と

御目見被 仰付被下度奉願候、此等之趣宜様御申頼存候、以上、

五月廿七日

島津兵庫

6 島津内記達写

写

私家来新納仲右衛門御太刀進上ニ而

御目見仕候、今屯人御太刀進上仕 御目見仕候様可被仰付者見合、願可申上由被仰渡、別而難有仕合奉存候、曾木弥五左衛門与申者、加治木居宅江 御光儀之節、御太刀進上ニ而 御目見仕来候者ニ御座候間、此者江被仰付被下度奉願候、此等之趣、可然様御申頼存候、以上、

右、新納仲^右左衛門同前御太刀進上仕、御目見可被仰付旨被 仰出趣有之候、依之、弥五左衛門事、此節御太刀進上仕、御目見被仰付度旨被申出、来月朔日御太刀進上仕、御目見可被仰付候、仲右衛門儀繼目之節計 御

目見被仰付事候付而、弥五左衛門事茂右同前被仰付候、
然者弥五左衛門儀ハ

御目見被仰付折目無之故、此節右之通被仰付事候、尤已
後之儀ハ、繼目之節計被仰付筈候条、此段兵庫殿江申達
候様、假屋守へ可申渡候、以上、

五月

内記

右、高橋七右衛門殿御取次ニテ、五月晦日福永重右衛門
へ被仰渡候、

〇一四 曾木隆棟口上覚留

口上覚留

乍恐申上候、東目筋

御下國、福山より御通船、風波強御座候者、陸地可被遊

御通路旨承知仕候、依之奉願候、加治木御屋鋪江被遊

御入候者、先格之通、私妻江 御目見被 仰付被下候様、

御願被仰上被下度奉願候、去戊正月廿三日

御發駕、加治木御屋鋪江被遊 御入候節、前以右之趣奉

願候得共、何分不被 仰渡候、享保七年寅六月 (島津維新)
有邦院
様東目筋

御下國、加治木御屋鋪江 御入之節茂、私曾祖父曾木弥
五左衛門妻・祖父曾木五兵衛妻御目見被 仰付候間、先
規不相替様御願被仰上被下候様ニ、被仰上可被下儀奉願
候、以上、

五月

曾木(隆棟)
五兵衛

〇一五 曾木隆棟口上覚留

口上覚留

乍恐申上候、此節東目筋 御下國、福山より 御通船、

風波強御座候者、加治木可被遊 御通路旨承知仕候、依

之奉願候、私家之儀、繼目家督之節者、於 御城御太刀

進上仕、 御目見被 仰付候、且又鹿兒嶋御屋鋪并加治

木御屋鋪江被遊 御入候節者、

御先代様江御太刀進上仕 御目見、又者初而之 御目見

被 仰付来候、私儀寶曆十一年巳八月廿八日、於 御城

繼目之 御目見被 仰付候、右先格を以、去戊正月廿三

日被遊 御發駕、加治木御屋鋪江被遊

御入候節、御太刀進上仕、御目見被 仰付被下度旨、

前以奉願候處、比節者 御目見不被 仰付由、去戌正月

被 仰渡候、然處、加治木 御光着之節、何とそ進上物

被 仰付被下度旨、新納仲左衛門・私・日野五郎右衛門

連名之口上書を以、相良弥一兵衛様江相附奉願候處、伊

織様より〇二階堂〇山岡斎堂様御取次を以、不及願旨弥一兵衛様

江被仰渡、書物被召下候、左候而何そ進上物可仕旨被仰

渡候付、御着一折、仲左衛門・私・五郎右衛門三人相中

より、二階堂〇蔀様御取次を以進上仕候、翌朝加治木 御立前

仲左衛門・私・五郎右衛門儀、家格被 仰付置候付、御

内々 御目見被 仰付由被仰渡、奥於御座、三人一同罷

出、御目見被 仰付、難有仕合奉存候、右通難有被仰付

候上、又々奉頼候儀尤至極奉存候共、〇比節加治木

御屋鋪江被遊 御入候者、何とそ先格之通、御太刀進上

仕、屹 御目見被 仰付被下度奉存候、

島津吉興淨國院様御代、元禄九年子正月廿六日 御發駕、加治木

御屋敷江被遊 御入候節、曾祖父曾木弥五左衛門・祖父

曾木五兵衛、銘々御太刀進上仕、

御目見被 仰付候、

島津維繼有邦院様御代、享保六年丑二月九日、鹿兒嶋御屋鋪江

御入之節、是又曾祖父弥五左衛門・祖父五兵衛御太刀進

上仕、始而之 御目見被 仰付候、右ニ申上候通、私先

祖共儀

御代々様江御目見被 仰付候付、此節之儀茂奉願候通、

被 仰付被下候様、御願被仰上被下度奉願候、此等之趣

を以被仰上可被下儀奉頼候、以上、

五月廿四日

（縁書）曾木五兵衛

（包紙ウハ書）

此節

上 東目筋 御通路

曾木五兵衛

〇一一六 島津兵庫口上覚写

口上覚

拙者家来曾木弥五左衛門事、此節隠居、嫡子曾木五兵衛

へ家督申付候、弥五左衛門家筋者、新納仲右衛門同前ニ

被仰渡置候趣有之候間、五兵衛事、以御序御太刀進上仕、御目見被仰付被下度奉願候、此旨宜御申願存候、以上、

九月廿一日

(島津兵衛ノ御名)

〇一二七 二階堂源太夫口上覚

口上覚

此節、諸郷之内被遊 御光儀、近日加治木御通行之節、

領内江御昼休被仰渡候付、先規通進上物等被得御差圖候

処、此節者不及其儀旨被仰渡趣、承知被仕候、右ニ付、

今一往別段被奉願候、新納仲右衛門・曾木弥五郎・日野

監次郎三家へ家筋由緒之御取訊を以、兼々格段御取扱被

仰付来、 御参勤 御下國、其外内匠殿居宅江被遊御入

候節者、隱居部屋栖迄茂屹与進上物仕、 御目見被仰付

格式ニ御座候、然處、文化十三年子春御参勤、大口筋被

遊御通行候節、内匠殿居宅江被遊 御止宿、進上物等之

次第、先規通被相同候処、御看一折進上被仰付、右三人

相中より御看一折進上仕、 御目見被仰付、其外役人・

与頭よりも一種進上仕、是又御通掛 御目見被仰付、重

疊難有、今ニ至り忘却不被仕候、此節者進上物ニ不及段

被奉承知候得共最早此上奉願様者無御座候へ共、右三家之者

共ハ、何卒以御都合 御目見迄を被仰付被下度被奉願候、

左候得ハ、其身者御洪恩之程、弥以冥加至極、且ハ先祖

以来之免目も相立、旁難有仕合被奉存候、此等之趣今一

往奉願候段、内匠殿より承、此段申上候、以上、

三月廿日

二階堂源太夫

〇一二八 曾木五兵衛上書包紙付書

(今ハ書)
上

曾木五兵衛

已五月十七日、御取次之御用人村橋左膳様江差上候処、

直々御前江御上被下候得者、委細 御心得被遊候、屹

御光儀被遊候様、御願被仰上等候間、其節御願可被下

候、此節之様ニ、不圖御入之節 御目見被 仰付候様

相願事ニ而者有間敷由 御意候ニ付、左様ニ而者無御

座候、屹 御入之節、不被 仰付候得者、御(者)者も無

之候ニ付而者不罷成儀候間、弥先様被遊 御光儀候節、御願可被下段被仰上候旨、左膳様被致拜承候、

遊 御覽候、御披露本田右衛門殿、其時弥五左衛門十三才ニ而候、

一同二日、小村御假屋ニ而 綱貴公へ御太刀進上仕、

御目見仕候、御披露本田右衛門殿、

一元禄二三月五日 綱貴公御光儀之節、五兵衛事、御太

刀進上仕、 御目見仕候、御披露鎌田後藤兵衛殿、其

時五兵衛十二才ニ而候、

一元禄九子正月廿六日 吉貴公加治木へ 御光儀之節、

御太刀進上仕、弥五左衛門 御目見仕候、御披露鎌田

後藤兵衛殿、

一同日、五兵衛儀茂同前ニ御太刀進上仕、 御目見仕候、

御披露市来次郎左衛門殿、

右者、自分書付之内、書拔差上候間、宜様可被申

上候、我等并同姓五兵衛も御役目ニ付 御目見為

被仰付事ニ而無之、幼少ニ而茂 御目見被仰付來

候故、初而 御目見仕候節、御太刀進上仕候先例

故、右之通ニ候、以上、

〇一一九 曾木弥五左衛門覚留並添書

(二一九のし)

覚留

太守様御部屋栖ニ而、初而被遊 御入部、加治木へ

御成之節、我等并同姓五兵衛御太刀進上仕、 御目見

仕候様ニ 兵庫様御覚被遊候、弥其通ニ候ハ、自分

帳ニ茂書付可有之候間、委細書付可差上旨、 御意之

通被申越候趣承知仕、別而難有次第奉存候、自分書付

之内、拔書仕差上候、且又元禄九正月、加治木へ被遊

御光儀候節、御目見被 仰付候段ハ、日帳ニ委ク相留

め居候間、右御役所御日帳差上候、御覽合ニ可相成と

存候、

一寛文十一年亥三月朔日、 光久公・綱貴公加治木へ被

遊 御光儀候ニ付、弥五左衛門御太刀進上仕、 御目

見被仰付候ニ付、光久公御名代ニ而 綱貴公於東ニ被

曾木弥五左衛門

正月廿七日

福永重右衛門殿

(二一九の?)

右日帳之表之通、新納忠右衛門・同姓仲左衛門・同姓
仲太夫・我等父子、御役目より先ニ御目見被仰付
候、御太刀進上仕家之儀ニ候へハ、先ニ□^(難カ)出ル筈与、
其節御吟味之上、為相究事ニ候、此段御日帳ニ不相見
得候へとも、其砌之儀、我等能覚罷居候故、此段申上
候、被相心得宜被申上候、

曾木弥五左衛門

正月廿七日

福永重右衛門殿

〇一二〇 某覚写

享保十年
巳十二月廿二日

覚 写

一曾木弥五左衛門漸々老年ニ罷成、御役難勤、度々御断
申出候ニ付、此節願之通被差免候、御役者被差免候得

共、別而極老ニ而茂無之、殊更多年相勉、御役之功為
物馴事ニ候間、乍苦勞今程心次第罷出、諸事無遠慮申
談、御用可相弁候、何れも同前ニ相心得、無遠慮申合、
万端可相勉候、

一曾木五兵衛、御役所江相詰萬事見習候様ニ与被仰付置、
相動来候処ニ、年生相應ニ相成候ニ付、此節御役人被
仰付候、座席之儀ハ二番座被仰付候、往々共ニ右家よ
り御役人相勉候節者、可為右座配候、

右 仰渡之段、於御役所直ニ致拜見候、御取次伊東
五次右衛門、

同未十二月廿四日

曾木弥五左衛門儀、剃髮被仰付候得共、御座江罷出、
相談等仕候節者、此中之通相勸候様ニ可申渡旨、老山
四郎右衛門ニ而被仰出候間、右之趣、弥五左衛門江
可申渡之由、鹿兒嶋詰合是枝治右衛門より被申趣候ニ
付、御意之段承知仕、御請之儀茂早速桑畑孫七殿へ申

達候、

未

十二月日

〇一二一 寄役人辞令

(端裏書)

「天保十五年甲辰五月朔日 於加治木

館蒙仰也」

寄御役人

曾木彌五郎

右之通被

仰付、加判御役人同前、席順新納平兵衛次罷在候様被

仰付候、

五月朔日

〇一二二 新納仲左衛門・同平兵衛連署書状

一昨廿六日之御札致拜見候、弥御堅固被成御勉之由、珍重奉存候、然者先祖共妻女

御目見之例を以、此節願申出儀共ニテハ無之哉之旨、被

仰聞候、於此方私共申談願出方可然と存候付、書物相調、川上慶左衛門殿迄差越、御座へ御差出可給旨頼越申候、最早差出候哉、如何と存申候、右之段、貴様へも御知せ申入答候処ニ、取紛不申越候、此段御報為可申上、如斯御座候、以上、

新納平兵衛

十月廿八日

新納仲左衛門

曾木五兵衛様

〇一二三 曾木五兵衛書状

御報細々令披見候、惟新様開聞宮へ御參詣之刻、貴所へ可有御宿之由被 仰出候ニ付、申越候處ニ、其覺語被仕候由被申上候通、懇々令披露候、御祝着之旨候、今月者開聞之座主鹿府へ長日之由候間、来月可有 御社參候由、御意ニテ候、御日執者未相知候、定日之儀者、重而從是可申越候、恐々謹言、

曾木五兵衛

三月十二日

判

大迫吉之丞殿
御宿所

候様、井上芳治を以被 仰出候付、書物相返候間、此旨
申達候、

未九月三日

市右衛門

〇一二四 新納平兵衛達

右家督

曾木弥五郎

〇一二六 新納仲左衛門達

曾木貢殿

右隠居

曾木五兵衛

右者、老年罷成、及再重御役御断申出候得共、未極老与
申ニ而茂無之候間、鹿兒嶋詰之儀者御用捨被成、所中迄
之勤方、是迄之通、今一往相勤候様被仰付候、

申二月十七日

(新納)
仲左衛門

右之通、願申出趣有之、達
御聽候處、願之通被仰付候、

三月六日

(新納)
平兵衛

〇一二七 新納平兵衛達

曾木弥五左衛門殿

〇一二五 某達

曾木貢殿

右者、御役人数十年相勤、老躰相成、其上當春以来身弱
有之、當御役御断被申出趣、達 貴聽候處、今一往相勤

右者、嫡子曾木新太郎、願之通元服被仰付候者、御太刀
馬代進上ニ而、先規之通、御禮被申上度被申出趣有之、
願之通被仰付候旨被 仰出候、

八月九日

(新納)
平兵衛

〇一三〇 某達

曾木弥五左衛門殿

〇一二八 新納仲左衛門達

曾木弥五左衛門

御役人被 仰付、座席連名等之儀、都而親曾木五兵衛御

役相勤候内之様被 仰付候、

巳
六月十一日

新納仲左衛門

〇一三一 新納仲左衛門達

曾木貢殿

〇一二九 役人辞令

御役人

曾木弥五左衛門

右之通被仰付、加判同役同前、席順新納仲右衛門次江罷

在候様被仰付候、

九月七日

平兵衛

卯
五月八日

(新納)
仲左衛門

右者、今般同氏曾木翁助、御直元服被仰付候处、當分御
對面所無之、御式向不相調候付、安永九子年曾木五兵衛
御直元服之格ニ、都而被仰付候間、後年御對面所御造立
之上者、家格之通可被仰付候条、諸書留等古例之通可被
記置候、此旨申達置候、以上、

八月

新六

〇一三二 日高与平次覺

覺

御脇差無銘
長卷尺三寸式部 一腰

一白鞆入

一袋華布

裏白曝布
緒華布

右者、元服付拜領被 仰出候間、頂戴可被成候、以上、

子八月十九日

御取次

日高與平次

曾木弥五郎殿

〇一三三 新納平兵衛達

曾木五兵衛

右者、御役人数年被相勤候處、去年以來病氣有之、勤職

難成、御役御断被

申出趣、達

尊聽候處、致保養今一往押而相勤候様、可被仰付候得共、

無據願筋之事候間、願之通被成御免候、数年首尾能相勤、

御満悦被

思召上候、依之、御上下拜領被仰付候、以來御近習江罷

通、奉伺御機嫌、且勤内取込拜借等有之候者、被下切被

仰付候、

辰三月六日

(新納)

平兵衛

〇一三四 役人辞令

御役人

曾木五兵衛

右之通被 仰付、加判同役同前、席順新納仲左衛門次

罷在候様被仰付候、

十一月廿八日

仲右衛門

〔久徳公より御直ニ仰出、御書付ニ御役人名前、筆者之誤乎〕

〇一三五 某口達覺

御口達之覺

御上下一着宛

曾木弥五左衛門

江田吉右衛門

新納仲左衛門

亥
六月廿四日

右、御改革方江被掛置、三代交代ニ而御取縮向御用取扱

被仰付置候処、懸心頭相勤、御借財之方茂過半御返辨相

成、致骨折候詮相立、

御満足ニ思召候、依而右之通頂戴被仰付候、左候而、尚

亦後來不相馳様折角致精勤、下役ニ至迄茂一涯可致精勤

旨、御沙汰被為在候、

閏
七月

〇一三七 高橋此面達写

写

曾木五兵衛

右、代々役人茂相勤、格別成家筋之者候付、此節為見馴

被下方不及、寄役人申付候条可申渡候、

十一月

(高橋) 此面

〇一三六 寄役人辞令

(端裏書)

「文政十年^(丁)亥六月廿四日、於加治木館承知也」

〇一三八 家格ニ付被仰渡御書付写

(包紙)

二元文二巳年八月

家格ニ付被仰渡御書付写一通

但、右ニ付郷原金太夫殿御書付一通」

寄御役人

曾木五兵衛

右之通被仰付、加判同役同前、座順新納仲右衛門次可

罷在旨被仰付候、

1 家格ニ付被仰渡御書付写

(本文書欠落セリ)

(裏書) 「二通入」

覺

2 郷原久雄覺

各両家之儀者、代々

御目見被仰付ニ付、其身夫婦并嫡子夫婦迄ハ、手札之帳
面年付被成御免候、二男よりハ先格之通帳面ニ者年付可
相記候、且又各より諸士江縁與之儀、御城下土同前ニ被
仰付候、家来之娘鹿兒嶋土外城衆中江致縁與、妻札申請
候者ハ、妻親之名人家来等之訳、手札帳面共書記事候得
共、右肩書之儀茂被成御免候、右之段、善次郎殿御承
知被成、御申付候様可相達旨、嶋津主殿殿より肥後平左
衛門御取次ニ而、至御用人座拙者江被仰渡候ニ付、善
次郎殿江申上、則各江為被仰渡事ニ候得共、同案式通相
認、老通ツ、相渡置候、至永々結構之任合候、為後證如
斯候、以上、

元文二丁巳年八月廿二日

郷原金太夫(久雄) (花押)

新納仲左衛門殿

曾木五兵衛殿

〇一三九 伊東五次右衛門達寫
覺寫

一曾木弥五左衛門漸々老年罷成御役難勉、度々御断申出
候ニ付、此節願之通被差免候、御役者被差免候得共、
別而極老ニ而も無之、殊更多年相勤御役之功、為物馴
事候間、乍苦勞今程心次第罷出、諸事無遠慮申談、御
用可相弁候、何れも同前相心得、無遠慮申合万端可相
勉候、

一曾木五兵衛御役所へ相詰、万事見習候様ニと被仰付置、
相勉来候処、年生相應相成候ニ付、此節御役人被仰付
候、座席之儀者二番座被仰付候、往々共ニ右家より御
役人相勉候節、可為右座配候、

右、享保十年巳十二月、伊東五次右衛門御取次ニて被
仰出候、

〇一四〇 曾木五兵衛口上覚留

口上覚留

乍恐申上候、私家之儀、代々継目家督之節者、於

御城御太刀進上仕、御目見被 仰付候、且又嫡子之儀

者、

殿様御當地御屋鋪并加治木御屋鋪江屹被遊 御光儀候節、

御太刀進上仕、初而之 御目見被 仰付候、左候而

御代々様毎ニ右同断被遊 御光儀候節者、家督并嫡子迄

茂御太刀進上仕、御目見被 仰付来候、私儀、寶曆十

一年巳八月廿八日、於 御城御太刀進上仕、継目之 御

目見被 仰付候、右先格を以、去ル戌正月被遊 御發駕、

加治木御屋鋪江 御入之節、御太刀進上仕 御目見被

仰付被下度旨、前以奉願候處、此節者 御目見不被 仰

付候旨、同月被仰渡候、依之奉願候、恐多奉存候得共、

御當地御屋鋪江被遊 御光儀、御序御座候者、先格之通

御太刀進上仕 御目見被 仰付度奉願候、右之趣、何卒

御願被 仰上被下度奉願候、此等之趣を以、被仰上可被

下儀奉願候、以上、

但別紙例書相添差上申候、

巳五月十五日

曾木五兵衛

〇一四一 曾木弥五左衛門口上覚留

口上覚留

私嫡子曾木常袈裟 御直元服被仰付被下度奉願候、右付

而者、私儀

報國院様御直元服被仰付被下候節者、二種一荷御太刀目

録進上仕、烏帽子・素袍・袴着仕相勤申候、左候而御盃

頂戴、御脇差・御加冠書拜領仕候、右之通先例御座候、

然處、先年日野監助嫡子日野五郎右衛門元服仕候節、私

江 御直元服被仰付候先例を以可被仰付哉之旨被相伺候

処、郷原金太夫様より嶋津大藏様江被相伺候得者、元役

人日野五郎右衛門より御太刀一腰・御馬一疋但馬代之儀

者青銅百疋、親監助より御太刀一腰・御馬一疋但馬代者

年頭進上之通銀一匁、左候而元服人支度長上下着用被仰

付候、先様役人嫡子 御直元服願出候節者、右之通可被

仰付旨、此節より被相改候段仰渡、御先代御承知之上

~~~~~

右之通被仰付置候、右之次第御座候故、此節私嫡子常袈  
袈事、御直元服之願申上候付而者、私家格之通願申上  
度念望ニ奉存候得共、御先代被仰渡置候趣茂御座候得  
者、監助嫡子五郎右衛門元服被仰付候通ニ、進上物等茂  
仕覚悟ニ御座候、此等之趣御申頼存候、以上、

十二月五日

曾木弥五左衛門



〇一四三 日野五郎右衛門外二名願書並進上

以上、

品覚書

正月

新納仲左衛門

文化十三年子二月十五日、江戸御發駕、

曾木新左衛門

乍恐申上候、私共家之儀者、以前より

日野五郎右衛門

太守様東目井大口筋

銘之三通相添

御參勤 御下國共、兵庫殿居宅江被遊 御止宿候節者、

隆充

隠居部屋栖妻女子迄茂、銘之進上物仕、

一新納仲左衛門・曾木新左衛門・日野五郎右衛門事、先

御目見被仰付先規ニ御座候間、明和三年戊正月

當日御着之上於御中與御祝物、麻上下着用ニ而御目見被仰付候、  
規之通、御太刀一腰進上ニ而御目見但別紙之以御目見願書差上

大隠居様 御參勤大口筋 御通行、右居宅江御止宿ニ而、

一御着一折

新納仲左衛門

先規之通御太刀進上ニ而、

曾木新左衛門

御目見奉願候處、其之節之儀者不被仰候旨、御家老川田

日野五郎右衛門

伊織様より被仰渡候、左候而

相中

御着之上、家格之御取訳を以御着一折進上仕、

一御着一折

新納仲左衛門

御目見可被仰付旨、御用人山岡齋宮様より被仰渡、於奥

曾木新左衛門

書院

日野五郎右衛門

御目見被仰付候間、今般大口筋御通行ニ而、被遊

相中なり

御止宿候旨承知仕候間、先格之通進上物仕、

右進上ニ而

御目見被仰付被下度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉願候、

御目見

〇一四四 曾木弥五左衛門口上覚

覺

一 曾木弥五左衛門家之儀、菱刈之庶流ニ而数代曾木ニ為罷居由候、左候而弥五左衛門五代之祖曾木播磨重治与申者、永禄年間飯野ニ罷出、(島津義弘) 惟新様御家臣ニ罷成、別而御心安被召仕候、元龜三年五月四日

惟新様於飯野木崎原、伊東家と御合戦御難儀之節、

惟新様御馬前ニ而、鎌田大炊・野間越中坊・富永刑部

左衛門・播磨四人、究竟之場ニ而致戦死候故、

惟新様御勝利ニ為罷成由候、

一 右播磨嫡子播磨重公、自幼少 惟新様江致勤仕、九州

御發向之戰場必至与致御供、軍勞為仕由候、

一 右播磨嫡子五兵衛儀、又市郎様相州小田原御出陳之

節、十六騎之騎馬御撰被召列候ニ、五兵衛事茂其内ニ

而御座候、 惟新様朝鮮御渡海之節、五兵衛儀御納戸

奉行ニ而致御供候、左候而 久保様於朝鮮ニ被遊 御

卒去、御遺躰御帰朝之御供仕罷帰候而、(島津家久) 中納言様朝

鮮江御供仕、又々罷渡於彼地ニ相應之軍功茂有之候故、

御感状并知行百貳拾斛為致拜領由候、左候而 惟新様致御供、関原御合戦日夜不離御側致粉骨候故、御下向

後御感状・知行百斛為致拜領由候、其後 御姫様為御

質、江戸江御上り御供被 仰付、相詰罷居候内、

惟新様より被成下候御書両通格護仕候、此外 惟新様

・又市郎様拜領物多々被仰付候、 惟新様別而御心安

被召仕候由、

一 弥五左衛門祖父新左衛門事、(島津光久) 寛陽院様能被遊御存、

御心安節々御前江茂被召出、難有 御意を以拜領物等

毎々被 仰付、殊拜領物被 仰付候砌、 御自筆之御

書致頂戴候、委細先年系圖并由緒、御記録所江差出候、

一 弥五左衛門親仁左衛門、弥五左衛門与申候節、祖父新

左衛門者役人申付置候處、役儀断申出、 寛陽院様被

聞召上、弥五左衛門江役儀被 仰付相勤申候、左候而

一旦役儀断相達罷居候、又々役儀相勤候砌、弥五左衛

門新左衛門与可致改名旨、 寛陽院様御意ニ而候旨、

市正殿より被仰渡候、其後織木綿袴端ッ、兩度拜領被

仰付候、新左衛門より茂毎年為年頭御祝儀御樽代百疋

宛獻上仕、歳暮之御祝儀茂毎年肥後織木綿袴端ツ、獻上仕、歳暮・年頭共 御城御通番所迄參上仕候、

〇一四五 曾木重喬覚書草案

(一四五の1)

(前欠)

不二院様御代、江田藤右衛門病氣ニ而御役御断申上、御免被仰付候節、又仁左衛門へ御役被 仰付候旨被 仰出候得共、八代次左衛門を以藤右衛門跡役として被 仰付事ニ候ハ、御断ニ奉存由申上候得者被聞召達、尤之儀ニ被 思召候、仁左衛門事、新ニ被仰付候由被 仰出、難有奉存御請申上相整申候、 兵庫様御家督始御役人 御目見并御道具拜領被 仰付次第も、一番ニ新納仲左衛門、拜領之御道具古身相州之定家長一尺八九寸、其次曾木仁左衛門、拜領之御道具古身上物出雲之道永長一尺四寸五部、次是枝治部右衛門、拜領之御道具新身豊後則行長一尺三寸ほとも可有御座候、御道具之作位寸尺、古身・新身、次第を以拜領被仰付候、

一寛陽院様へ仲左衛門と私不御役め御太刀進上ニ而御

目見被 仰付、其故を以

(島津綱貴) 大玄院様 御光儀之節、前仲右衛門・仲左衛門・當仲

右衛門・私并世悴五兵衛も、御太刀進上ニて 御目見

被 仰付候、其以後

太守様初而 御光儀之節、同□被仰□、其節者御役

人よりも先ニ 御目見被 仰付候、其節御役人中より

御断為被申上趣共も為有之由ニ御座候、格別之儀ニ存

申候、

右之通、不被混諸家代ニ結構ニ被 仰付候段、外聞

實儀難有仕合奉存候、然者私家之儀も、右式家筋を

以次第を被仰付□(被之)下度奉願候、私儀、只今ハ先役之

事ニ御座候へハ、至當分ハ仲右衛門差次ニ被 仰付

儀、身ニ付而ハ何そ不足ニ不奉存候へハ、私子孫共、

自然ハ御役被 仰付儀共も御座候へハ、至其節ハ仲

右衛門家筋之次ニ御代ニ御取持被仰付来候様ニ諸家

ノ先役ニ無御構仲右衛門家差次ニ被仰付被下度奉願

候、左様無御座候へハ、家格之全も相立不申様ニ罷

成、至已後ハ家筋之由緒を以御断申上儀も不罷成筈  
欤と考申候、且又私老身ニ罷成、餘命之ほとも巨存  
御座候ニ付、不願恐此節申上事ニ御座候、尤此節格  
式宜様ニ新ニ申立仕事ニ而、全無御座候、乍恐仲右  
衛門家・私家之儀ハ、右通ニ被仰付来候ヘ共、外ニ餘  
例無御座候処ニ往々諸家打込ニ被仰付儀ハ至  
条何御座有間敷と存候条何とぞ奉願候通被仰付被下  
候様、宜被仰上被下度御座候、已上、

亥  
十二月四日

曾木弥五左衛門  
(重喬)

亡祖父新左衛門并亡父仁左衛門御奉公仕候儀、大  
底書記申候、

(一四五〇)

一寛

仙島院様御儀、御袋様御事ニ付而

(鳥津光久)  
寛陽院様御平日御間御快無御座、此御方様之御進物ハ  
御前ニハ不被召上、何ぞ御疑被遊様ニ御座候由、いつ

れも傳承候付、別而敷敷事ニ御家中為奉存事ニ御座候、

亡祖父新左衛門事、不二院様御證人ニ而江戸ヘ御詰

被遊候ニ付、御役人ニテ御供被仰付相勤罷居処、

不二院様ヘ種子嶋殿御息女内々御縁与之御取組相濟、

於江戸新左衛門より 寛陽院様上聞ニ相達候様ニと

仙島院様より被仰下候得共、新左衛門兼而存候ハ、

仙島院様不御心御間不宜段、別而敷敷奉存候故、

寛陽院様御姫様御申請被遊候ハ、御間柄無御隔心御

成被遊、御為可被宜敷儀ニ候、脇より御縁与被遊候ハ

ハ、當分之御挨拶御直り可難被遊候間、何とぞ御姫様

ヲ御申請被遊筋ニ可仕与存候、新左衛門了簡を以御申

請之筋ニ、其節之護摩所善堯院ニテ申上候ヘハ、

寛陽院様被聞召上、御幸ニ思召、御西様御縁与被 仰

出、夫より新左衛門了簡之通、御間御快御成被遊、其

後首尾好御輿入有之候、押付

寛陽院様初而加治木ヘ被遊 御光儀候、其節之御役人

新納仲左衛門・曾木新左衛門・日野内膳 御目見被

仰付、御祝として御目録を以、青銅式百疋ツ、被仰付

候、左候而新左衛門事ハ格別ニ被 思召上候由候而、  
外ニ御紋付之御上下巻具・御肴一折・御樽一荷拜領被  
仰付候、 寛陽院様ニも新左衛門忠節之心底被遊御感  
悦、猶以御心安難有被仰付、每々拜領物等も被仰付候、  
右御仕合故、御家中一同ニ大慶仕安堵為仕由候、

一 木田村之儀、 島地大分ニ有之、 公義より田地ニ可被  
召開との物沙汰有之候、 其通も候ハ、 此御方様御為如  
何敷奉存候故、 此御方より御仕明之願申出、 御免候故、  
新左衛門差引を以、 田地ニ召成増御高候、 千石餘仕開  
差上申候由候、

一 亡父仁左衛門事も、 多年御新田方被仰付、 御領内於諸  
所御高千四百五十石余仕明仕差上申候、 其内六百八石  
六斗余ハ、 鎌田与兵衛殿・ 椀山藏之助殿御竿被入候、  
八百六石五斗余、 内竿高ニ而仕明方御免之節次渡申候、  
右御仕明方入用銀之儀も、 御蔵銀ニ無構別格ニ借入仕、  
年々所務米之代銀を以相弁申筋ニ仕申候、

右、 親・ 祖父兩代御奉公仕候趣、 私より申上候儀、  
不成合之様ニ存恐入奉存候得共、 此段も此砌不申上

候得ハ、 家之格式・ 右御奉公之趣相知不申、 已後ハ  
為存人も無之筈ニ御座候、 當時ハ右申上候趣存候人  
も可有御座と考申候間、 乍憚以御序被達 御耳被下  
度願ニ存書記申候、 何分ニも宜様被仰上被下度御座  
候、 以上、

亥  
十二月四日

〇一四六 曾木重貞奉公覚書

御旅中奉公申候覚書之事

一 慶長元年丙申、 後之高麗入御座候ニ付、 武庫様・ 又

八郎様御兩殿御立被成候ニ、 年十六ニ而罷立候、 然者  
奥陳被召通、 其より三道ニ分テ、 北口蔚山と申所ニ加  
藤主計頭殿在番被成候、 南方順天と申所ニ小西撰津守  
殿在番、 中海道泗川と申所ニ御兩殿御在番被成候、 然  
処、 同三年之九月、 從高麗江南人ヲ催、 数十万押寄、  
泗川より五里在之所ニ晋州と申所ニ陳取、 色々無事之  
調法申由候つれ共相違仕候て、 九月廿八日ニ寄申候、  
先泗川より三里在之所ニ古城御座候、 被取構為番手右

馬頭殿人数被召置候ヲ詰申候而、人数余多戦死ニ而候、主取ニ川上六郎兵衛殿被居候ヲ、半弓ニて射すくめ、誠矢臺ニ矢ヲさしたるやうニ御座候而、危御座候つれとも、泗川より人数被差出、漸迎取被成候、其まゝ直ニ泗川へ押寄、御城取巻申候、然共其日ハ武庫様御下知を以、鉄炮沓放も御打せ不被成、いかにもひそかにシテ御座候ツ、左様候へハ朝ノ巳ノ刻ニ寄申候か、末さかりニ皆引取申候、定此まゝニてハ有間敷候、又々寄可申候間、其心得可申通御意被成候処、間一日置、十月朔日ニ寄申由、遠見より被申上候聞召、其日ハ早朝より御威イ被成、沓戦ハ可為今日候間、何れも其心得可仕との御意被成、城ヲ御廻り被成候、其より籠門ニ御上り被成候て、唐人被遊候、其日ノ人数中ノ不<sub>レ</sub>及言語候、然処籠門之返に、石火矢を構候、焰硝箱ニ火入申候哉、一時なる神之やうニ候つるか、其あたり聞ニ罷成候付、唐人もさ<sub>レ</sub>さ<sub>レ</sub>き申候、其時御下知被成候て、皆々切出被成候、其より追打ニ而、晋州と申所ニ大川御座候、其ヲ限ニ五里被討詰候、左候へハ日入申

候間、御城ニ御引入被成候、御打勝之御祝言何れも被申上候、則被仰出候ハ、敵幾人うち為申と、銘々ニ差出可仕之由候而、次朝被相揃候へハ、三万程之さし出ニて候、其時いかにしても、それ程ハ有間敷と思召と御意被成、扱ハ首ヲ揃可申由候而、三日被相揃候へハ、三万八千七百余相揃候、誠御名誉前代未聞、此上者御座有間敷候と貴賤上下悦申候事、

一其後唐人より無事可申由申来候ニ付、方々御談合被成、惣無事ニ罷成、唐人大将之内二人しちニ被出候ニ付、御引陳相済、十一月十五日ニ泗川御引除被成、五里有之ちやくせん嶋ニ御着被成候、然ハ其夜、寺澤志摩守殿南無はいより御出合被成、御談合候ハ、順天口ニ江南之番舟在之ニ付、小西殿御引被成事不罷成由候間、御迎取被成ニ相済、其夜半時分より舟之荷物ヲ嶋ニ下置、同十六日之朝、薩摩船惣別出舟可有之存候処、順天より瀧七右衛門尉殿被参候而、番舟も無事ニ罷成候由被申候ニ付、左候ハ、又八郎様ハしかと御在番被成、武庫様計御出合可被成与御談合候て、舟数五六

十艘程ニ而御出舟被成、四里程押上り、南無はいと順天之間との嶋瀬戸口ニ、寺澤殿・對馬守殿舟數合式百艘ほと御舟陳被成御座候処、同十八日之朝卯ノ刻前唐舟押寄、石火矢ヲ打掛候、其より志摩守殿御下知ニ而、舟之はなヲ并、ミたれニ無之様ニ鉄炮うち可申由にて、如其夜中之程ハ半道程射除候て、唐舟ニも被切乗候、次第ニ明々ニ罷成候て、見上候へハ、數ハ不相知候、大舟計之事情つる間、先ノ海不見得やうニ押寄申候ニ付、御舟ニもかきヲ掛申躰ニ候、其外御供舟乗しつむも在之、御舟之矢面ニ立も在之、又遠く漕散舟も在之、左様ニ候へハ、此方難叶様子ニ成申ニ付、志摩守殿御下知ニ而、何れも梶取、直くり除ニ御引被成候処、薩摩舟廿艘程懸取迷惑ニ及申候、然處 又八郎様ちやくせん嶋より舟數卅艘程にて押上り被成候、其より唐舟も間遠罷成候、然處枕山権左衛門尉殿舟其外六七艘程加子舟頭、或ハ手負、或ハ相果申候故、押延事不罷成、南無はいノ灘へ漸押付、陸地ニ被上候、乗捨之舟ハ唐舟かきヲ打掛とも引ニ興之やうニ引候て、行々燒申

候、其ヲ皆舟より見申候而、哀成様子ニ候ツ、左候てちやくせん嶋ニ御引被成、本ノことく荷物ヲ積、かりや々番衆、又舟こほれ之衆五人三人ツ、何れもノ舟ニ被乗せ候て、其日十八里唐嶋崎瀬戸口へ御着候、我等乗合本田助丞殿・財部佐内殿・山口左衛門尉ニて候事、

一同津ニ寺澤殿・小西殿・對馬守殿・築川殿・平戸殿・大村殿・有馬殿御揃被成候て御談合候へ、枕山権左衛門尉殿ヲ始、何れも南無はいニ被居候衆ニ、迎舟可被遣ニ相濟、薩摩舟式艘、上乘ニハ長崎隼人佐・入田才吉兩人ニ被仰付候、其外小西殿・平戸殿・築川殿・對馬殿舟合九端・十端之舟拾艘、十八里跡ニ被遣候、其時いヶ様之任合ニ可在之哉と哀ニ思召之由候ツ、左候而其津ニ三日御逗留被成候、右之人衆ヲ迎接被成候て、廿二日ノ朝御出舟被成、ちやわん口へ御着候、廿三日あんかうら加徳嶋ヲ掛乘にして、ふさんかいニ御着候、廿四日對馬之渡口まきの嶋ニ御着候、廿五日小西殿・又七郎殿御同心にて、對馬之豊崎へ御着候、廿六日對

馬之内細留ニ御着候、廿七日同内しりかと申浦ニ御着候、廿八日同内小浦ニ御着候、其夜御兩殿共ニ府中ニ御出被成、加藤殿・小西殿・森殿・築川殿・對馬殿御出合被成、大明之質人京都ニ而之諸事御申分御談合被成、十二月四日ニ老番衆老岐嶋へ御渡被成候、同六日老岐風本御着候、一日御逗留被成、同八日はかたノ渡口かたと申所ニ御着候、其より直ニ御上洛被成ニ付、御供之盛御座候而、はかたへ御着候、薩摩之様ニ被參候衆も在之、我々兄弟共ニ御供申候而罷上り候、左候而十二月廿三日ニ大坂ニ御着舟候、同廿六日ニ伏見ニハ御上り被成候事、

一慶長四年正月始より家康公を始として、何れも大名衆御見舞被成、高麗之御打勝之御祝言被仰、御仕合無残所候、左候而正月九日御奉行衆御在判にて、御感状御給被成候様子ハ、忠恒様被任小將、其上御腰物長光、武庫様ニハ御腰物正宗御拜領被成候、出水・加治木合六万石、為御褒美御給被成候、左候而伏見へ御在京被遊候中ニ、二月御遁世被成候、其より 惟新様と奉申

候事、

一同壬三月九日ニ 又八郎様幸侃御手打ニ被召果候、其刻 惟新様ハ京都へ御茶湯ニ前々日より御上り被成、御留守ニ而候ニ付、伏見より御注進候、我等事ハ川上四郎兵衛殿より使として京都へ罷上り、御帰宅之時分、又ハ御迎ニ人数なと上可申哉之通、御意を請、伏見之やうに參候而、様子四郎兵衛殿へ申候而、又晩ニ夜入候て、御迎ニ東福寺之前迄參候、左候而御帰宅被成候て御意候ハ、下之御屋形ハ人数もあまり入間敷候間、何れも上之御屋形ニ參候而、御番可仕由候て、幸侃之屋敷と上之御屋形ハよしかき老重ニ而候ニ、被明除間御番仕候、然者我等事、四月之比相煩申ニ付、相良新右衛門尉殿下被成ニ被相付候て、御下被成候而養生仕候、左様ニ候へハ、庄内も弓箭ニ罷成、六月十九日より御立被成候間、我等も罷立候、同廿三日ニ山田之城詰御座候而、男女不残被討果候、其時江田吉右衛門尉殿・稻垣西市允殿・湯田与七殿三人、屏涯ニ而戦死ニ而候、誠武士之道、今迄同道為申事候へ共、哀成事ニ候、

其よりしわちも籠城ニ罷成ニ付、森田ニ陳被付候而、相之牆御いわせ被成候、我々も在陳仕罷居候処、慶長五年正月五日夜、人数ヲ寄相之牆ヲ破、城ニ飯米ヲ被籠候、其破口ニ伊勢平左衛門尉殿・押川喜左衛門尉殿・藪田加兵衛殿、帖佐衆ニハ四人老所ニ参合候、左候て我等もちと手負申候、其より無程しハちも下城仕、二月源二郎殿も都城下城被成候て、無事ニ罷成候事、一慶長五年六月より上の方さへかしく罷成、家康國ニ引入被成ニ付、石田治部少輔殿からくりニ而、秀頼様より弓箭之企被成、先伏見之城ニ家康之衆鳥居彦右衛門尉殿と申人被居候ヲ被相詰之由、爰元へ相聞得候、其より人数御立被成候、帖佐よりハ伊勢平左衛門尉殿・長壽院、主取として御立候間、我々も罷上り候、然者伏見之城七月十九日より被相詰、八月朔日ニ落城之由候、左候而、八月十五日より何れも諸大名衆伏見立立被成、東國ニ被差向候ニ付、惟新様も同前ニ御打立被成候由、我々罷上りニ中途ニ而承候、其より就中急候而、何れも上り被成候、八月廿日ニ上着候而、其より

美濃國大柿之城ニ九月朔日ニ参着申候、然者、東國之大名衆數万人大柿ヲ差返候て、赤坂ニ被陳取候、依其大柿ニ者、掛通殿・熊谷殿・秋月殿・高橋殿・相良殿爲番手御座候而、其外之大名衆、石田治部少輔殿・備前中納言殿・小西撰津守殿・嶋津中書様・惟新様、九月拾四日ノ晚ニ関か原ニ御陳替被成候処、十五日ノ未明より筑前中納言殿城ヲせめ、鉄炮取合稠敷御座候つれとも、むほんニ而玉不入之由、後社相知候、其より大谷刑部太夫殿、陳ニ押寄被詰取候、刑部太夫殿戦無比類様子候ツ、左候而刑部殿戦死被成候由候、其外石田殿・小西殿・備前中納言殿・中書之御陣一そないニて殊之外久シク取合ニ而候つれとも、前後より押寄候ニ付一戦破申、其よりちりくニ罷成候、惟新様ハ御供衆漸五六十人程ニて、敵ニ向テ御通被成候、我々兄弟共ニ御供申候、其より伊勢・近江・伊賀・大和・川内・和泉六ヶ國ヲ日數七日、夜晝十四日ニ九月廿一日ニ津國住吉へ御出被成候、然処大坂より堺之様ニ除申衆おひたゞしく候而、住吉へ御入可被成様無之候而、

後之田ニうちすハリ御やすらひ候処、住吉より入道か乗物ヲかゝせ候て参候、誰人ニて候はん哉と不審ニ存候処、田邊や道与被参候而、惟新様を乗せ申、本之様ニかゝせ被参候、御供衆入間敷、御跡より見送り候て、伊勢平左衛門尉殿・大田吉兵衛尉殿・桂太郎兵衛尉殿・相良吉右衛門尉殿・白坂七右衛門尉殿・矢野主膳殿・五兵衛尉殿被参候、其外之衆ハ御意可有之候間、待居可申由候而、其間ノ心遣可申様無之候、日入ニハ罷成、いか様ニ候はん哉と申候処、矢野殿御使として、伊集院半五郎殿・長山半六・我等三人ハ住吉之様ニ参候へ、其外之衆ハ大坂屋形之様ニ参候へと御意候て、如其三人ハ御宿之様ニ参申候、然ハ泉秀坊分骨を以、御質様御下向ニ相濟、御舟三十艘之御手形被申請候間、惟新様も御同前ニ御下向日出度との御使として、福崎新兵衛尉殿・竹内織部正殿大坂より住吉へ被参候、惟新様も深々數御思安とも候而御返事も無之候ニ付、何れ御仕被為申候て、御下向ニ相濟候、然ハ御迎舟可被上ニ御意被成候て、兩人も九月廿二日夜、

大坂之様ニ被参候、左候而、御舟賦ニて九月廿四日ニ大坂御出舟被成候、惟新様御迎舟ハ、住吉と堺之間ニ参候、其より御舟ニめして御出舟被成候、左候て兵庫之興ニ而御同舟ニ被召移候、何れもノ舟も皆目出度と申候事、

一其時大坂之御老中として平田太郎左衛門尉殿・相良新右衛門尉殿御座候而、御談合被成候ハ、御下向候ハ、細嶋ニこそ御着舟可有之候間、為其秋月殿御質人御同心候ハてハと候て、彼方之家老衆内談被成候へハ、一段仕合ニ被思召之由、<sup>候而</sup>御同心被成候て御下向被成候、左候而十月朔日ニ細嶋へ御着舟候、如安之地下より夫馬等出申候、心安陸地御返被成候、左候へハ、佐土原より御使被進候而被為申候ハ、伊東との内稻津掃部殿一揆ヲ起シ、佐土原近在郷被焼拂候間、惟新様御立寄被成御下知候て可被進之由、追々御使在之、依其御立寄被成、一日諸事御下知被成候付、静ニ罷成候、左候而内場より御迎之衆次第、ニ被遣ニ付、伊東殿人数も被引除候、其より御帰宅被成候間、十月七日ニ

帖佐へ御着被成候、我等事、細嶋より御腰物御持せ被成候間、濱市迄持返申候、左候へハ、遠路御側ヲ不離奉公申候通、節々御意忝承候、依其御感状付知行五十石被下候事、

此主

曾木弥二郎

〇一四七 曾木重喬覚書草案

覚

一 私家之儀者、菱刈家之庶流ニ而、数代曾木ニ為罷居由候、格護仕候文書ニ茂相見得申候、左候而、私六代之祖曾木播磨重治与申者、永禄年間飯野ニ罷出、惟新様御家臣ニ罷成、別而 御心安被召仕候、元龜三年五月四日 惟新様於飯野木崎原伊東家与御合戦、御難儀之節、 惟新様御馬前ニ而鎌田大炊・野田越中坊・富永刑部左衛門・播磨四人、究竟之場ニ而致戦死候故、惟新様御勝利ニ為罷成由候、別而忠死ニ而候通、只今迄諸人申傳儀ニ御座候、

一 右嫡子播磨重公、自幼少 惟新様江致勤仕、九州御發

向之戰場必至与致御供、軍勞為仕由候、

一 右嫡子五兵衛儀、 又市郎久保様相州小田原御出陣之節、十六騎之騎馬御撰被召列候ニ、五兵衛儀も其内ニ而御座候、 惟新様朝鮮御渡海之節、五兵衛儀御納戸奉行ニ而致御供候、左候而、 久保様於朝鮮 御卒去

被遊、御遺躰御帰朝之御供仕罷帰候而、 中納言様朝鮮江御渡海之御供仕、又々罷渡、於彼地相應之軍功も有之候故、御感状并知行百廿石為致拜領由候、左候而

惟新様致御供、関ヶ原合戦、日夜不離 御側致粉骨候故、御下向之後、御感状知行百石為致拜領由候、其後御姫様為御質江戸江御上り被遊候御供被 仰付、相詰罷居候内、 惟新様より被成下候御書両通、于今格護仕候、此外 惟新様・ 又市郎様より拜領物等多々被

仰付候、惟新様別而 御心安被召仕候、

惟新様御儀  
一 右通ニ候故、飯野より栗野・帖佐・平松・加治木へ段々被遊 御移候ニ付、私曾祖父五兵衛御供仕罷移申候、

中納言様  
左候而義久公迄御奉公相勤申候、然處ニ從

仕申候處ニ

中納言様

殿 義久公先々兵庫忠朗江加治木拜領被

仰付候付、曾祖

父新左衛門代より之被召附候、

事、先々兵庫殿へ

一 祖父新左衛門儀、

〔論光久〕 寛陽院様別而能被遊

御存候而、

御心安節々御前江茂被召出、難有 御意を以拜領物等

毎々被 仰付、殊ニ拜領物被 仰付候砌、 御自筆之

御書致頂戴候、委細之儀、新左衛門日帳ニ記置申候故、

先年我々家之系圖并由緒等書付、御記録所ニ可差出旨

被仰渡候節、日帳之内書被差出申候留御座候間、別紙

ニ仕候、

一 親仁左衛門儀、弥五左衛門与申候節、祖父新左衛門御

役之御断申上候処ニ、 寛陽院様迄被 聞召上、直ニ

弥五左衛門ニ御役被 仰付、相勤申候、左候而、一旦

御役之御断相違罷居候處ニ、又々御役被 仰付、其以

後御役ニ付鹿兒嶋ニ相詰罷居候砌、弥五左衛門儀、新

左衛門与可致改名旨、 寛陽院様御意ニ而候通、市正

殿より被仰渡、新左衛門ニ罷成候、其後織木綿老端ツ

、兩度拜領被 仰付候、仁左衛門よりも毎年為年頭御

祝儀、御樽代百疋ツ、献上仕、歳暮之御祝儀ニも、每

年肥後織木綿老端ツ、献上仕、歳暮・年頭共ニ 御城

御通番所迄参上仕候、

一 私儀、寛文十一年三月朔日

寛陽院様・中將様、〔加治木へ〕當御

地江被遊 御光儀候節、御太刀進上ニ而 御目見被

仰付候、〔ハリ懸〕御取次・本田右衛門親平 寛陽院様御名代与候而、被

遊御覽、新助与改名仕候、左候而、中將様ニハ翌日小

村御假屋ニ参上仕、御太刀進上ニ而 御目見仕候、依

之元禄二年三月五日、中將様御光儀之節、世倅五兵衛

儀茂御太刀進上ニ而 御目見被 仰付、五兵衛与改名

仕候、同九年正月廿六日、〔ハリ懸〕隅州様加治木へ 匠作様御光儀之節も、私并

五兵衛御太刀進上ニ而 御目見被 仰付、段々難有仕

合、冥加至極ニ奉存候、以上、

〔ハリ懸〕 鎌田後藤兵衛

御取次 正辰 〔ハリ懸〕 曾木弥五左衛門

月 日 〔ハリ懸〕 曾木新助 〔重書〕

〇一四八 某覺書草案

(前欠)

義弘公御 不離御側

勵戰功尽粉骨、戰死仕候者茂御座候、

一 義弘公御家老職 家久公御代迄、御用人・地頭職・諸奉行役相勤候者茂御座候、且亦 御感狀御書杯頂戴仕居候者共茂御座候、

一 元和五年、祖父又八郎四歳ニ而

(島津家久) 中納言様被召列致上洛、於伏見

秀忠公江御目見仕、夫より江戸江參、其節島津下野守(久元)

殿被召附、江戸於 御城、從 秀忠公貞宗之御腰物拜

領、其後 上使土井大炊助様を以、被成下御暇、直々

御馬・金銀・時服拜領、從 家光公来國光之御脇指・

金銀・時服拜領仕、下向之節、喜入攝津守殿被召附致

下着、左候而、於加治木新地疋萬石從 家久公拜領仰

付候、右之通御取持ニ而御座候故、加治木家之儀者格

別ニ御座候、依之、御側江被召仕候者、又ハ御出陣ニ

被召列候者共被召附、加治木居附之者共茂直ニ被召附

候、

一 加治木土之儀者、 義弘公・ 家久公加治木江被成御

座候故、外城衆中ニ者相替、鹿兒嶋土同前ニ被召仕候、

然處ニ、先年從 家久公加治木諸士持留之知行、此方

高之内ニ被召加候、右之通加治木諸士之儀者、段々由

緒御座候ニ付、前々より御昵近并ニ被仰付候儀共御座

候、

一 加治木諸士被召附候以後、寛永年中、御分國中御引并

御檢地之節、加治木より竿奉行相勤、諸所江罷越候儀

茂御座候、且亦 光久公御在江戸之時分、御大名様方

御振廻之節、御小姓衆不足ニ而、此方小姓役御配膳被

仰付、同前ニ相勤申候、 家久公・ 光久公御上洛之

節、加治木土之内、御供被 仰付相勤候儀茂在之、右

之通以前ニハ 御城下土同前之勤被仰付候、

一 (島津綱喜) 大玄院様御參勤、私御供被仰付、於江戸松平故越中守

様御見廻被成候節、私召列候者共、御小姓之勤被仰付、

御配膳相勤申候、

一 加治木土之儀、吉野御閑狩御馬追ニハ、以前より騎馬

之串目下知被仰付、今以相勤申候、

〔御〕上下之節、又者加治木江 御光儀之節ハ、以前より御

中途境目迄御先御供ニ多人数差上、今以御供被仰付候、

餘家中ニ而ハ不被仰付事之由ニ御座候得共、加治木土

之儀者、外城次ニ御供相勤来申候、

以上、

月日

### 〇一四九 曾木重喬覚書草案

(前欠)

親弥五左衛門江被 仰付候、左候而、一旦役儀断

相達罷居候處、新左衛門与可致改名旨、(鳥津光久) 寛陽院様被

遊 御意、其外難有 上意共御座候通、市正殿より被

仰渡、其後、嶋織木綿兩度 拜領被 仰付、新左衛門

より茂每年年頭之為御祝儀、御樽代百足献上仕、歳暮

之御祝儀ニ茂、毎年肥後織木綿献上仕、歳暮・年頭共

ニ御通番所迄参上仕候、

一寛文十一年三月初日

寛陽院様・大玄院様、加治木江被遊 御光儀候節、

新納仲左衛門・私、御太刀進上ニ而 御目見被 仰付

候、大玄院様御事、寛陽院様御名代与御座候而、

被遊 御覽、大玄院様江者、翌日小村御假屋ニ参上

仕、御太刀進上ニ而、仲左衛門・私 御目見仕候、

一元禄二年三月五日 大玄院様加治木江被遊 御光儀候

節、新納仲右衛門・私・嫡子之五兵衛、御太刀進上ニ

而 御目見被 仰付候、

一同九年正月廿六日 太守様加治木へ御光儀之節茂、仲

左衛門・仲右衛門・私并弥五右衛門嫡子五兵衛御太刀進上

ニ而、

御目見仕候、

一右通被 仰付来候故、加治木江被遊 御光儀候節者、

親・祖父・私并五兵衛、至妻女共

御目見被 仰付、御通被下候、以上、

子 五月十二日

(重喬) 曾木弥五左衛門

○一五〇 曾木重喬覺書草案

(本文番ハ一四九号文書ト同文ニツキ省略ス)

右三人支度、熨斗目・半切、

但此兩家者 御代々様江初而

御目見被仰付候節、御太刀進上仕来候故、役目

ニ無構、幼少ニ而茂

御目見仕事ニ候、依之先例之通、御太刀進上ニ

而 御目見被仰付被下度旨、御願被仰上候而、

右式ニ被仰付候、此節初而之 御目見故、御太

刀一腰・青銅百疋宛進上仕候、就夫、役目ニ付

而之御目録進上ニ不及候、曾木五兵衛番付與頭

役ニ而候得共、御太刀進上ニ而 御目見仕候故、

與頭役之列ニ者不罷出候、右三人席二之間

(後欠)

○一五一 曾木五兵衛口上覚

口上覚

私二男曾木彦九郎儀、未初而之 御目見不仕候、依之奉

願候、伯父曾木新六・弟曾木二助兩人共、私親代初而之

御目見仕候砌、御太刀進上ニ而 御目見仕来候間、彦九

郎儀茂右同格ニ御太刀進上ニ而、御序之刻 御目見被仰

付被下度奉願候、此旨宜御申頼存候、以上、

四月十日

曾木五兵衛

○一五二 島津繼豊光儀帳拔書

享保六年辛丑二月九日、鹿府御屋敷江

繼豊公御光儀帳之内書拔

(本文番ハ省略ス)

○一五三 曾木氏由緒覺書草案

一新納仲左衛門・曾木弥五左衛門・嫡子曾木五兵衛、御

太刀進上ニ而、右三人

御目見御披露、御奏者新納左京殿、

○一五四 吉田清純書状

猶々、其御元より御遣被成候一冊、返進仕候、御受

取可被下候、以上、

五月十五日之一封、貴嶋曾右衛門殿より相達、忝致拜見

候、愈御堅固被成御勤候由、珍重奉存候、拙者無吳相勤

居申候、然ハ御系圖系續致草案、此節差越申候、得与被

成御覽、思召寄又ハ間違之所茂御座候ハ、幾度も無御

隔心可被仰聞候、相改可進候、先草案ニ而御坐候間、無

御遠慮違目ハ御書入可被遣候、其上ニ而中取いたし、進

せ置可申候、近日中ニハ御當地へも御越可被成由候間、

其節積ル御物語り旁可得在慮候、當分少シ得隙罷在候故、

致草案候、尚期貴面之節候、恐惶謹言、

内無餘日候間、先書中を以申入候、印迄ニ銀耆枚致進入  
候、恐惶謹言、

祢寝八郎右衛門

十二月廿二日

清雄（花押）

〇一五六 某覽書

覺

一大鷹

壹据

右、安永六酉霜月十三日、松前塙、從八代御到来、

一大鷹兄

一据

右、安永六酉十二月十八日、柳川塙、從肥後御到来、

五月廿七日

吉田用右衛門  
清純（花押）

一鑄

一据

曾木弥五左衛門様  
御報

右、安永七戌三月九日、肥後水前寺陣山塙、片塙ニ而  
森山太助より進上、

〇一五五 祢寝清雄書状

一鑄

一据

同姓右近、其元江数年被罷居候ニ付、御懇志之段、別而

辱存候、忌明候ハ、早速可罷越候条、其節右之御禮可

申入と存候處、無據儀共有之、御無音ニ罷過候、然者年

一鑄

一据

右、同年同日、肥後櫛嶋塙、片塙ニ而同人より進上、

一 據 一 据

右、同年正月十二日、伊東領瀬嶋時、着物ニ而嗜原傳兵衛より進上、

一 據 一 据

右、同年二月十八日、鹿嶋時、御棄鷹ニ相成、御實之進上、

一 據 一 据

右、安永戊二月十二日、肥後水前寺時、着物ニ而与助より進上、

一 據 一 据

右、安永戊三月九日、肥後岩之隈時、片時ニ而与助より進上、

一 雀鷄 一 据

右、安永酉九月十四日、加治木塩井時、着物ニ而祢垣与助より進上、

右者、嫡子曾木新太郎、家格之通元服之願被申出趣有之、

御太刀二種一荷進上ニ而、来ル十五日

御直元服被仰付候旨、被 仰出候、

八月九日

(新納) 平兵衛

○一五八 相良弥一兵衛書状

猶々、一陶風味宜、早速賞歎いたし候、御陶返進申候、以上、

昨日者御丁寧成御事共辱存候、此二色持合候間、如何敷候得共致進入申候、御挨拶旁申述度、如此御座候、以上、

八月十三日

(端裏上書)

(墨引)

曾木五兵衛様

相良弥一兵衛

不及御報候、

○一五七 新納平兵衛達

曾木弥五左衛門殿

〇一五九 清岩二真書狀

芳札、殊扇子二本入一箱贈給、令満足候、書物之儀、只今進候、餘期面後候、頓首、

清岩

六月八日

二真

曾木新左衛門殿

貴報

(包紙ウハ書)

曾木新左衛門殿

用事

清岩

〇一六〇 島津久尚書狀

新春之御吉慶目出度申納候、先以寒氣之節御座候へ共、御堅固御越年被成、珍重存候、年首之御祝儀為可申入、如此御座候、恐惶謹言、

島津常穂

正月二日

久尚 (花押)

曾木弥五左衛門様

(包紙ウハ書)

曾木弥五左衛門様 嶋左仲

(墨引)

〇一六一 曾木氏由緒覚書

私先祖十二代之祖、曾木播摩頭重治与申者、於飯野惟新尊公江奉仕候處、別而御心安被召仕候、元龜三年五月四日、於飯野木崎原伊東家与御合戦、御急難之折、公之御馬前ニ而重治外ニ鎌田氏・野田氏・富永氏致勇戦終戦死候故、御勝利為成罷成由候、重治嫡子播摩重公(マサ)自幼少より 惟新尊公江勤仕候處、父重治忠死を被遊 御感候而、賜新恩地、公三州凶徒及豊肥筑前後六州御征討之節茂、重公其之戦場ニ不供奉無御座、重公嫡子五兵衛重松 (惟新公江脱力) 勤仕いたし、天正十八庚寅年、秀吉公相州小田城主北條氏政ヲ征伐之節、又一郎久保尊公小田原江被遊 御出陣候節、依命多勢ヲ不遊御引率候様、勇敢之士

拾五騎撰給、重松其之内而被召列候、其後 惟新尊公朝鮮被遊 御渡海候節茂致御供候、左候而 久保尊公朝鮮國巨濟於 御陣中被遊 御病卒、奉隨 御遺躰歸朝仕候處、 又八郎忠恒尊公再朝鮮國江被進航、御供仕、於彼之地相應之軍功有之候、御帰朝之上、采地百二十石拜戴仕、其之後慶長三年、筑前より直ニ被遊 御上京、重松御供仕候、同五年、諸將均ク八月朔日被為入伏見之城候而、濃州関原而家康公ト被遊御合戦、勝敗ヲ一挙被遊御争候節、 中納言秀秋急心を変逆戈、大谷吉隆之陣ヲ擊攻、其より諸將陣擾騒いたし、東兵 公之御旗本江先鋒ヲ交隔、依是 公勵衆被遊 御戦争、戦死夥敷御座候由、東兵左右ニ相別、 公者被為整 御軍列、敵軍中被遊御通、駒野ニ御向被遊 御行軍、同廿一日、攝州住吉江御光着、暫時者被遊躊躇田頭候時、田邊屋道與 公奉迎仕吉之宅江、 御駕ニ從候人者大重平六老人、重松ニ者潜ニ奉見送、 御駕御供仕候、日暮及候而、弟弥次郎貞重重松外ニ伊集院平五郎・長山平六被為徵 御旅館、其外之軍士被令赴大坂、同廿四日、纒界之浦ニ被為解、被遊 御

帰國、重松始終不奉離 公御膝下、盡粉骨候故、御帰國之後、采地百斛頂戴仕候、合采地三百石拜領、弟弥次郎貞重者采地五拾石ヲ拜領仕候、 公ニ奉從居ヲ飯野・帖佐・平松・加治木移、  
(島津家久)  
 中納言様迄、御奉公申上候處、  
 忠朗公加治木被遊 御拜領候節、重松嫡子新左衛門重知持高假被召附、私迄九代御奉公仕罷居申候処、當世懇罷成、昨年奥越御征討ニ付、伴同氏差出候、并類家之者出兵被仰付、難有出軍仕候、依之枝葉之者共過半小身共御座候間、私持高内見計を以、追々附屬仕可申候、左様御座候、先祖三代依軍功御高恩ヲ奉蒙候名分も相立、冥加之次第御座候、御免被仰付可被下候、此奉願候間、宜敷被仰上可被下候、

○一六一 島津全達写

写

島津兵庫殿

一右江 御光儀之砌、家来 御目見被仰付候節、役人計

熨斗目致着、組頭ハ不洗物可致着候、右之外 御目見被 仰付候者有之候ハ、いつれ茂木綿衣服可致着用候、

一 江戸江使被差上

御目見被仰付候節者、不洗物可致着候、

一新納仲右衛門・曾木弥五左衛門兩人之儀ハ、段々由緒有之者候故、有来通熨斗目可致着候、

右之通、此節被相定候間、可被致承知旨、可申渡候、

以上、

五月

(島津) 本

此仰渡書、最前 兵庫様御方へ相渡候得共、段々由緒有之者と被相記候を被改候故、奥之(後欠)

〇一六三 桑畑孫七口上寛写

口上寛写

辰五月十五日、谷山覚太夫殿より可申上之由承申候ハ、

先夜田之浦江参上仕候節

御意被成候ハ、去ル八日、御格式ニ付被仰渡候御書付之内、新納仲右衛門・曾木弥五左衛門兩人之儀者、段々由

緒有之者候故、有来之通、熨斗目着用可致由被仰渡候、

右両家外ニ茂御家老職相勤候者、其外由緒有之家筋も有之事ニ候、然者右兩人段々由緒有之候与ハ被仰渡候哉、

且亦有来候通、熨斗目着用可致由被仰渡候ハ、手廣キ事

ニ付、此兩條何様之訳ニ而左様被仰渡候哉、御落着難被

成候間、承合可申由被仰付、彈正殿へ其段申上候得者、

御尤之儀ニ被思召候ニ付而、本殿へ被仰談、御書付斯通

相直り相渡候間差上候、扱又、右両家熨斗目着用之儀ハ、

無役ニ而茂熨斗目ニ而

御目見仕候場所ニ而有之候得者、可致着用候、其上与頭

之内 御目見被仰付候節ハ、不洗物ニ而候得共、右両家

者熨斗目着用ニて 御目見可有之事と、彈正殿被仰候、

左候得者、熨斗目計ニ為限儀ニ而候、餘事之儀、何そ何

れ茂へ相替儀も無之管候条、此旨申上、先達而被仰渡候

御書付、御返上可被成候、右御書付相替候趣ハ、段々由

緒有之ものと有之候を、新納仲右衛門・曾木弥五左衛門

兩人之儀者、訳有之候者故と相直り、委細ハ御書付ニ相

見得候由承知仕、田之浦へ参上仕、直ニ達 貴聞、御書

付

御前江差上候得ハ、右之儀ニ付、御落着難被成被 思召

上、角太夫殿へ其旨被仰談候処、其通為相替儀候得ハ、

此内之御書付、御役所へも被 仰出、且又右兩人ニも承

知仕候半と被 思召候間、相替候趣申渡、御役所日帳、

右兩条之儀相記、可承役々へハ可申渡由、孫七へ可申達

旨被仰付候ニ付、此旨申出候、以上、

濱田為左衛門

五月十六日

鹿兒嶋

御役所

右之通被 仰出候間、其許ニ而 仰出之通可被仰渡候、

為御心得、相直り候仰渡之御書付写差越申候、以上、

桑畑孫七印

五月十六日

江田藤右衛門殿

是枝治右衛門殿

〇一六四 曾木某口上覺草案

口上覺

一私共御役御座配連名之儀、先役次第ニ可仕旨

瑞光院様被 仰出奉畏候処、去々酉ノ年、新納仲右衛

門へ御役被仰付候節、次第之儀御役所より奉伺候得者、

仲右衛門家之儀ハ鹿兒嶋ニ而圖書殿御家同前之儀ニ候、

御光儀之節も、仲右衛門家・私家之儀、御太刀進上申

上 御目見被 仰付候、仲右衛門事ハ最前ニ罷出、私

事ハ其次ニ罷出候、然者御役之前後ニ無御構、家筋を

以一番ニ被仰付候旨被 仰出、奉承知候、依之近頃、

(以下八行抹消)

一亡父仁左衛門事、仙島院様御代ニ御役被 仰付候段

ハ、亡祖父新左衛門御役御断申上候儀

寛陽院様達 上聞、父跡役以 上意御役被仰付候、然

處ニ病氣差發、御断申上、一節無役ニて罷居候へとも

(後欠)

〇一六五 組頭辭令

組頭

曾木新左衛門

右之通被

仰出、勤方當分之通被仰付置候、

仲左衛門

亥

正月十一日

市右衛門

〇一六七 馬具絵圖

(本文書へ省略ス)

〇一六八 某覚書(断簡)

(本文書へ省略ス)

〇一六九 某書状

(前欠)

〇一六六 高橋此面達写

高式拾五石

加治木家跡寄役人

曾木五兵衛

右之通、扶持方申付候条、随分致出精相勤候様可申渡候、

正月

(高橋) 此面

見分悪敷罷成候、就夫酒も樽ニシミ入候哉、へり為申様子ニて樽なり申候、依之、其旨次郎左衛門殿へ申達候へハ、各御出見分被成、右樽ニ而ハ弥相調間敷と思召候ハ、其旨芝御方江御申被成、可然由私より可申達旨被仰候、何れ別ニ樽御調直シ被召置、御進上之刻、酒ハ御入させ被成候へてハ成合申間敷哉与咄合申候、御自分御儀、ちと御虫氣ニ御座候由、随分御養生被成、御快氣次第垂水・庄内御使ニ被仰合、御来儀御見分可被成候、以上、

五月廿六日

〇一七〇 島津内記達写

(本文書ハ省略ス)

〇一七六 新納仲左衛門書状

(包紙ウハ書)

〇一七一 系図調書入(袋)

(本文書ハ省略ス)

(墨引)

「曾木五兵衛様

新納仲左衛門

〇一七二 家格ニ付由緒書封紙

(本文書ハ省略ス)

「用事

貢江

〇一七三 曾木新助留書写

(本文書ハ三六九号文書ト同文ニツキ省略ス)

尚々暮前よりも早き方宜候、此旨可申遣候、以上、先刻之通、今晚暮前より山田貞助・大場五兵衛江屋敷之様ニ被参候旨可申遣候、左候者、服などハ羽織・袴宜候旨、此又可申遣候、以上、

〇一七四 文書包紙

(本文書ハ省略ス)

〇一七七 雲雀・鶉捉銅覚書

捉銅覚

三月廿七日於國分大野原

一子雲雀

老羽

右陣山

同日於伺所

一右同

老羽

〇一七五 某覚書(断簡)

(本文書ハ省略ス)

右鏡山彦太郎

同日於濱市原  
一鶉

式  
右羽

右陣山

同日於大野原  
一右同

右羽

右陣山

同日於同所  
一右同

三  
五羽

右陣山

同日於同所  
一右同

右羽

右八代

同日於同所  
一子雲雀

右羽

右鏡山

一鶉

右塩井雀鷗太四凡

今日於國分、右之通之捉飼にて候、大出来にて候儘一寸書付見せ候、定而病氣も明日よりハ屹と快然と愈候、せつかく保養出勤可有之候、以上、貢江

〇一七八 田代清左衛門書狀

尚々、下拙事、来月六日朝出立之意ニ而御坐候、左候而上東いたし候上、御互ニ書通も御取かへし申上度御座候間奉願上候、御面働ながら別儀

皆様御揃弥無御替御元氣御精勤ニ候半、奉大慶候、次ニ下拙事も御同前罷過申候間、乍憚御休心思召可被下候、扱先達而御地江發足仕候砌者、段々御丁寧ニ被仰下、殊ニ御馳走迄ニ預上、重々忝次第痛入仕候、以手紙厚御礼奉謝上候、先者右御礼旁として、御安否奉同度如是御坐候、恐惶謹言、

田代清左衛門

酉五月廿五日

曾木弥五郎様

御同姓新之助様

二白、御序之砌、御家内御親父様御始江、宜敷様被仰上被下度、奉聞召事候、以上、

(包紙ウハ書)

曾  
田代清左衛門

(墨引)

加治木ニ而

〇一七九 曾木重喬口上覽

(前欠)

被 仰出、夫より新左衛門了簡之通、御間御快御成被遊、其後首尾能御興入有之、押付

(鳥達光)  
寛陽院様初而加治木へ被遊 御光儀候、其節之御役人新納仲左衛門・曾木新左衛門・日野内膳

御目見被 仰付、御祝とシテ御目錄を以青銅式百疋ツ、被 仰付候、左候而、新左衛門事ハ格別ニ被 思召上之由ニテ、外ニ御紋付之御上一具・御着一折・御樽一荷拜領被 仰付候、 寛陽院様ニも新左衛門忠節之心底被遊 御感悦、猶以御心安難有被仰付、每々拜領物等も被仰付候、右御仕合御家中一同ニ大慶仕、安堵為仕由候、

一木田村之儀、島地大分ニ有之、 公儀より田地ニ可被

召開との物沙汰有之候、其通ニ候ハ、此御方様御為如何敷奉存候故、此御方より御仕明之願申出、御免候故、新左衛門差引を以田地ニ召成、増御高千石余仕開差上申候由候、

一亡父仁左衛門事も、多年御新田方被仰付、御領内於諸所、御高千四百五拾石余仕明仕差上申候、其内六百八石六斗余ハ鎌田與兵衛殿・樺山藏之介殿御竿被入、メ八百六石五斗余内竿高ニ而、仕明方御免之節次渡申候、右御仕明方入目銀之儀も、御藏銀ニ無構、別格ニ借入仕、年々所務米之代銀を以相弁申筋ニ仕申候、

右、親・祖父兩代御奉公仕候趣、私より申上候儀不成合之様ニ存、恐入奉存候得共、此段も此御不申上候へハ、家之格式・御奉公之趣相知不申、已後ハ為存人茂無之筈ニ御座候、當時ハ右申上候趣存候人も可有御座と考申候間、乍憚以御序被達 御耳被下度願ニ存書記申候、何分ニも宜様被仰上被下度御坐候、

已上、  
亥

十二月五日

曾木弥五左衛門  
(重喬)

〇一八〇 島津内記達写

写

縁與願

菱川藤馬

右者、嶋津兵庫殿家来曾木五兵衛妻、藤馬妹ニ而、右之腹女子致出生候ニ付、幼少之節より娘分ニ而内々召置候間、此節養娘ニ被仰付、福崎五郎左衛門縁与御免被下度旨被申出、願之通被 仰付候、以上、

八月

内記

右、内記殿より中神与五左衛門殿御取次ニ而、濱田為左衛門へ被仰渡候へ、向後札面等彼方へ相直答ニ候得者、役人中へも承置、

兵庫様江茂被聞召事ニ候へ、其通有之候、此御書付へ、藤馬殿方へ被仰渡儀ニ而候得へ、加治木へ右(之力)書付を以、屹被仰渡ニ而者無之候、為心得被仰渡之由ニ而、右御書付相渡候由、依之 兵庫様江伊東五次右衛門ニ而被申上候通、新納仲右衛門殿・桑畑孫七殿より此□御役所へ參候ニ付相写候、以上、

享保七年寅八月廿一日

〇一八一 木村時経探元書状

猶々、此和歌三神之圖、先年於江府、名筆之寫相求申候、平生之三神ニハ中尊相替申候故、如何敷可被思候へ共、七本之松ニ而玉津嶋宮分明ニ有之、珍敷御坐候故、如此御坐候、御角相違候而目出度御會、初御尤奉存候、期貴面上、又々萬事可得貴意候、以上、

一筆致啓上候、弥以御堅固可被成御坐候由、珍重奉存候、手前不相替罷在候、然ハ此間ハ御書状被下、其上珍敷一種被懸貴意、御禮も不申上候處、又々見事之竹之子被下、每度御懇情之至、不浅畏奉存候、随分賞味可仕候、扱兼而被仰留候絵、手前當日無寸暇候ニ付、心外ニ延引罷成候、漸此間染筆仕置候故、則重右衛門殿方迄遣申候間、御請取可被下候、御氣ニ入可申候哉、如何と存申候、久々御待遠ニ被思召候半与奉存候、猶近日期貴顔之節、旁可申請候、萬々頓首、

木村村右衛門(探元)

四月朔日

時経 (花押)

曾木弥五左衛門様  
御宿所

(包紙ウハ書)

(墨引)

曾木弥五左衛門様

加治木ニ而

從魔府

木村村右衛門

〔ハリ紙〕  
「文書」  
十五

〇一八二 島津忠広書状

家来所へ之御状者披見候、如承候、先日者其表へ罷越候  
付而、以使申達候處、入御念帖佐松原迄五兵衛殿被差越  
之由、御慰懃ニ存候、然共我等罷帰候跡ニ而不申談、残  
念候、然者串指小鱒老籠贈給候、過量之至候、何様面上  
之節、御礼可申入候、恐惶謹言、

嶋萬山

二月廿二日

曾木新介殿

御報

老眼見得不申用印判候、

忠廣〇  
(印)

(包紙)

〇一八三 島津一山・同久住和歌

御詠歌

(ハリ紙)

「伊部野別養の桜見に久住公をお招きされたとき

御詠歌

重衛か井部野の別養  
の桜見に御二かた渡  
らせ給ひての御詠歌、  
自に拜領す、其しるしにせん  
翁か歌もと  
いわれしかへ遣しけむ、

此ほと雨にうつろふ色もなし  
けふの圓居を花や待けむ 一山

いく春も詠めやせまし植置し  
八重山吹の花のさかりを 久住

幾はるも又きて見はや山里の  
八重さきにはふ軒のさくらを

けふそしる深谷かくれに咲花の  
よそにしられぬあたら色香を 久住

〇一八四 文書包紙

(本文書ハ省略ス)

〇一八五 文書包紙

(本文書ハ省略ス)

〇一八六 雜書(斷簡)

(本文書ハ省略ス)

〇一八七 鎮西下知狀写

大隅國御家人曾木五郎太郎宗茂与同國祢寢郡司清治  
相論當郡南俣内山本光松兩名事

右、如宗茂所進寶治二年十月十三日関東御教書者、於法  
花堂前致合戰之時、依抽軍功、以其忠、為重代本領、可  
被宛行大隅國內祢寢南俣院之由、雖令望申、非當時關之  
間、無左右所不宛行也、仍於彼賞者、追可有御計云云、  
件兩名依為關所、可宛賜之旨、宗茂雖申之、如清治備進  
正應二年三月十二日同御下知者、山本小次郎清方并乙万

丸与祢寢次郎清親代子息清治相論大隅國山光松兩名事、  
清方并乙丸者、依非御家人、可為關所之由、去年雖有御  
沙汰、清親所立申、依有其理、於被兩名者、可令清親領  
掌云々、此上不及異儀之間、所被奇捐宗茂訴訟也、依仰  
下知如件、

延慶二年十二月廿二日

前上総介平朝臣(花押)

〇一八八 実名書付

實休<sup>ニシ</sup>

實徳<sup>ト</sup>

實則<sup>ト</sup>

實福<sup>ト</sup>

〇一八九 島津義弘書狀写集書

(本文書ハ三七七の34号文書後半ノ38号文書前半トシテ取載ス)

〇一九〇 某口上覚留〔断簡〕

(本文書ハ省略ス)

〇一九一 曾木新左衛門日帳抜書

(本文書ハ一九二号文書トホボ同文ニシキ省略ス)

〇一九二 曾木新左衛門日帳抜書

従

光久公曾木新左衛門へ被下候 御書写并拜領物之覚

承應元年辰霜月四日

一光久様より御鉄炮之雉三羽拜領、御使斎藤監物、

明曆二年申八月廿四日

一光久様加治木ニ 御光儀ニ付、青銅式百疋新納仲右衛

門・日野内膳・新左衛門へ被下候、

同日

一阿多藤拾郎殿を以、新左衛門儀者別条ニ被 仰付候由

候而、御看一折・御樽老荷拜領仕候、

同廿六日

一加治木西奥方ニ而、於 御前御上下老具御紋拜領仕候、

同廿九日

一小村より鎌田新左衛門殿御使ニ而、新左衛門事氣色悪

敷通被聞召上候、養生之為ニと候而、柿老籠拜領仕候、

同年十月十二日

一鳩二羽拜領仕候、御使おすき、

同十三日  
一加治木假屋へ 御光儀被遊、御帰城候而則財部淡路殿

御使ニ而、嶋織木綿老端拜領仕、殊ニ 御自筆之御書

被成下頂戴仕候、

光久公御書寫

今日罷帰候て、汁碗ニ而五盃被下候、其方氣色如何存候、

不珍候へ共嶋一端遣候、淡路ニ持せ候而、成程酒ニ酔ふ

候へく候、

十月十三日

同十四日  
一鯛・ほうれん菜・せり・おやし・大根拜領仕候、

同十六日

一御城東於 御前、茶碗二・肴鉢拜領、女房へ油入老ツ

拜領仕候、

万治元年戌十一月十二日

一生鯛二ツ拜領仕候、本田九左衛門殿手紙ニ而、加治木

假屋迄被遣候、

同年十二月二日於鹿兒嶋御臺所

一御鉄炮之雉二ツ拜領 有村市兵衛殿より請取候、

萬治二年七月十日

一加治木假屋ニ 御光儀被遊、御前ニ而織木綿二端拜領

仕候、但おすき御取次、

寛文元年丑三月四日

一老部金一切拜領仕候、御使おすき、

寛文二年七月十八日

一加治木江 御光儀ニ付、御帷子代とシテ銀子老枚ツ、

新納仲左衛門・新左衛門へ拜領仕候、

同三年卯二月十八日  
一銀子沓杖 御姫様御疱瘡之御祝とシテ拜領、市正殿御

使、

同四年辰九月十五日  
一鈴ノ肢三ツ拜領、小濱諸右衛門殿より状相付、加治木

假屋迄被差遣候、

同年十月六日  
一光久様沖瀬ニ直々、御船召候、御彈之しび沓ツツ、

青銅百疋ツ、新納忠左衛門・新左衛門へ拜領仕候、

同十一日  
一あんこう沓ツ、小村より拜領仕候、

同年十二月廿七日  
一歳暮之御祝物とシテ、織木綿一端、おたけニ御傳言ニ

而拜領仕候、

同六年午六月十四日  
一御盃沓ツ菊水ノ蒔繪・包丁二匁、御ミヤ物とシテ拜領仕候、

同十一月十二日  
一織木綿式端拜領、お竹より請取、

同八年申九月八日  
一鹿ノ肢式ツ拜領仕候、

同九年酉正月元日  
一織木綿二端拜領、瀬野尾八郎兵衛殿より世粹弥五左衛

門請取候、

同十年戌十一月十九日  
一猪片平拜領、新納二兵衛殿より被為相届候、

同年十二月十八日  
一織木綿式端・猪肢四ツ拜領、

同十二年亥二月卅日  
一布沓端、母より進上仕候得ハ、沓部金并銀十四匁、私

宅へ 御光儀之由ニ付、外錢百疋拜領仕候、

右者、祖父曾木新左衛門へ

光久様より拜領物之覚、新左衛門日帳之面書被差出申候、

以上、

元禄七年拾月十一日

加治木  
曾木新介

〇一九三 島津惟新義 弘書状写

(本文書ハ九四号文書ト同文ニツキ省略ス)

〇一九四 島津惟新義 弘感状写

(本文書ハ三四九号文書ト同文ニツキ省略ス)

〇一九五 某兩人連署覚写

覚 地取

一新納仲左衛門殿家筋之儀、加治木諸士ニ何ぞ相替儀無  
御座候、右仲左衛門殿加治木へ居付之人ニ而 僊嶋院  
様へ同前ニ御付給、何れ茂同前ニ被召仕候段ハ、近儀

而、諸人存之通ニ御座候事、

戊三月□□日(六九)

御兩人御印形

一于前 不二院様御家督之節、嶋市正様へ私共御使被仰

付、八代次左衛門 市正様御心易ニ付、我々江被召附

御尋被成候者、加治木土之儀、先「賜字」。兵庫方へ從

中納言様被召附候、新納仲左衛門儀、別段ニ為被召附

儀ニ候哉、世悴仲右衛門より為相替様申儀共候、其節

之儀、御方御存知可被成与存候、御存之通、被仰聞度

存候由被 仰候ニ付、鹿兒嶋へ三人差越、市正様御

宅へ罷出候へハ、御逢被遊候ニ付、右之趣申上候処ニ

被 仰聞候ハ、我かたちニ何そ為相替儀ニ而無之候、

何れ茂同前ニ被召付候由被仰聞、右之趣可申上之由、

御返詞承罷帰、不二院様へ申上候、其後仲右衛門殿

神文被差上、御断被申上候由承候事、

右ハ、新納仲左衛門殿家筋之儀御問合ニ付、諸人存

知之儀ニ候へハ、申迄之儀ニハ無御座候得共如此ニ

候、且又 不二院様御代、仲右衛門殿へ御不審有之、

嶋津市正様へ我々御使被仰付候節之儀覺罷居候間、

其趣書付申候、御覽可被成候、以上、

我々□□書

〇一九六 是枝伝左衛門外二名連署書状

(前欠)

□□候由承及申候□□仲右衛門家督ニ而

罷居申候、

一右通之儀御座候へハ、諸人相替、此節仲右衛門咄人御

調人ニ被相成候儀、我々并之頭ニいたり迷惑ニ奉存候、

于前被相付候人数、御帳へ 御前ニ御格護候半と奉存

候間、御見合被遊、相替儀も無御座候者、向後役儀相

勤候者ハ、前々より被相仕候通、同前ニ被仰付被下度

奉存候、

右之趣、各心得ヲ以、可然様ニ御内意可被申上候、

以上、

日野五右衛門

十月十八日

曾木新左衛門

是枝傳左衛門

遠山四郎右衛門殿

有川源助殿

〇一九七 新納仲左衛門覺写

覺 写

一 此中数度役儀之御侘申上候ニ付而、各三人を以御返事被 仰聞候者、其身も近年病者ニ罷成候ニ付而、遮而御侘申上候間、緩々と可召置候、乍去仲左衛門事、此中役儀相勤候事、薩州様御存知之儀ニ候条、頃病者故奉公事難相勤候付而、達而侘言申候間、可被差置候条、此等之通可被為 聞召置旨、今度於江戸ニ可被仰上候間、其内ハ何とそ相勤候様ニと被 仰聞候事、

一 右之旨趣、謹而令承知忝奉存候、就夫、愚息松菊差上可申通被 仰聞候へ共、彼者事何ノ御用ニ茂罷立可申者とも見及不申候間、迎も罷成申間敷通遮而申上候へ共、仲左衛門事、從

黃門様被為相付たる仁之事ニ候、部類引供シ爰元相逃候へハ、 武庫様御外聞不可然之通、再三被 仰候、

ケ様ニ御座候而、 武庫様御家中之諸士、実不実ニヨらず、家中侘言かましく成たち可申候間、是非共ケ様ニ御座有度由、御三使としても再往ハ承候条、尤ニ存候ニ付而、爰元へ召置可申候、永クハ罷成申間敷候、其子細ハ 武庫様御家中御用人多クも無之候、節々在江戸之御供被仕候ニ付、いづれも被入痛候、就夫、御用人ニハ次第ニ御扶持をも不被為加候てハ、迎も罷成間敷候、然時者何ノ御用ニも不達、微若之せかれニ高知行とも被下候而ハ、以來御後悔可參候、勿論我等前より御暇可申上候、當時御外聞も不可然由、御三使としても遮而承候ニ付、可差上由申候、已來者御暇可申通、しかと可被仰上置通申入置候事、

以上

寛永廿一年七月廿六日

新納仲左衛門判

新納織部佑殿

曾木新左衛門殿

江田藤右衛門殿

此表相違無御座候、我々御使申候間如此候、以上、

新納織部判

江田藤右衛門判

曾木新左衛門判

〇一九八 島津兵庫口上覚写

享保十一丙午年

口上覚写

拙者家來曾木弥五左衛門事、此節隠居、嫡子曾木五兵衛江家督申付候、弥五左衛門家筋者新納仲右衛門同前被仰渡置候趣有之候ニ付、五兵衛事、以御序御太刀進上仕、御目見被仰付被下度奉願候、此旨宜御申頼存候、以上、

九月廿一日

島津兵庫

右五兵衛事、家督之 御目見、九月廿八日、於御城首尾能相濟候也、

〇一九九 曾木重喬口上覚草案

只覚書ニ致候而ハ如何可有之候哉、

口上覚

一 私家之儀ハ、菱刈家之庶流ニ而、数代曾木ニ為罷居由候、

格護仕候文書ニモ相見得申候、左候而、私六代之祖曾

木播磨重治与申者、永祿年間、飯野ニ罷出、

惟新様御家臣ニ罷成、別而御心安被召仕候、元龜三年

五月四日 惟新様於飯野木崎原伊東家与御合戦御難儀

之節、 惟新様御馬前ニ而、鎌田大炊・野田越中坊・

富永刑部左衛門・播磨四人、究竟之場ニ而致戦死候故、

惟新様為被得御勝利由候、此段ハ只今迄諸人申傳儀ニ

御座候、

一 右嫡子播磨重公、自幼少 惟新様江致勤仕、九州御發

向之戰場。每度致御供候、辛勞為仕由候、

一 右嫡子五兵衛儀、又市郎久保様相州小田原御出陣之

節、十六騎之騎馬御撰被召列候ニ、五兵衛儀も其内ニ

而御座候、 惟新様朝鮮御渡海之節、五兵衛儀御納戸

奉行ニ而致御供候、左候而、 久保様於朝鮮 御卒去

被遊、 御遺躰御帰朝之御供仕罷帰候而、 中納言様

朝鮮御渡海之御供仕、又ニ罷渡、於彼地相應之軍功も

有之候故、御感状并知行百廿石為致拜領由候、左候而

惟新様致御供、関原御合戦日夜不離 御側致粉骨候故、

御下向之後、御感状・知行百石為致拜領由候、其後

御姫様為御質江戸へ御上り被遊候御供被 仰付、相詰

罷居候内、 惟新様より被成下候御書兩通被成下于今格護仕

候、此外、 惟新様・又市郎様より拜領物等多々被

仰付候、 惟新様別而御心安被召仕候、

一祖父新左衛門儀 (島津光久) 寛陽院様別而能被遊 御存候而、

御心安節々 御前江茂被召出、難有 御意を以拜領物

等毎々被 仰付、殊ニ拜領物被 仰付候砌、 御自筆

之御書付致頂戴候、委細之儀、新左衛門日帳ニ記置申

候故、先年我々家之系圖并由緒等書付、御記録所ニ可

差出旨被仰渡候節、日帳之内書抜差出申候留御座候間、

別紙ニ 仕候相添差上申候、

一親仁左衛門儀、弥五左衛門与申候節、祖父新左衛門御

役之御断申上候處ニ、 寛陽院様迄被 聞召上、直ニ

弥五左衛門ニ御役被 仰付相勤申候、左候而、一旦御

役之御断相達罷居候處ニ、又々御役被 仰付、其以後

御役ニ付鹿兒嶋ニ相詰罷居候砌、弥五左衛門儀、新左

衛門与可致改名旨 寛陽院様御意ニ而候通、市正殿よ

り被仰渡、新左衛門ニ罷成候、其後織木綿老端ッ、

両度拜領被 仰付候、仁左衛門よりも毎年為年頭御祝

儀、御樽代百疋ッ、献上仕、歳暮之御祝儀ニ茂、毎年

肥後織木綿老端ッ、献上仕、歳暮・年頭共ニ 御城御通番

所迄参上仕候、

一私儀、寛文十一年三月朔日 寛陽院様・中将様當御地

へ被遊 御光儀候節、御太刀進上ニ而 御目見被 仰

付候、 中将様御事、 寛陽院様御名代与候而被遊

御覽候、 新助と改名仕候、左候而、中将様ニハ翌日小村御假屋ニ参上

仕、御太刀進上ニ而 御目見仕候、依之、元禄二年三

月五日 中将様御光儀之節、世倅五兵衛儀も御太刀進

上ニ而 御目見被 仰付、五兵衛与改名仕候、同九年

正月廿六日 匠作様御光儀之節も、私并五兵衛御太刀

進上ニ而 御目見被 仰付、段々難有仕合冥加至極ニ

奉存候、以上、

月 日

曾木新介 (重徳)

〇二〇〇 島津義弘書狀案写

御案文写

此比者無音ニ相過候条、企一行候、先以娘孫殿御無事ニ御座候由、尤目出度存候、殊ニ御供之女房衆を始、其外何も御奉公、無聊尔之由満足不少候、弥以江戸之御事ハ、日本國之大名衆御着合ニ而、諸事心遣之儀ニ候間、各其心得を以、乍辛勞他國之批判無之様ニ、中間小者以下ニ至迄、相嗜御奉公仕候へと堅可被申付候、勿論御為ニ於不成儀者、傍輩知音之上たり共、聊無蟲貞曲事之段可被申上候、随而五兵衛事者氣相之由承、自是心遣ニ存事候、先以為替大窪備前守可差上由、御料人迄申上せ候、於御招引者御暇可被給候、左候而下向候者中途之養生能々入念候へてハの事ニ候、此方ニ而之養生ハいかやうにも可添心候、然者五兵衛於下向者、何篇宗圓一人之可為辛勞候へとも、無余儀頼申事ニ候間、猶以無用捨各へ吳見可被申事肝要ニ存候、將又兩人之宿元、一段静ニ在之事候条、可心安候、猶跡より可申上せ候間、不具候、恐々謹言、

猶々、就中おくおもてニ立入候中間小者共ニ、右之旨よく被申聞、聊以氣任不仕様ニ、兼而かたく

可被申付事專一候、

七月廿五日

江田藤右衛門入道殿

曾木五兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二八八号文書トホボ同文ナリ)

〇二〇一 島津惟新義弘書狀写

(本文書ハ三六三番号文書ト同文ニツキ省略ス)

〇二〇二 江田善兵衛書狀

御覚書之通相伺候、

前関白公御隠居并御家督之御祝儀可被仰上旨、此節御窺被遊候處、御家督之御祝儀ハ、何分とも不被仰出候、然ハ中将様・匠作様より御祝儀被仰進候、已後兵庫様御使者可被相動候間、伊十院主水殿へ可被得差圖候、若

御両殿様より御家督之御祝儀於為被仰進儀者、

兵庫様よりも御家督之御祝儀可被仰上候間、此段ハ於京都、主水殿・蓮光院など、其後差圖宜様ニ可被相勤、此旨可申達旨、任御意如此御座候、以上、

江田善兵衛（印）

二月廿日

曾木新左衛門殿

〇二〇三 島津伊久宛行状写

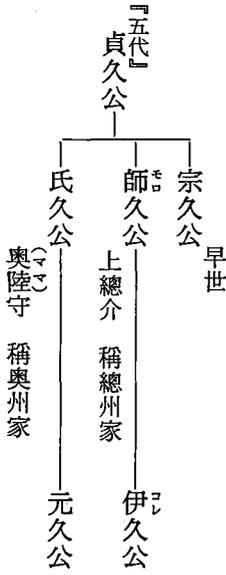
大隅国菱刈院之内、曾木伊賀守跡并横川院事、任相良殿状、為料所可被知行之状如件、

應永九年八月十六日

沙弥（島津伊久）  
（花押）

菱刈安藝守殿

〇二〇四 島津氏系図抄



『上總介伊久入道久哲御判』  
沙弥（花押）

御方御文書ニ久豊公与朱書有之候得共、久豊公御判ニ而ハ無之候間、如此ニ候、

三月廿二日

〇二〇五 山田孫兵衛書状

從殿様曾木弥五左衛門へ拜領被申候間、其元へ加治木女房衆おしな、いまた逗留にて候半、おしなかたまで遣可申事由、御意候条、もたせ申候、御渡可被成候、已上、十二月晦日

（墨引）

納殿當番より

福永筑右衛門殿

山田孫兵衛

まいる

〇二〇六 鶴山書状

尚々申候、旅宿表之方江者燈無用ニ存候、暮時より大鷹すへ、其方旅宿江可入候間、何そよろしき

馳走あれかしと存候、此旨申述候、以上、

菊月十九日

貢江

(裏書)

(墨引)

用事

鶴山

〇二〇七 島津又八郎書状写

うつし

兵吉郎殿事、うけたまはり候、ハれらもさやうに存候て、  
いろく心をつけ候へとも、慶左衛門そこしね御座候て、  
なにともつかまつりにく候、九郎兵へ・一右衛門へも  
さやうにさへ上て御座候と存事候、よきよこめ御座候  
而めいらくつかまつり候、よこめハ御まいりニ被成へく  
候、兵吉郎殿なかやに参候ニつき、いろくなにだんか  
うに参候やと、利右衛門とひはん之由うけたまはり候へ  
とも、ハれハさいく兵吉郎殿なかやにさいく参候、

これ又御心へのために申上候、我等そバのしゆハ、そね  
候へは、めいわくつかまつり候、一右衛門・九郎兵へハ  
兵吉郎殿へいかかとふうくうつかまつられ候、どぶちう  
ともまで、たいきに存事候、御心へのために申上候、し  
んさへもん心をつけられ候ニつき、いまよでハいきてま  
かりあり候、御心へのために申上候、兵吉郎もそのごと  
くニ御座候、御心得ノためニ申上候、

二月廿四日

右、又八郎様自筆御状、亥十月廿八日、藤十郎殿、武  
庫様より被申付候、又八郎様御覽被遊、則御いろりニ  
被焼捨候由、藤十郎殿より承候、

(ハリ紙)

「御書

六」

〇二〇八 曾木新助覚留

覚留

中將様江松平越中守様より御口上、弥御別条無御座、当  
年ハ御参府も静ニ御座候而、御休息之間も可有御座と目

出度存候、於御当地、御奥方御病氣御快被為成、修理大夫殿江茂痛快氣ニ而、珍重御同前ニ存候、何様從是可申上承候由、

右兵庫殿へ御返詞之趣被仰下、其後

中將様江之御口上、右之通ニ御直ニ被仰下候、以上、

壬五月九日

曾木新助

日之心迄此時顯信情、到于此之厚意以何可謝之乎、即乘輿矣、道與・大重平六從焉、經一里之路程、

入道與之住吉之宅、實九月十八日也、待夜暗而後、

伊勢平左衛門尉・白坂與竹・曾木五兵衛・矢野久

次・本田源右衛門・白濱七介、各一人宛忍來于住

吉之宿也、

## 〇二〇九 某達

曾木五兵衛殿

右者、去冬より病氣ニ有之、未出勤仕跡無之、勤職御断

被申出趣有之候得共、今一往致養生被相勤候様被

仰出候、

六月廿五日

孫助

見于元龜三壬申五月四日 忠平公與伊東氏之賊徒於飯野御會戰之記

惜哉、我軍中戰死者、鎌田大炊助・野田越中房・

曾木播磨守・富永刑部左衛門尉等也、伊東三位入

道逢此敗在三山城云々、

## 〇二一〇 諸書拔書

### 1 鳥津義弘譜拔書

有 惟新公御譜關ヶ原御歸國中

道與昇女與於匹夫二人迎來、即遂對面曰、不變昔

### 『久保公關東御發向拔書』

### 3 鳥津久保譜拔書

天正十八年二月廿八日、先于 殿下秀吉公、午時、久

保進發於京都赴向於東國、陪從于我者十五騎之中、北

世録記拔書

5 世録記拔書

郷宗次郎三久・樺山權衛左門尉久高・佐多越後守忠増  
 ・伊勢兵部少輔貞昌・五代右京亮友慶・同子勝左衛門  
 尉友泰・平山作右衛門尉忠續・曾木五兵衛門尉重松・  
 福島半助忠辰・木村主殿佑・川野玄蕃允通親等也、以  
 下不違記之、

4 征韓録拔書

征韓録之中泗川合戰拔書

義弘公ハ水ノ手口ヨリ切テ出給、相従士ニハ、新納弥  
 太右衛門忠増・川上四郎兵衛忠兄・大田吉兵衛忠綱・  
 島津新八郎忠在・伊勢弥八郎貞成・本田與兵衛親昌・  
 鎌田藏人政富・敷根與兵衛・伊集院肥前久春入道元兼  
 ・野添帶刀・本田源右衛門親商・南郷覚右衛門忠重・  
 曾木五兵衛・矢野久次・大山三次綱宗・押川六兵衛公  
 近・木脇刑部左衛門祐秀等也、

此時陪 義弘主而避亂者、穎娃彌一郎・桂山城守・大  
 野將監・大田吉兵衛尉・鎌田玄番助(番)・本田源右衛門尉  
 ・伊勢平左衛門尉・山田彌九郎・岩切雅樂助・吉田六  
 郎右衛門尉・後醍院喜兵衛尉・木脇刑部左衛門尉・相  
 良吉右衛門尉・矢野休次・本田吉藏・白濱七介・指宿  
 清左衛門尉・二階堂彌六・白坂大學坊・中馬大藏丞・  
 松岡市右衛門尉・同千熊丸・曾木五兵衛尉・同姓彌次  
 郎・鎌田右兵衛尉・木原七郎左衛門尉・帖佐彦左衛門  
 尉・肥後舍人佑・横山休右衛門尉・須田善五郎・谷口  
 六郎・長山伴六・井尻彌五介・末田伴右衛門尉・榎井  
 甚兵衛尉・平山七介・横山平次郎・宮牟禮十郎・健軍  
 伊右衛門尉等、斬除猛敵、凌近江・伊勢・伊賀險難、  
 經過大和河内之地、出攝津國住吉而後到大坂、

〇二二一 菱刈重遠申状写

1 菱刈重遠申状写

(本文書ハ三〇〇の2号文書ト同文ニシテ省略ス)

2 菱刈重遠申状写

(本文書ハ二二〇の3号文書ト同文ニツキ省略ス)

〇二二四 島津本達写

写

島津兵庫殿

3 菱刈重敦奥書

(本文書ハ二二〇の3号文書ト同文ニツキ省略ス)

〇二二二 某達写

写

郷原金太夫

右者、嶋津兵庫殿家来曾木五兵衛娘、貴島源右衛門嫡子

貴島三右衛門江縁組、願之通被仰付候、

右之通可申渡候、以上、

十一月九日

主計

〇二二三 島津久保花押

久保



一右江 御光儀之砌、家来 御目見被 仰付候節、役人  
計熨斗目致着、与頭者不洗物可致着候、右之外 御目  
見被 仰付候者有之候ハ、いつれ茂木綿衣服可致着  
用候、

一江戸江使被差出

御目見被 仰付候節者、不洗物可致着候、

一新納仲右衛門・曾木弥五左衛門兩人之儀者、訊有之者

候故、有来通熨斗目可致着候、

右之通、此節被相定候間、可被致承知旨可申渡候、以

上、

五月

杳

右者、享保九甲辰五月十六日、谷山角太夫殿御取次ニ而、

濱田伊左衛門江被仰渡候、

此御書付仰渡也、

〇二一五 曾木重喬覚書

覺

元禄十年丁丑二月廿一日

御下屋鋪江被召出、御用人中神内蔵之丞殿御取継を以、

嶋津豊前殿より被仰渡候へ、御用ニ付御記<sup>(巻)</sup>禄所へ文書差

出置候處ニ、去年四月 御城回禄之節致燒失候、然處ニ、

其後扣写差出候故、御老中各被遂御相談達

貴聞、写奥書迄被仰付、判形を以拜領被仰付候、能く致

秘蔵、子孫ニ可相傳之通 御意之由被仰渡、上總助在判

文書之写拜領仕候、以上、

曾木新助

元禄十年丁丑二月廿三日

重喬

〇二一六 慶長十九年日帳抜書写

慶長十九年八月五日乙酉晴日帳之内写

一 曾木五兵衛尉・道甫江戸より下着被申候、御文并御音

信物之事、

一 御文并御帷子但箱ニ入 内不知

御料人様より

寺沢志摩守殿より

一 書状一通 京ヨリ 太田宗善老より

一 書状一通 并蘇合香圖・錫香合卷ケ

同 虫藥二千粒 亨徳院ヨリ

同 一御返状一通 并水差卷ケ 有楽様ヨリ

大坂より 一奈良漬樽二ツ 道与ヨリ

京より 一御返状一通 休甫ヨリ

同 一目貫一具但綱 児玉次郎太郎

右者道甫存之分也、

慶長十九年九月三日癸丑晴日帳之内写

一 惟新様、曾木五兵衛尉へ被申請候、

〇二一七 慶長十九年日帳抜書写

慶長十九年日帳之内七月廿八日己卯晴日帳之内写

一 江戸江御女房衆被参ニ付、古江左兵衛尉被相付候御音

信物之事、

御料人様江

一 御文巻ツ 一 はせをきぬ二端

一 紅糸貳斤 官香一裹

一 薫物・錫香合一 琉球酒壺壹

一 十講座之御札 御犬二疋内一疋雷蟻犬

一 銀子四百三拾九匁八分但大窪主税助・三坂利右衛

門調也、

一 銀子貳百三拾六匁五分但御上洛之時御錢之鳥目代

銀、鎌田勘兵衛調、

一 銀子三百七拾壹匁貳分、右ハ平山主殿助調分也、

御孫様へ 已上

一 御文一通 芭蕉絹貳端

一 紅糸壹斤 官香一包但百本

一 おこけ一唐 扇子三本唐

一 廿四孝一札 已上

一 御文巻ツ はせをきぬ一端

一 踏皮三足 わかしやうらうへ

一 御ふみ一ツ・たひ三足 しゃうろうへ

一 御文一ツ・たひ三そく つほねへ

一 御文一ツ・たひ二そく しん大夫へ

一 たひ二そく あふちへ

一 同二そく おちやちへ

一 御文一ツ・たひ一そく あちやへへ

一 たひ廿六足 御女房衆廿六人へ被給候

一 御書一通 町田勝兵衛尉殿へ

一 御書一通 吉祥院へ

一 同巻通 蒲地備中守

一 同一通 上井次郎左衛門へ

一 同一通 曾木五兵衛尉

一 鹿児嶋ヨリ御文箱巻ツ 江田藤右衛門入道へ

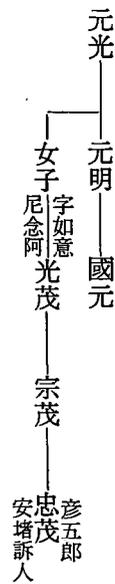
一 國府御上様より御文巻ツ

一 豊後守殿御袋様より御文巻ツ

一 豊後守殿御袋様より御文巻ツ

〇二一八 藤原宗茂讓状写並添書

薩摩國牛屎院内相傳系圖



讓与 子息彦五郎忠茂所々

薩摩國牛屎院内為久名々主職事

右於件名田者、為宗茂重代相傳所領之間、所讓与子息忠茂也、但文永・寶治御下文正文者、惣領為沙汰、於關東、直茂あつけをくところ也、又此内塔崎田地貳町者、所讓与彦太郎直茂也但除屋、敷定、任先例、御年貢以下無懈怠致其弁、たのさまたけなく可知行、仍為後日讓状如件、

正中元年十二月九日

藤原宗茂御判

(繼目印)

右正文之古写、就公用御記錄所江出置、去年四月 御城回録(録)之時燒失、依之此節被差出古写之扣写を以、写被仰付被下之早、尤文詞字畫等古写ニ無相違者也、此等之段、為後證致繼書、可加證判之旨、依佐豊州之下知如件、

繼目封印 ○

元禄十丁年正月廿五日

田中五右衛門(花押)

島津兵庫殿内

曾木新介殿

〇二一九 蓮光院口状書

口状

一左府公御筆之物御願被成候処、色紙壹枚御染筆被遊候而、治部少殿より拙者方迄御持せ被成候間、右御色紙持せ進候、御受納可被成候、右御請之義、明日拙僧参上之砌、御伺公被成度候、右ニ付御菓子御献上可然存候、則御菓子屋虎屋、近江へ可申付候哉、御報承度候、一諸太夫衆へ御祝被成候而、御料理被進度旨申達候、何も忝被存候、併十五日迄別而隙入有之由申参候故、手柴持せ進候、

一御染筆御拜領之御奉書持せ申候、以上、

蓮光院

五月十一日

曾木新左衛門様

追啓、明夕にても明後晩ニ而も祝候而、御酒進上申度候、尚明朝可得御意候、

(表紙)

〇二二〇 菱刈重敦文書写(冊子)

文書写

1 島津伊久宛行状

大隅国菱刈院之内曾木伊賀守跡并横川院事、任相良「次」殿状、為祈所可被知行之状如件、

應永九年八月十六日

(島津伊久)  
沙弥(花押)

菱刈安藝守殿

2 菱刈重遠申状写

大隅國(菱刈)但馬守重遠申

右菱刈院内重留名、重留左近將監重兼相傳所(傳)也、同院

鶉木村半分曾木刑部丞重成相傳之地也、同院太郎丸名

井手籠次郎左衛門尉信秀重代所領也、彼仁等元弘以來於

御方致忠節之段無隱者也、然早以御吹擧、令拜領公方安

堵御教書、面々弥為抽忠功、粗目安言上如件、

應安八年四月 日

勤、粗目安言上如件、

應安八年四月 日

4 菱刈重敦奥書

右三通文書致書寫進入申候、御方家珍ニ可罷成と存候

而、如此ニ候、重御所持御尤ニ候、以上、

菱刈孫兵衛

元祿三年庚午五月吉日

重敦(花押)

3 菱刈重遠申状写

曾木二左衛門殿

目安

大隅國菱刈但馬守重遠謹言上

右自元弘以來、為御方度々合戦、親類若黨數十人討死仕

畢、於國無雙之忠功御存内者也、仍菱刈院地頭職半分者

菱刈一族等、半分者篠原之一族等、為勲功之賞、將軍家

御下文明白也、而重遠一族馬越對馬守信隆・曾木掃部助

元茂・大溝小次郎入道普妙以下篠原一黨等、依罷成御敵、

彼地頭職為兵糧料所預給也、云當知行云忠節、以御吹擧、

令拜領當御代安堵之御教書者、備後代之龜鏡、弥為抽忠

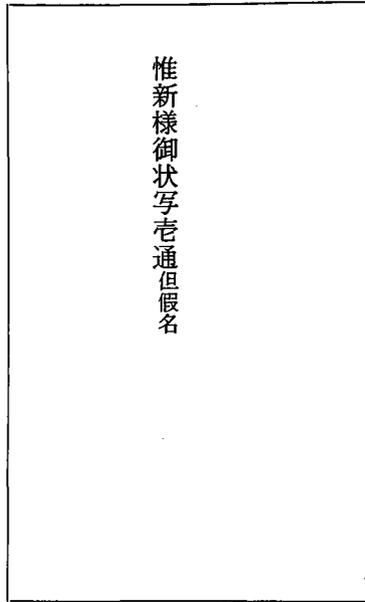
(ハリ紙)  
「文書参」

(ハリ紙)  
「加治木」

「十一」曾木新助」

(表紙)

惟新様御状写老通但假名



(甬 郷 淡 路)  
 なんかうあわち下ちやくに、其ちのやうす、まめなる  
 御ふミ井てうかきにておほせこされ候とをり、くハし  
 くうけたまはりとゞけ候、そのゞちうちつゞきくたし  
 給候文とも、いつれもゞ其心をえ申候、  
 一大御しよさまへの御しん物、(行 旨) ゑとにおいてほんたさと  
(采 多 佐 渡)  
 殿御とりなしにて御あげなされたるよし、めてたく存  
 候、おなしく

しやうくんさまへの御しん物もあかり申、ことに御き  
(膝)  
 けんよく御入候て、少ひやうゑ事御前にめし出され、  
 大ミやうたち御しゆつしの中にて、御ことはをそへら  
(出 仕)  
 れ候よし、くハいふんのいたり、かたしけなく存候、  
 さためていよゞ御しあはせ、かはる儀候ハしと、ま  
(前 足)  
 んそくすくなからず候、  
 一いくたひ申候ても、女の身にて在江とハあさからぬ御  
 しんらうの儀に候、されは、いつとなきたひのけうく  
 つ、つらゞ存やりたる計候、ことにちたひきまかせ  
 なる衆を(數 多)あまためしをかれ、ものことに御心つかひた  
 るへく候、さりながら御とも衆も今までハこゝほとに  
 てのかたきをちかへす、御奉公つとめ申候よし、かん  
(肝 要)  
 ように存候、ひつきやうそのはうなに事もすなをにお  
(畢 竟)  
 ほせつけらるゝゆへと存候、いよゞよろしきやうに  
 かたく仰きかせられ、尤たるへく候、しかればたひ  
 〳〵申候ことく、そこもとへつめ申候さふらひ、(侍) 中け  
(小 意)  
 ん・こものたくひハ、さためてそのうちにきまかせな  
(備 中)  
 る衆もこれあるへく候間、次郎さゑもん・ひつちうを

はしめ、そうゑん・五ひやうゑなとたん(談合)かういたし、

いづれも御をきめをまもり、よくくあひたしなミ御

奉公つかまつり候へと、きひしく申付られしかるへく

候、もし又御意をそむき、きまかせ(振舞)のふるまひつかま

つるものこれあらは、一身の事ハ申にをよはず、くに

もとにて不存さいしにいたるまで、そのとかのかるま

しく候条、れんくそのとをりやく人中よりかたく申

ワたさるへき事専一候、

一ゑとのとうりうハ、さらにさいけん(際限)なき事ニ候、しか

る時ハ 公儀わたくしとも(銀子)にぎんすな(も)らてハあひ調ま

しきと御心つかひのよし、ワれら(金子)□とうせんに存事に

候、とかくくにもとよりきんす(金)しのほせ候ハてハ、諸

事(不如意)ふによい千万たるへき事、かくこのまへに候、いつ

ものことくく(國習)にならひ(油断)のゆたんに(笑止)てハしうしたるへく

候条、むつの守殿御き(肝煎)もいりなされ候やうにとたん(談)こ

う申事候間、御存のために候、

一おんそ一かさねをくり給候内、なんとしまおほせのこ

とく一たん見事にて御さ候、これよりこそ東こくハ一

しほさむく御入候よし、うけたまはりをよひ候つる間、

過にし冬もしつはたおさのあらく(間違)とまとを(箱)にをれる

きぬなりともをくり申へき處に、かへりて旅よりの心

さしあさからす存事候、ことに大なるくり(箱)一はこをく

りあつかり、これ又めつらしくとりはやし申候、

一(少)しう兵衛・次郎さゑもん・ひつちう(備中)、いづれも 公儀

かたしかるへきやうにとたん(談合)かう申さるゝよし、かん(肝)

よう(要)の儀ともに候、并そうゑん・五ひやうゑ御奉公そ

いなぎよししかるへく存候、まことに御とも衆のうち、

前にめしつかはれへき人すくなき事候間、そうゑん・

五ひやうゑなと心のくまなく、そに入さいに入御奉公

此とぎに候、御存のことく(程遠)ほととをく候へハ、これよ

り申のほせ候儀ハ、なに事もをくれたつ事候条、そこ

もとかれこれ時儀よきやう(談合)にたんかうたのミ申候とを

り、おほせつたへ候て給へく候、

一そこもと御宿のすま(在居)ひ御らんあはせられ、おくかたへ

ゆきかよひ候所ハ、ふはんに(番)てハいかゝにおほしめさ

れ、そうゑん・五ひやうゑにとのゑおほせつけらるゝ

よし尤候、しかればよるの御はんへ御わひに存候よし

申あげ候哉、しかしなからしう兵衛・次郎さゝもんへ

御たん(談合)からなされ、しゐておほせつけられ、又よる

も御はん(番)あひつとめ候よし、しかるへく存候、とかく

御はんへよるこそたいもくにて御さ候、申さすなから

はんなどの儀、御ねんを(肝要)入られかんように存候、

一そう木五ひやうゑかハりの儀、うけたまはり候、けに

もふと御ともつかまつり候条、尤に存候、しかしな

ら五ひやうゑかはりにまかりのほり、御奉公つかまつ

るへき人色く見はからひ候へとも、さらにさやうな

る人見をよひ申さす候、たゞし東てうは(東條 事人)やと事、しか

るへく候へんと存候、そのほかにたそ心つきもこれ

なく候、もしそのはうもは(事人)やと事しかるへくおほしめ

され候へ、(巨細)こさいに御返事にうけたまはるへく候、

秋のすゑ(末)に申つけ、さしのほせ申へく候、

一當ねん(年)ハ(孫)験殿十五のやくにて、心つかひのよし尤に候、

それによりきねん(祈念)の事うけたまはり候、かいふんせい

く申へく候間、御心やすかるへく候、しかればその

はう事、冬ハいつも霜はれさせられ候へとも、きよ(去)ね

んハさやうにも御入候へて、手もやらかに候つるよ

し、これ又一たんまんそくに存事候、

一(般若 寺 別当)はんにやしへつたう、いつものことく當ねんも御(祈)きね

んせい(念)くなされ候て、おや子のまもり二しんせられ

候条、此たよりにのほせ申候、たしかに御うけとりめ

てたかるへく候、しかればあは(後 替)ちくたりの時ふん、へ

つたう(当)へ小袖一つかはされ候、まことに御心さしい

たり、さらに御礼をも申えかたきよしに候、かならず

われらよりし(失念)つねんなく、其とをり申のほせ候へたと

のミにて候まゝ、かくのことくに候、

一ほくさい(祈念)へきねんの儀おほせつけられ候、これもしや

うしゆ申候て、まもり二・ふた十まい、はいち(同前)井と

も衆のまもり六十三あげ申候間、此たひ(同前)とうせん(前)にの

ほせ候、かたく御心えのために候、

一ちいさきゑの子そたて申候へ、のほせ候へとうけたま

はり候、これよりも内(覺悟)とそかくこにて候つる、ゑの

子とも(數多)あまたうみ申候、そのうちを見あはせ候て、ち

いさきを二疋のほせ申候、せめてたひ(座)のなくさ(慰)みにも

なり候はん哉と存、かくのごとくに候、しろき多の子

ハミすていか子にて候、ふち犬ハちやうもうか子にて

候、次ニそこもとへめしつれられ候かうむりいつま

かしく候て、すこしなくさみになり候よし、これより

うけたまはり、よろこひ申計に候、

一めう(妙円寺)ゑんしへ小袖一しんせられ候、ことの外よろこひ

にて候、まことに御心つけのかたしけなき、しゆ(須弥)ミよ

りもたかく、さうかいよりもふかく御さ候よし、われ

らまへよりよく御れい申のほせ候やうにと、とう

たうこもとへこえ給ひ、御たのミにて候ま、かく

のごとくに候、りんかうへもぎる物一くたし給り、一

たなかたしけなきと御礼申あげ候、いづれも御こもろ

へのために候、

一田はた空ひやうゑまかりくたり候時ふん、もろはくた

る二・かん二・さけのうを二しやく・かき一はこ、そ  
のゝちありかわへい右衛門尉くたり候みきり、いんろ  
う・たうらん・せとかうはこ二をくり給候、わた七ひ

やうゑくたり候とき、こくらしま二たん(音信)いんしんにあ

つかり候、まことにそこほとよろつふ(不加意)によいたるへき

事、すいりやうのまへに候處に、たひの心よせあ

さからぬ儀と申計に候、

一いせひやうふの少其ちへまかり着、やかて

しやうくんさまへ御め見えつかまつり、一たん仕合よ

く候て、頼(頼朝)ともこのかた御當家の久をこりはしめまて

上意なされたるよし、他家のおほえと申、めん(面)ほくの

いたり此事候、

一當年もくにへ御ふしんおほせつけられ候へとも、

たうこくハ御ようめんのよし、さてこもと上下

のまんそくこれにすぎす候、ひつきやうそのはうおや

子在江戸にてしんらうさせられ候ゆへと、いづれも申

事候、承やうに、しよこくなミに御ふしんおほせつけ

られ候ハ、御國のつかれハ申にをよはず、れん

上かたの御ふしん一圓になれざる事にて候間、とても

しんもさしをかれ、其上むつの守殿たうねんの御のほりも御延引候て、しかるへきよしおほせ出され、かれといひこれといひ、御国のやすまり一かたならず候、いつれとも御ねんころの 上い、かたしけなきと申も中／＼おろかなる御事に候、

一 上らう・つほね・しん大夫・あふち・おちやち御奉公ニそりやくなきよし、一たんうれしく存候、いよ／＼あひかはらす其分に候へんかと存事候、其外御とも衆御奉公別而しんらうのよしうけたまはり候、猶以宮つかへおこたらすたのミ申候とをり、御こゝろへ候てあつかるへく候、又申候、あふち・おちやちいしやうか(縫物)これこれぬひものに一入しんらう申候よし、これよりしんひうに存事候、あちや／＼もとうせん(同前)にぬひものうけとり、したて候て、しんらういたし候よし、かんように存候、又ミついてなから、ねう(女房)はうたちへ申候、あるひはきまかせを心にふくミ、あるひハ(朋輩)はうはひにふか／＼しくねんころをつかまつる事、又中あしき事もわれら第一きらひ申候、さやうなる人ハかならず君

の御ためをわするゝものにて候条、はう(傍輩)はいへわけて(知音)ちいんハむようたるへく候、此むねミな／＼へおほせきかせられしかるへく候、もしその上にも取わけねんころつかまつるものあらはくせ事のよし、かたくおほせつけらるへく候、

一 (重言)てうこんながら、ねう(女房)はう衆へめい／＼文にて申たく候へとも、おきなさひたる筆にはかきつくしかたく候条、そのはう御まへより、上らう つほね しん大夫 大二 あふち おちやち おいま おいと 五ゐ あちや／＼ ぬひ ゑもんのかう あこ ちよは あやく はりま ひせん たけかわ あつまや のわき さ／＼なミ おとめ こてふ せきや あさち も／＼ さ／＼ 此衆へ一／＼しんらうのとをり仰つたへらるへく候、いつれもつねに御奉公ねんをいれ、世上の御とりさたもしかるへきやうに、かいふん心かけたのミ申計候、

一 かうち守殿色／＼御ねんころにて、御しやていも同前御見まひなされ、その上しけ／＼御つかひにてもむ

つましくおほせられ候よし、さすか御ゆかりのしるへ  
と、一たんかしこまり存候、さやうなる御礼も申のほ  
せ、なをもつて万御心をそへらるへき事たのミ存候よ  
し、これよりくハしく申入へく候、御心得のために候、

一たひ〱御返事の長ふミともくりかへし(發見)ひけんいたし  
候、いづれもふミのことハ御さわりなくきこえ申候条、  
しうちやくすくならず候、おり〱このはうよりも  
長ふミにて申のほせ候、しかしなから心のほとも更に  
申つくされず、ことはつゞきもよきやうにと存候へハ、  
歌書めき候て見候にたつ事に候、又あまりくた〱し  
きもへいくわいすき候て、おもハしからず候条、たゞ  
そこもとの御ゆかしさになぞらへて、せめてよしなき  
ことはをかきつらね、申のほするはかりにこそ、しか  
れは(孫)験殿手ならひ心かけのよし、一たんしんひう(神妙)に存  
事候、此たひの文とも見申、すなはちそのしるへあら  
われ見事候間、尤然へく存候、いよ〱文もおさ〱  
しく、おいさき諸人もほめ申候へハ、大もくむつの守  
殿御(外聞)くわいふんと申、御よろこひこれにすくましく候、

もとよりわれらのうれしさも御同前たるへく候条、申  
さすなから手ならひのミならず、物ことにかい(外聞)ふんか  
ね〱いさめ給ひ候やうに、よろつ御心つけかんよう  
たるへく候、

一されは青柳のいとなかよりし事なから、一はの舟のう  
ら風に、八重のなミちのもしほ草かきあつめても、ひ  
ろふて(鱗貝)ふかひこそなけれ、くたけたる御心のうちハ、  
ひたすらになこりかほにて、せきやうなゝめに雲をこ  
ひ、又かたふく月にむかひても、老たるわれらをした  
ひ給ふよし、まかりくたりたるつかひの衆ものかたり  
申あへり、さらぬたにこれよりもそのはうの事のミと  
やあらんかくやあらんと、うしろめたきおりふし、さ  
やうにせちなることをうけたまはりつたへ、いよ〱  
われらもおもひふかくなりぬ、まことに年ひさしくそ  
はにをき申つれとも、つゐに一度もわれらのはらをた  
てられず、孝行ふかくまし〱て、さんふくの夏はま  
くらをあふきてとこをす〱しくし給ひ、そせつの冬は  
夜ことにならすすさえぬるふすまをあたゝめ、身にあ

たへられ、孝ありし御事とも、いまさらすこしもわす  
られず候、されはかやうにしたしく候つる親子のあひ  
たを、今あからさまにあつまのかたへたひ立給ひぬる、  
このかたのなこり、筆の海にもつりはりのいとみしか  
くこそ、しかはあれとも、かゝるためしハ世のならひ  
とおもひかへして、そのはうもたゞ／＼花の春もみ  
ちの秋に心をなくさめ給はん事、しかるへく候、もと  
より鳥のあとたえず、文にて申うけたまはるへきまゝ、  
けんさんにおなじかるへく候、しかれば彼中なこんみ  
ちとしとやらんか歌に、さしのほるあさ日に君をお  
もひ出ん、かたふく月にわれをわするな といひしも、  
大かた心ハひとしからましとすし申ハかりに候、なを  
よろつめてたくかしく、

なを／＼、<sup>(客)</sup>きやく人さいせんのやうに、あひかはら  
すそのはうおや子にたいし、ねんころに奉公申され  
候よし、これ又なによりもつてうれしく存候、いよ  
／＼諸事たのミ申よし、御心得にあつかるへく候、  
次ゑもんのかうふとわつらひ出し候哉、しかれとも

すいせんのくすりにて大かたなをりたるよし、かん<sup>(肝)</sup>  
ように候、さためて日にましくハ<sup>(快氣)</sup>いきつかまつるへ  
ぎと存候、又申候、まつなミ<sup>(短慮)</sup>たんりよにまかせ、や  
ゝもすれは下女を<sup>(法外)</sup>はうくハいにあつかひ申により、  
その身もしをり給ひ、下女も<sup>(取放)</sup>とりはなち、ひせんに  
たまはりたるよし尤存候、とかくまつなミ事ハゆく  
すゑめしつかはるゝ儀なりかたくおほしめし候とを  
り、<sup>(旨細)</sup>こさいうけたまはりをき候、けに／＼さやうに  
きまかせに候ハ、とてもミやつかへハつかまつり  
とゞけましく候、いづれとも御ふんへつしたひに候、

(慶長十九年九)

(本文書ハ「日記雑録後編四」一〇七一号文書トホボ同文ナレドモ順序並ニ表記ニ  
相違アリ)

### 〇三三三 曾木五兵衛書状写

尚々いまた御参宮者、定而ハ不相知候、何共追而被  
聞合尤存候、定而家居等もせはく可有之候へ共、被  
成 御意儀候条、掃除以下被申付、御せつちんなど  
さへかつてよく候ハ、別ニ普請等入ましく候、

先度開聞へ參詣申候ニ付、彼地より可申越と存候処ニ、

正月十三日

久甫(花押)

便宜無之候故無其儀候、然者 惟新様今月中ニ開聞宮へ

曾木新左衛門殿  
御報

可被成 御社參之旨、被 仰出候、就其、貴所へ可有御  
宿之由

御意ニ而候条、以其心得掃除可在之候、旁為御心得候、

恐々謹言、

曾木五兵衛

三月十日

判

大迫吉之丞殿

宿所

〇二二三 穎娃久甫書狀

為年始之嘉祥、穎娃長兵衛方迄預芳札、具致承知候、先  
以無恙御超歳之由珍重存候、於此方無別条致重年候、入  
御念早々預示之段、過當之至ニ存候、為御礼如此候、恐  
々謹言、

穎娃左京